

3 施設整備



目次

3 施設整備.....	3-1
共用空間	3-2
3.1 会場内園路.....	3-2
3.2 階段.....	3-5
3.3 傾斜路.....	3-8
3.4 会場エントランス空間.....	3-11
3.5 案内所.....	3-12
庭園	3-13
3.6 園路.....	3-13
3.7 階段.....	3-16
3.8 傾斜路.....	3-17
建築物	3-20
3.9 敷地内通路（屋外）	3-20
3.10 出入口.....	3-23
3.11 廊下等（屋内）.....	3-28
3.12 階段.....	3-31
3.13 傾斜路.....	3-36
3.14 エレベーター	3-39
3.15 エスカレーター	3-45
3.16 段差解消機.....	3-47
3.17 便所.....	3-48
3.18 客席.....	3-62
3.19 飲食・物販エリア（カフェテリア、レストラン、物販店等）	3-67
3.20 ベビーケアルーム.....	3-72
3.21 祈祷室.....	3-75
3.22 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）	3-76
3.23 内装等（内装・備品・その他の配慮）	3-83
3.24 避難設備等.....	3-85
共通	3-88
3.25 表示・サイン	3-88
3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等.....	3-92
3.27 カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペース等	3-96
3.28 待ち行列エリア.....	3-97
3.29 補助犬トイレ	3-98

3 施設整備

本章では、博覧会会場内の施設設計のためのアクセシビリティに関する具体的なガイドラインについて、推奨基準と標準基準を示す。

推奨基準 「☆」で行頭に示す

「～することが望ましい」事項を示し、安全かつ円滑な移動等の実現とともに、来場者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えるため、本博覧会開催において特に推奨する基準とする。

標準基準 「■」で行頭に示す

「～しなければならない」「～すること」事項を示し、法的拘束力の有無にかかわらず、少なくとも遵守すべき基準とする。

共用空間

3.1 会場内園路

会場内の園路とは、会場の出入口から庭園、建築物の出入口までを結ぶ園路を指す。高齢者、障がい者等を含む本博覧会を訪れる全ての人々（特に高齢者や車いす使用者）が安全かつ円滑に移動でき、各施設を利用できるよう、連続性を確保した配置に努める必要がある。また、勾配は可能な限り小さくし、車いす使用者の行き違いに配慮した有効幅員を確保するなど、十分な配慮をする必要がある。

3.1.1 基本事項

（動線計画）

- 会場内園路は、原則として階段・段を設けず、車いす使用者やベビーカー利用者を含めた全ての利用者が同一の動線で移動できる動線計画とすること。

（有効幅員）

- 園路の有効幅員は、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 園路の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える 2,000mm 以上とすることが望ましい。
- 園路の有効幅員は、少なくとも 1,800mm 以上とすること。
- 園路に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、その利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な有効幅員を確保すること。なお、混雑時でも車いす使用者や子どもの視線の高さから展示を観覧することに支障がないように、通行位置の設定や適切な有効幅員の確保に留意すること。（待ち行列エリアは 3.28 を参照）

（段）

- 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ☆ やむを得ず段を設ける場合は、段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするのが望ましい。

（勾配）

- ☆ 縦断勾配はできる限り緩くすることが望ましい。また、車いすの通行を妨げるため進行方向以外の側方へ傾斜させないことが望ましい。
- 縦断勾配は、原則として 5 パーセント以下とすること。地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であっても 8 パーセント以下とすること。
- 横断勾配は水勾配が必要な場合を除き、園路は水平とすること。
- 横断勾配で水勾配が必要な場合は、透水性舗装等を用いて円滑な排水性を確保した上で、1 パーセント以下とすること。地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であっても 2 パーセント以下とすること。

(路面)

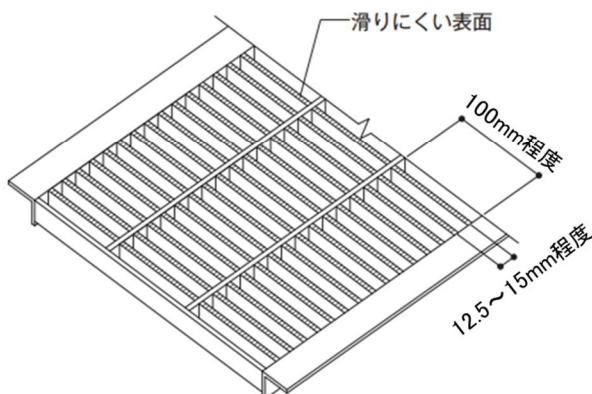
- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとすること。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。平板やインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工すること。
- 砂利敷きや石畳など、車いすやベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を併設すること。

(排水溝)

- 排水溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造とすること。
- 格子型の場合にはピッチ 12.5~15mm程度とし、円形の場合には直径 20mm程度以下とすること。

車いすの前輪が落下しない排水溝のふた

ノンスリップ型

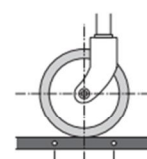


車いすの前輪が落下しない配慮寸法

車いすの前輪の大きさ

手動車いす

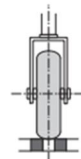
電動車いす



100mm程度の溝



ピッチ 12.5~15mm程度の溝



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

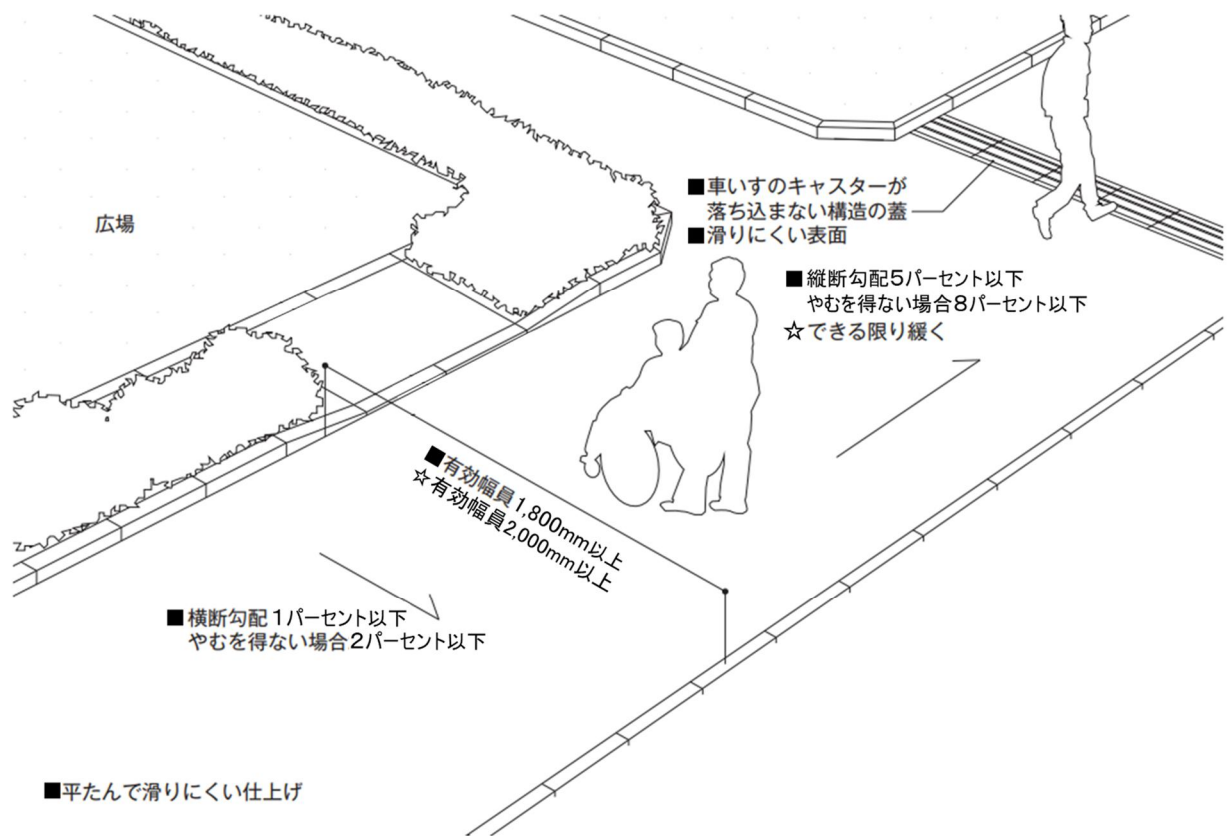
図 排水溝の整備例

(照明)

- 夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。
- ☆ 路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。
- 光源が直接目に入らないよう配慮すること。

(突出物)

- 原則として路面から 2,000mm までの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ 1,100mm 以上のさくの設置やそれに代わる進入防止措置を講ずること。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

図 園路の整備例

3.1.2 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者誘導用ブロック等の一般事項は、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

- ☆ 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、又はスタッフ等による人的誘導を行うことが望ましい。

3.1.3 休憩用設備

- 円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔にベンチ等の休憩用設備を設けること。
- ☆ 休憩用ベンチ等の周辺には車いすが近づき、隣接して滞在できるよう 1,500mm×1,500mm 以上の水平面を確保することが望ましい。
- ☆ 特に利用者ニーズが高く、利用が集中する可能性がある箇所等においては、優先席表示を行い、高齢者、障がい者等が優先的に座れるようにすることが望ましい。

3.2 階段

階段は、高齢者、障がい者等を含む本博覧会を訪れる全ての人々（特に高齢者や杖使用者、視覚障がい者）の移動の負担の大きい箇所であることから、手すりの設置等により円滑な利用に配慮する必要がある。また、適切な蹴上げと踏面の構造、有効幅員を確保し、滑り止めを設置するなど安全対策にも留意する。

階段又は段を設ける場合は、傾斜路が必要となる。

3.2.1 基本事項

（形式）

- 階段を設ける場合には、踏面の幅が一定でない回り階段やらせん階段は、設置しないこと。
- 連続する階段の中では、蹴上げ、踏面の寸法を変えないこと。

（蹴上げ高さ）

- ☆ 蹴上げ高さは 150mm 以下とすることが望ましい。
- 蹴上げ高さは少なくとも 160mm 以下とすること。

（踏面の幅）

- 踏面は 300mm 以上とすること。なお、歩きやすい階段とするために、踏面の幅をあまり広げずに、蹴上げの寸法との組合せに配慮すること。

（段鼻）

- 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（蹴込み）

- 蹴込みは 20mm 以下とすること。

（階段の有効幅員）

- 階段の有効幅員は、階段を利用する来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 杖使用者の利用に配慮し、全ての階段の有効幅員は 1,400mm 以上とすることが望ましい。
- ☆ 主たる経路が傾斜路ではなく、階段となる場合は、2,000mm 以上の有効幅員とすることが望ましい。
- 主たる経路が傾斜路ではなく、階段となる場合は、屋外及び屋内に限らず、少なくとも 1,800mm 以上の有効幅員とすること。

（踏面）

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ☆ 表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げることを望ましい。

- 踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。
- ☆ 段を容易に識別できるようにするため、全長にわたって、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保することが望ましい。

（立ち上がり部の設置）

- 階段の両側は、視覚障がい者等が足を踏み外したりしないよう、50mm 以上立ち上がり部を設けること。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないのので、この限りではない。

（照明）

- 通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。
- ☆ 床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。

（折返し部の衝突防止）

- ☆ 折返し階段の屈曲部には、衝突回避のための鏡を設けることが望ましい。

3.2.2 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者誘導用ブロック等の一般事項は、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

3.2.3 手すり

手すりの一般事項は、3.22 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）を参照。

（設置方法）

- 階段には踊場も含めて、連続して手すりを設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
- ☆ 高齢者や子どもに配慮し、両側に2段手すり（上段 800～850mm、下段 650mm）を設けることが望ましい。
- 両側に手すりを設けること。手すりを1本とする場合、傾斜部分の高さは、踏面の先端から750mm 以上 850mm 以下とすること。水平部分の高さは、路面又は床面から750mm 以上 850mm 以下とすること。
- 階段の手すりの端部は、歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用に配慮し、450mm 以上の長さの水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

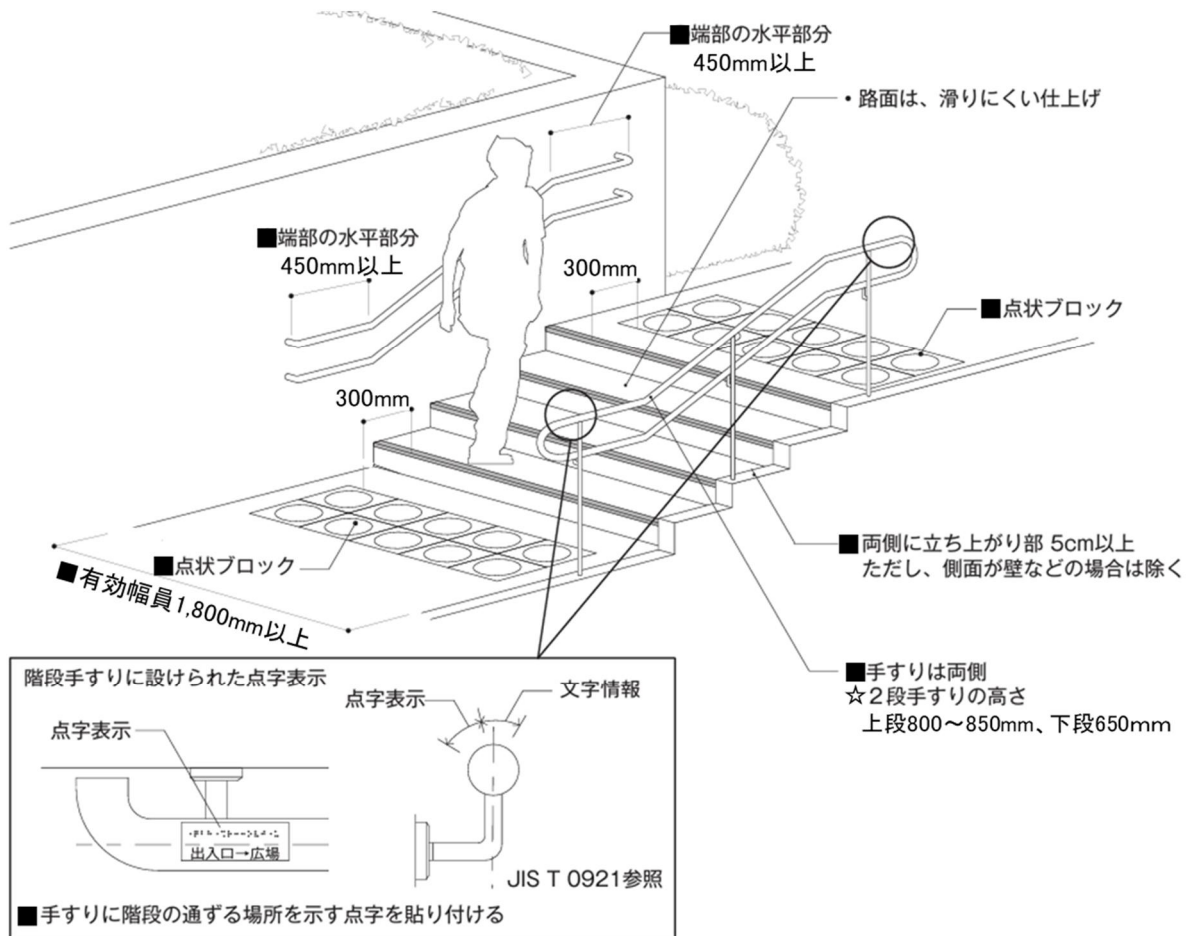
（形状）

- ☆ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形とすることが望ましい。円形の場合は、原則として、断面の直径を30～40mm 程度とし、壁面と手すりのあきは30～50mm 程度とすることが望ましい。手すり支持方法は握りやすいように下方に取り付けることが望ましい。

- 手すりは、直線の形状とすること。ただし、構造上やむを得ない場合はこの限りではない。

(点字表記)

- 階段の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

図 階段の整備例

3.3 傾斜路

傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効である。安全かつ円滑に昇降できるよう、適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要がある。なお、傾斜路とは、階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。

3.3.1 基本事項

(有効幅員)

- ☆ 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、2,000 mm以上とすることが望ましい。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設するもの）とする場合は、1,400 mm以上とすることが望ましい。
- 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、少なくとも1,800 mm以上とすること。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設する）とする場合は、少なくとも1,200 mm以上とすること。

(勾配)

- ☆ 縦断勾配は、5パーセント以下が望ましい。
- 縦断勾配は、少なくとも8パーセント以下とすること。
- 横断勾配は設けないこと。

(立ち上がり部)

- 傾斜路の両側は、視覚障がい者等が足を踏み外したりしないよう50mm以上の立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りではない。

(路面)

- 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
- 前後の園路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(照明)

- 通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。
- ☆ 床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。

3.3.2 踊場

(設置間隔)

- ☆ 踊場は、高低差500mm以内ごとに設けることが望ましい。
- 高低差が750mmを超えるものにあっては、踊場は少なくとも高低差750mm以内ごとに設けること。

(踏幅)

- 踊場の踏幅は、1,500mm 以上とすること。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合は、傾斜路の有効幅員と同じ幅を確保すること。

(水平面)

- ☆ 傾斜路の登り口、降り口には、安全性に配慮し、1,500mm 程度の水平面を設けることが望ましい。

3.3.3 手すり

手すりの一般事項は、3.22 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）を参照。

(設置方法)

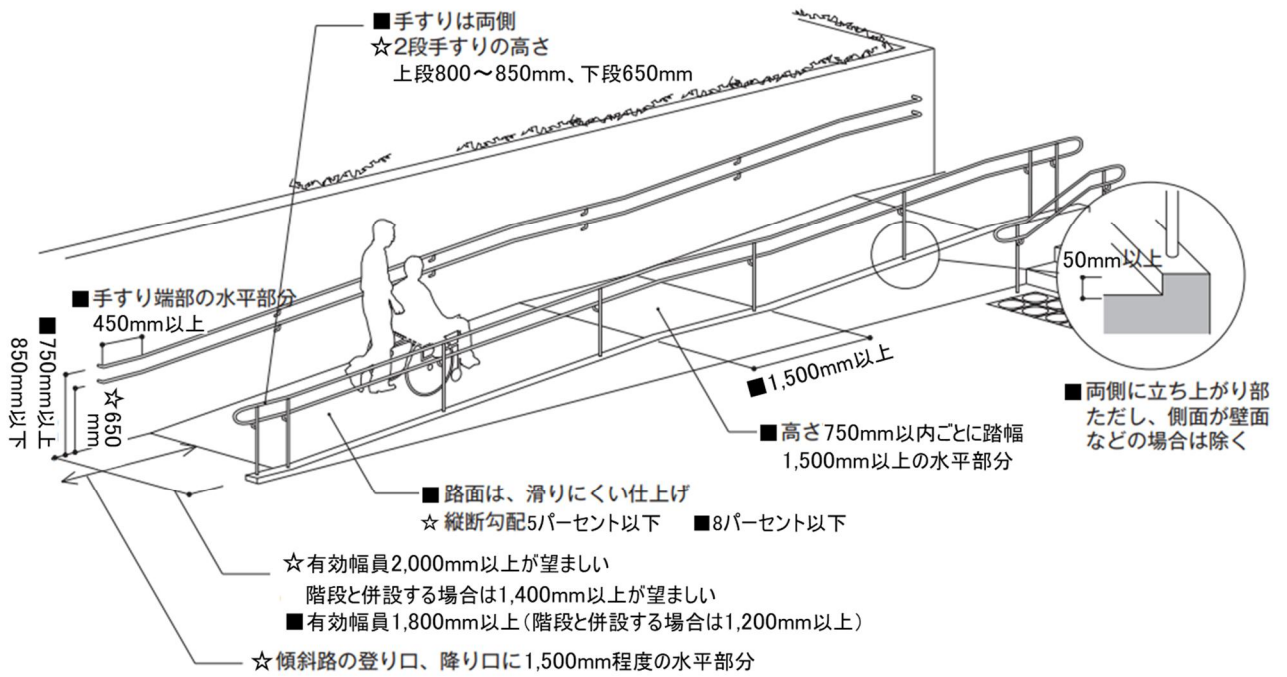
- 傾斜路には踊場も含めて、連続して手すりを設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
- ☆ 高齢者や子どもに配慮し、両側に2段手すり（上段 800～850mm、下段 650mm）を設けることが望ましい。
- 両側に手すりを設けること。手すりを1本とする場合の高さは、750mm 以上 850mm 以下とすること。
- 傾斜路の手すりの端部は、歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用に配慮し、450mm 以上の長さの水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(形状)

- ☆ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形とすることが望ましい。円形の場合は、原則として、断面の直径を 30～40mm 程度とし、壁面と手すりのあきは 30～50mm 程度とすることが望ましい。手すり支持方法は握りやすいように下方に取り付けることが望ましい。
- 手すりは、直線の形状とすること。ただし、構造上やむを得ない場合はこの限りではない。

(点字表記)

- 傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

図 傾斜路の整備例

3.4 会場エントランス空間

3.4.1 会場入口の構成要素

博覧会等の会場入口の構造的要素には以下のようなものがある。

- ・開門前の待機場所
- ・入場券販売又は手荷物及び身体検査のチェックを行う行列又は集合場所
- ・入場券読み取りエリア
- ・手荷物及び身体検査を行う、テント内のセキュリティチェックエリア
- ・検査終了後、再度集合できる、セキュリティチェックエリア周辺の簡単な待機場所

- 上記のいずれのエリアも、アクセシブルで適切な幅やスペースがあり、適切に設計されていること。

会場入口において設置される各種設備（入退場ゲート、カウンター、券売機、ロッカー、ベビーカー置き場等）については、3.22 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）、3.23 内装等（内装・備品・その他の配慮）を参照。

3.4.2 会場入口での配慮事項

入場の際には、開始時間まで会場入口付近で待機する必要がある。移動等に制約がある人も、他の人と一緒に列に並ぶことになる。留意すべき事柄には次のものが含まれる。

- ☆ アクセシビリティに配慮した降車場所は、会場入口のできるだけ近くに配置することが望ましい。
- ☆ 入口への通路には、50m 間隔で休憩用ベンチと、アクセシビリティに配慮した入口のごく近くに日よけとシェルターを設置するのが望ましい。
- ☆ 休憩用ベンチ等の周辺には車いすが近づき、隣接して滞在できるよう 1,500mm×1,500mm 以上の水平面を確保することが望ましい。
- ☆ 特に利用者ニーズが高く、利用が集中する可能性がある箇所等においては、優先席表示を行い、高齢者、障がい者等が優先的に座れるようにすることが望ましい。

3.5 案内所

本博覧会を訪れる全ての人々が、会場内サービスの情報提供を受ける案内所はアクセシブルなものとしなければならないため、車いす利用者用のものを別の場所に分離して設置してはならない。

- 案内所のカウンターは、高さ 700～750mm 程度、カウンター下の膝下クリアランスは、高さ 650～700mm 程度、幅 750mm、奥行き 450mm を標準とすること。
- 車いす使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車いす使用者が回転できる十分なスペース（1,500mm×1,500mm 以上）を確保すること。
- ☆ 立位で使用するカウンター等を設ける場合は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設けることが望ましい。

庭園

3.6 園路

庭園内の園路とは、会場内園路等から展示施設の出入口まで又は庭園内全ての園路や通り抜けのための園路などを指す。高齢者、障がい者等を含む本博覧会を訪れる全ての人々（特に高齢者や車いす使用者）が安全かつ円滑に移動でき、庭園を利用できるよう、連続性を確保した配置に努める必要がある。また、勾配は可能な限り小さくし、車いす使用者の行き違いに配慮した有効幅員を確保するなど、十分な配慮をする必要がある。

3.6.1 基本事項

（動線計画）

- 庭園内園路は、原則として階段・段を設けず、車いす使用者やベビーカー利用者を含めた全ての利用者が同一の動線で移動できる動線計画とすること。

（有効幅員）

- 園路の有効幅員は、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 園路の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える2,000mm以上とすることが望ましい。
- 園路の有効幅員は、少なくとも1,800mm以上とすること。
- 園路に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、その利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な有効幅員を確保すること。なお、混雑時でも車いす使用者や子どもの視線の高さから展示を観覧することに支障がないように、通行位置の設定や適切な有効幅員の確保に留意すること。（待ち行列エリアは3.28を参照）

（段）

- 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ☆ やむを得ず段を設ける場合は、段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするのが望ましい。

（勾配）

- ☆ 縦断勾配はできる限り緩くすることが望ましい。また、車いすの通行を妨げるため進行方向以外の側方へ傾斜させないことが望ましい。
- 縦断勾配は、原則として5パーセント以下とすること。地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であっても8パーセント以下とすること。
- 横断勾配は水勾配が必要な場合を除き、園路は水平とすること。
- 横断勾配で水勾配が必要な場合は、透水性舗装等を用いて円滑な排水性を確保した上で、1パーセント以下とすること。地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であっても2パーセント以下とすること。

(路面)

- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとすること。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。平板やインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工すること。
- 砂利敷きや石畳など、車いすやベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を併設すること。

(排水溝)

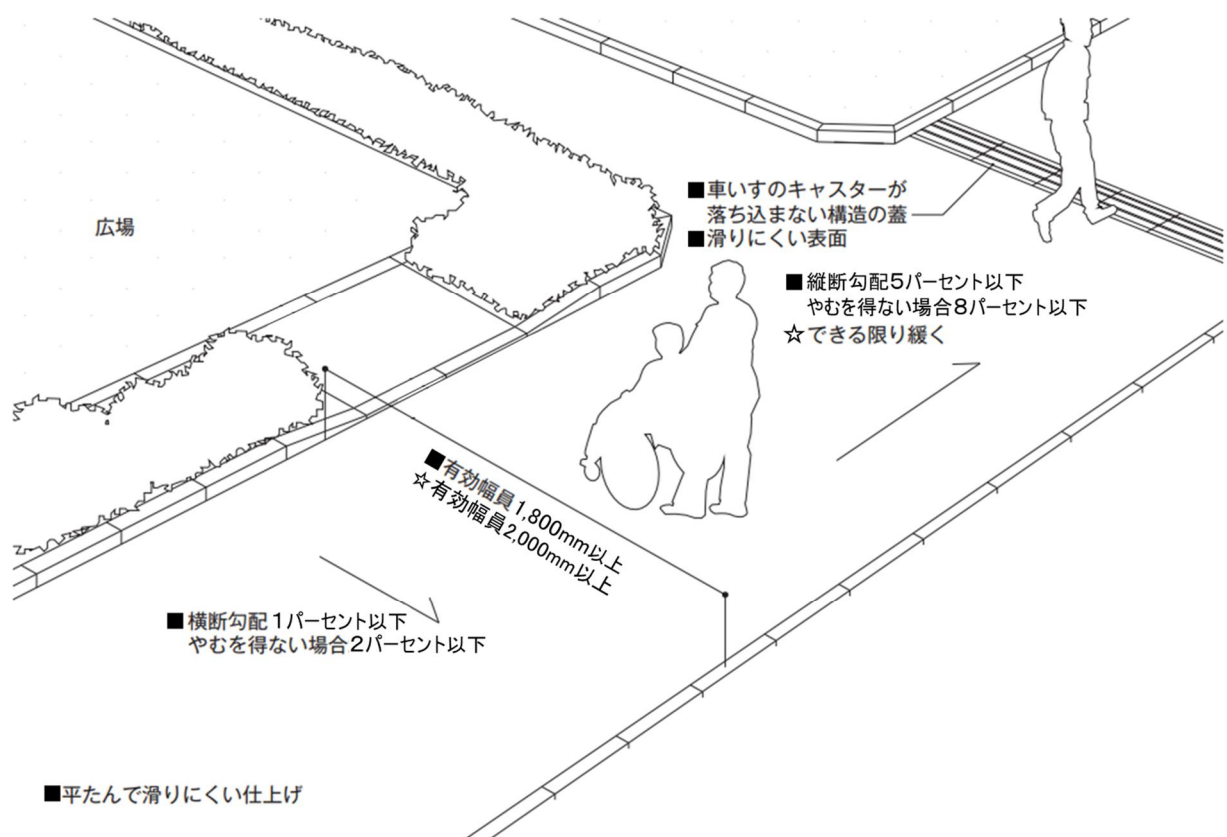
- 排水溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造とすること。
- 格子型の場合にはピッチ 12.5~15mm×100mm 程度とし、円形の場合には直径 20mm 程度以下とすること。

(照明)

- 夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。ただし、展示空間についてはこの限りではない。展示については4章サービス参照。
- ☆ 路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。
- 光源が直接目に入らないよう配慮すること。

(突出物)

- 原則として路面から 2,000mm までの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ 1,100mm 以上のさくの設置やそれに代わる進入防止措置を講ずること。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

図 園路の整備例

3.6.2 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者誘導用ブロック等の一般事項は、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

- ☆ 施設用途等を考慮した上で、必要に応じて園路等に視覚障がい者誘導用ブロック等を連続して敷設することが望ましい。

3.7 階段

庭園の園路には原則として階段は設置しないこととするが、地形又は施設の構造等の状況でやむを得ず設置しなければならない場合は 3.2 階段を参照すること。

階段又は段を設ける場合は、傾斜路が必要となる。

3.8 傾斜路

傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効である。安全かつ円滑に昇降できるよう、適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要がある。なお、傾斜路とは、階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。

3.8.1 基本事項

(有効幅員)

- ☆ 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、2,000 mm以上、かつ敷地内の通路及び廊下等の幅以上とすることが望ましい。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設するもの）とする場合は、1,400 mm以上とすることが望ましい。
- 傾斜路の有効幅員は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう少なくとも 1,200mm 以上とすること。

(勾配)

- ☆ 縦断勾配は、5パーセント以下が望ましい。
- 縦断勾配は、少なくとも8パーセント以下とすること。
- 横断勾配は設けないこと。

(立ち上がり部)

- 傾斜路の両側は、視覚障がい者等が足を踏み外したりしないよう 50mm 以上の立ち上がり部を設けること。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないのもので、この限りではない。

(路面)

- 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
- 前後の園路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(照明)

- 通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。ただし、展示空間についてはこの限りではない。展示については4章サービス参照。
- ☆ 床面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。

3.8.2 踊場

(設置間隔)

- ☆ 踊場は、高低差 500mm 以内ごとに設けることが望ましい。
- 高低差が 750mm を超えるものにあっては、踊場は少なくとも高低差 750mm 以内ごとに設けること。

(踏幅)

- 踊場の踏幅は、1,500mm 以上とすること。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合には、傾斜路の有効幅員と同じ幅を確保すること。

(水平面)

- ☆ 傾斜路の登り口、降り口には、安全性に配慮し、1,500mm 程度の水平面を設けることが望ましい。

3.8.3 手すり

(設置方法)

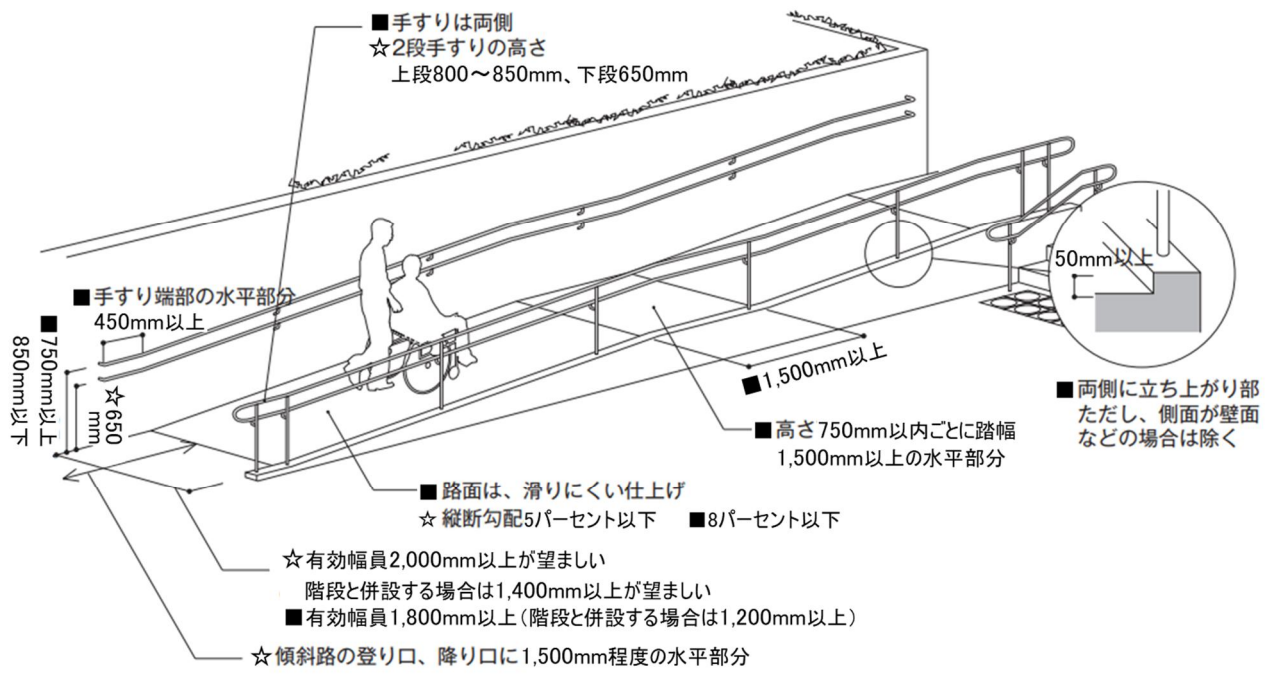
- 傾斜路には踊場も含めて、連続して手すりを設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
- ☆ 高齢者や子どもに配慮し、両側に2段手すり（上段 800～850mm、下段 650mm）を設けることが望ましい。
- 両側に手すりを設けること。手すりを1本とする場合の高さは、750mm 以上 850mm 以下とすること。
- 傾斜路の手すりの端部は、歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用に配慮し、450mm 以上の長さの水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(形状)

- ☆ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形とすることが望ましい。円形の場合は、原則として、断面の直径を 30～40mm 程度とし、壁面と手すりのあきは 30～50mm 程度とすることが望ましい。手すり支持方法は握りやすいように下方に取り付けることが望ましい。
- 手すりは、直線の形状とすること。ただし、構造上やむを得ない場合はこの限りではない。

(点字表記)

- 傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

図 傾斜路の整備例

建築物

3.9 敷地内通路（屋外）

敷地内の通路とは、会場内園路等から展示施設（建築物）の出入口までの通路や通り抜けのための通路などを指す。高齢者、障がい者等を含む本博覧会を訪れる全ての人々（特に高齢者や車いす使用者）が安全かつ円滑に建築物へ移動できるよう、連続性を確保した配置に努める必要がある。また、勾配は可能な限り小さくし、車いす使用者の行き違いに配慮した有効幅員を確保するなど、十分な配慮をする必要がある。

3.9.1 基本事項

（動線計画）

- 敷地内通路は、原則として階段・段を設けず、車いす使用者やベビーカー利用者を含めた全ての利用者が同一の動線で移動できる動線計画とすること。
- やむを得ず段差・高低差が生じる場合は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること（階段は3.12、傾斜路3.13、エレベーターは3.14を参照）。
- ☆ 敷地内の通路と敷地境界部分や出入口との段を設けないことが望ましい。

（有効幅員）

- 通路の有効幅員は、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 通路の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える2,000mm以上とすることが望ましい。
- 通路の有効幅員は、少なくとも1,800mm以上とすること。
- 通路に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、その利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な有効幅員を確保すること。なお、混雑時でも車いす使用者や子どもの視線から展示を見ることに支障がないように、通行位置の設定や適切な有効幅員の確保に留意すること。（待ち行列エリアは3.28を参照）

（路面）

- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとすること。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。平板やインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工すること。
- 砂利敷きや石畳など、車いすやベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を併設すること。

（つまずきの危険源の除去）

- 通路では、つまずき危険源となる突出物は配置しないこと。

(照明)

- 夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。
- ☆ 路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。
- 光源が直接目に入らないよう配慮すること。

3.9.2 休憩用設備

- 円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔にベンチ等の休憩用設備を設けること。
- ☆ 休憩用ベンチ等の周辺には車いすが近づき、隣接して滞在できるよう 1,500mm×1,500mm 以上の水平面を確保することが望ましい。
- ☆ 特に利用者ニーズが高く、利用が集中する可能性がある箇所等においては、優先席表示を行い、高齢者、障がい者等が優先的に座れるようにすることが望ましい。

3.9.3 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者誘導用ブロック等の一般事項は、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

- ☆ 敷地境界と建築物の出入口の距離が短い等、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、又はスタッフ等による人的誘導を行うことが望ましい。

3.9.4 その他

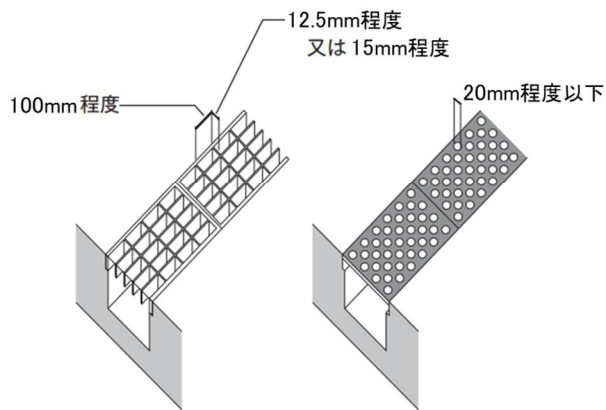
(横断勾配)

- 水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とすること。
- 横断勾配で水勾配が必要な場合は、透水性舗装等を用いて円滑な排水性を確保した上で、1パーセント以下とすること。地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であっても、少なくとも2パーセント以下とすること。

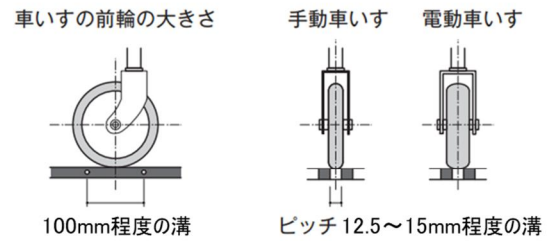
(排水溝)

- 排水溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造とする。
- 格子型の場合にはピッチ 12.5~15mm×100mm 程度とし、円形の場合には直径 20mm 程度以下とする。

車いすの前輪が落下しない排水溝のふた



車いすの前輪が落下しない配慮寸法



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 排水溝の整備例

(案内設備)

- ☆ インターホンを案内設備とする場合、聴覚障がい者に配慮し、モニター付きインターホンとすることが望ましい。

(戸)

- 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

3.10 出入口

出入口には、外部出入口、利用居室の出入口、車いす使用者用便房の出入口等がある。高齢者、障がい者等が円滑に通過することができるよう、幅を確保し、戸を容易に操作できるようにするとともに、戸の開閉動作に必要な出入口まわりのスペースを確保するよう配慮しなければならない。

車いす使用者等に配慮して、高低差や段を設けず、引き戸や自動ドア等容易に開閉して通過できる構造とする。また、出入口の前後には、車いす使用者等が待機できるスペースを設けることが必要である。

3.10.1 基本事項

(水平性の確保)

- 建築物の出入口、及び主要経路上の出入口付近は水平であること。階段又は段を設けないこと。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)
- 出入口のドアの前後に高低差がないようにすること。
- ☆ 雨仕舞の関係から段が生じる場合は、高低差 10mm 程度で丸みを持たせる、すり付ける等の配慮を行うことが望ましい。

(床)

- 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ☆ 床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。
- ☆ 車いすの操作が極端に重くなるため、毛足の長いカーペットは避ける。

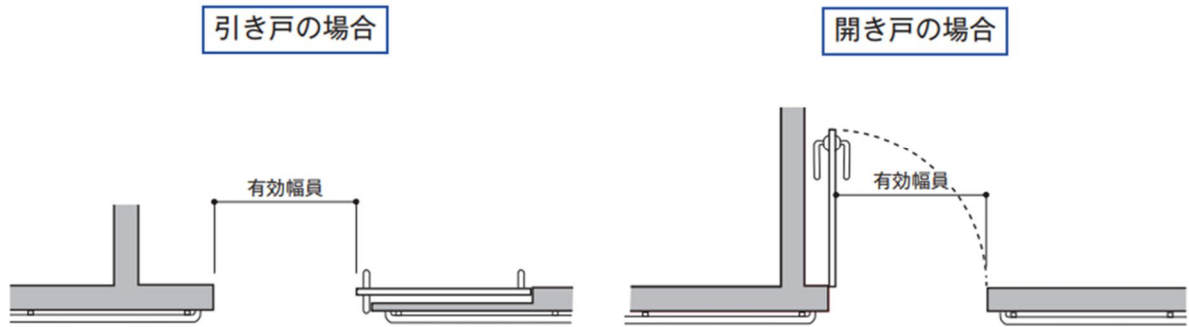
(庇の設置)

- 屋外の出入口には、夏の日差しや雨等を考慮して、屋根又は庇を設置すること。

(有効幅員)

- ☆ 出入口の有効幅員は、950mm 以上とすることが望ましい。
- 出入口の有効幅員は、少なくとも 850mm 以上とすること。なお、出入口はドアの厚みや戸の引き残しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう、十分に検討すること。
- ☆ 主要な出入口の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える 2,000mm 以上とすることが望ましい。主要な出口と入口を分ける場合、2箇所とも有効幅員が 1,000mm 以上とすることが望ましい。
- 主要な出入口の有効幅員は、少なくとも 1,000mm 以上とすること。
- 主要な出口と入口を分ける場合、2箇所とも有効幅員は少なくとも 850mm 以上とすること。

出入口の有効幅員は、扉を開けた状態（扉の面と枠の一番狭い部分）で測る。



（出典）横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル〔建築物編〕

図 有効幅員の測り方

（照明）

- 通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。ただし、展示空間についてはこの限りではない。展示については4章サービス参照。
- ☆ 床面をより明確に示すため、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。

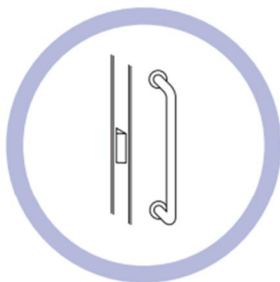
3.10.2 戸

（形式）

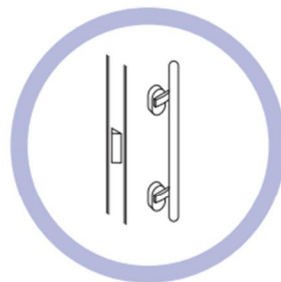
- 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。開場時間中において常に戸が開放されている場合やスタッフにより戸の開閉が行われる場合などは開き戸等であっても支障ない。
- ☆ 手動式の引き戸とする場合は、上吊り形式にするなど、軽く開閉できるものとし、戸の動きを停止又は開ける力は、軽い力（最大 30N）で操作可能なものとするのが望ましい。
- 回転扉を設置しないこと。

（取っ手）

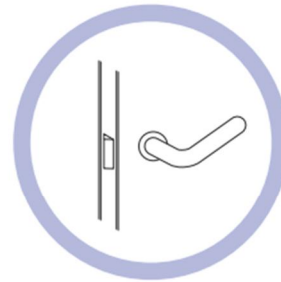
- ☆ 円形（握り玉）は、操作が困難な人もいるので避け、レバーハンドル、プッシュプルハンドル、又は棒状のものとするのが望ましい。片手で操作が可能で、手の微妙な操作能力が不要なものを、車いす使用者や子どもにも使いやすい高さに設けるのが望ましい。
- ☆ 取っ手は、高齢者、障がい者等が使いやすい高さとして、床面から 900mm 程度に設けるのが望ましい。



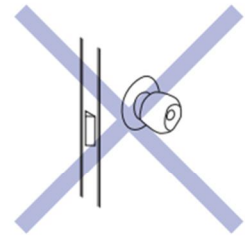
☆棒状



☆プッシュプルハンドル



☆レバーハンドル



握り玉

(出典) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編]

図 使いやすい取っ手

(室名表示・サイン)

- ☆ 戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、必要に応じて、浮き彫り文字及び点字を併記した室名等を表示することが望ましい。

(戸と戸の有効距離)

- 複数の戸が相互に連係して連なっている場合、2つの戸が同時に開いた状態を想定して、戸と戸の有効距離は、2枚の戸の幅に加えて1,500mm設けること。

(材質)

- ☆ ガラス戸の場合、床上35cmまでを車いすあたりとすることが望ましい。

(ガラス戸・戸に設ける窓)

- ☆ 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにすることが望ましい。
- 開き戸の場合、衝突等の危険防止のため、戸の反対側の様子が分かるように、安全ガラス（合わせガラス又は強化ガラス）を用いたガラス窓を、車いす使用者や子ども等の存在が分かる高さ・位置に設けること。ただし、プライバシー上の問題、展示演出効果を高める必要がある場合は、この限りではない。

(ドアクローザーの能力)

- ☆ 手動式の扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設けることが望ましい。
- ☆ 低抵抗のディレイ装置付ドアクローザーの場合、開閉時間について安全を確保することが望ましい。

(安全対策)

- 衝突等の危険防止のために、戸の存在を分からせること。

(袖壁の設置)

- 戸の横に幅 300mm 以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。
- ☆ 廊下に面した外開き戸には、通行の支障にならないようアルコーブを設けるなどの配慮をすることが望ましい。車いす使用者が戸を開閉しやすいように、開き戸の場合は、袖壁を 450mm 以上確保することが望ましい。

3.10.3 自動ドア

(構造)

- 自動開閉装置は押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。
- 自動式の引き戸の場合は、戸の開閉速度や感知範囲を、高齢者、障がい者等が利用しやすいように設定すること。
- ☆ 戸に挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全装置（補助光電センサー）を設置することが望ましい。

(緊急時安全対策)

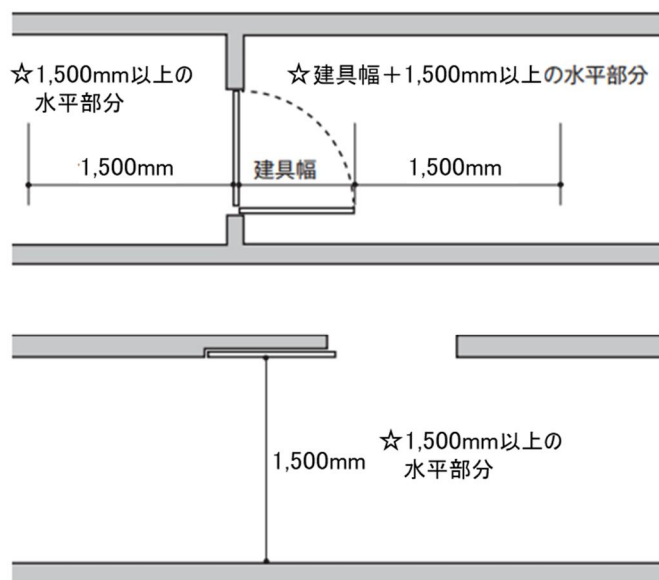
- 緊急時に手動で開閉できるような形式にする、又は手動式の戸を併設すること。

3.10.4 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者誘導用ブロック等の一般事項は、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

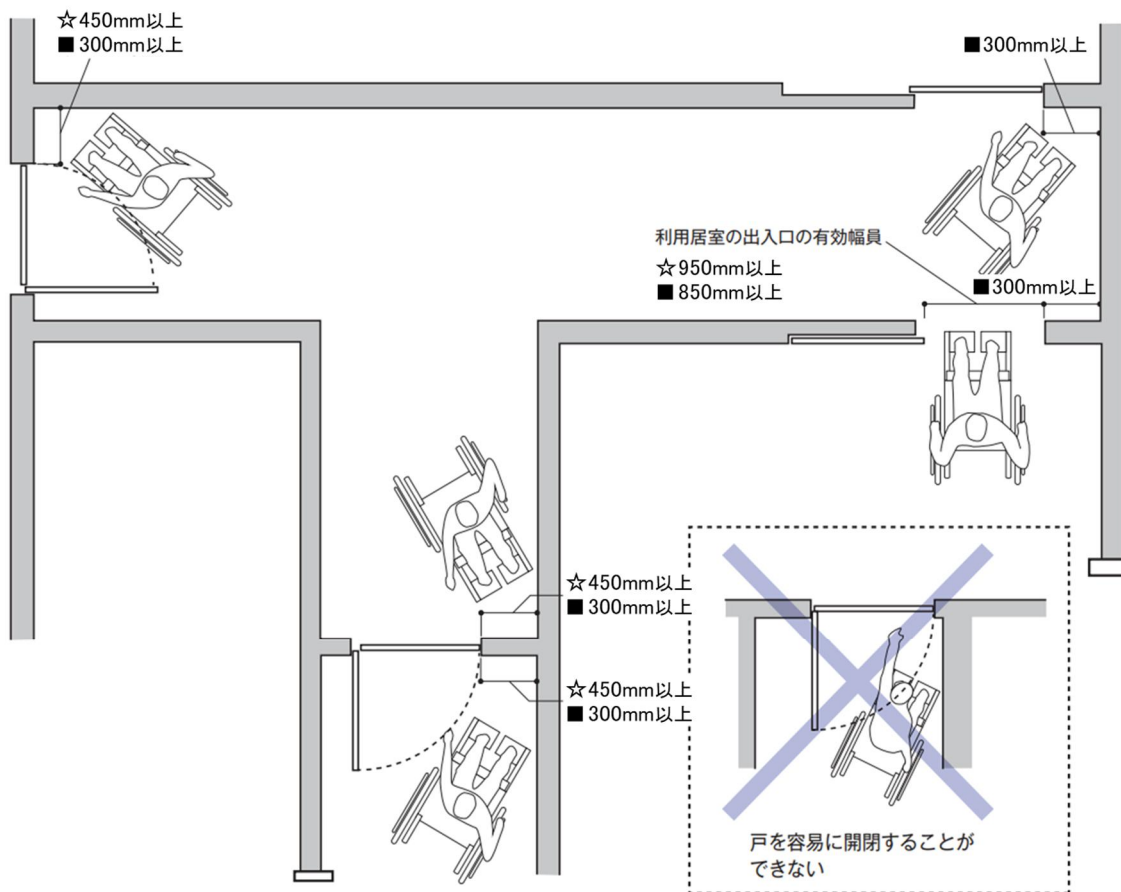
3.10.5 戸周辺のスペース

- 戸の前後には、車いす待機のための水平なスペースを確保する。
- ☆ 戸の前後の水平部分は、引き戸の場合は 1,500mm 以上、開き戸の場合は、建具幅+1,500mm 以上確保することが望ましい。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 戸周辺のスペース



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 車いす使用者のための開閉スペース

3.11 廊下等(屋内)

廊下等（玄関、ホール等を含む）は、外部出入口から目的とする利用居室、便所等へのアプローチとして重要な部分である。円滑に車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できる幅を確保した上で、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保し、緊急時の避難等を考慮して設置することが必要である。備品類の設置についても通行の支障とならないよう配慮し、通行の支障とならないよう壁面からの突起物はできるだけなくす必要がある。

3.11.1 基本事項

（有効幅員）

- 廊下等の有効幅員は、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 廊下等の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える2,000mm以上とすることが望ましい。
- 廊下等の有効幅員は、少なくとも1,800mm以上とすることとし、動線の工夫や車いす同士がすれ違い可能な空間を設けるなど、車いす使用者等が円滑に通行できる対応を行うこと。
- 廊下等に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、通行以外の利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な有効幅員を確保すること。なお、混雑時でも車いす使用者や子どもの視線の高さから展示を観覧することに支障がないように、通行位置の設定や適切な有効幅員の確保に留意すること。

（段）

- 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ☆ やむを得ず段を設ける場合は、段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするのが望ましい。

（突出物）

- ☆ 通路には原則突出物を設けないことが望ましい。
- やむを得ず上下両端が路面から650～2,000mmの範囲内にある突出物を設ける場合には、100mmを超えて通路に張り出さないこととする。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者が白杖で感知できずに衝突することがないように、衝突防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。

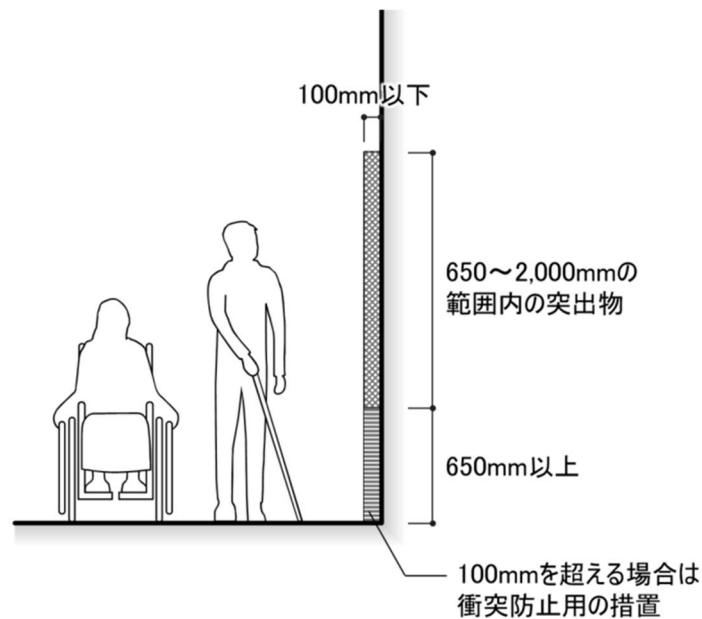


図 通路の突出物（例）

（壁の出隅）

- ☆ 曲がり角部分は危険防止のため隅切り等を行うことが望ましい。

（床面）

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ☆ 床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げることを望ましい。
- ☆ 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないことが望ましい。
- ☆ 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないことが望ましい。

（壁面）

- ☆ 車いすのフットレストが当たりやすい床上 350mm 程度まで車いす及び壁面等を保護する車いすあたりを取り付けることが望ましい。

（床や壁の識別性の確保）

- ☆ 床及び壁の仕上げ材料は、床面と壁面の境界部分の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その境界を容易に識別できるものとするのが望ましい。
- 床面の模様や配色は、段差や穴などと錯覚されるような紛らわしいデザインを避けること。

（照明）

- 通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。ただし、展示空間についてはこの限りではない。展示については4章サービス参照。
- ☆ 路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も利用することが望ましい。
- 光源が直接目に入らないよう配慮すること。

3.11.2 休憩用設備

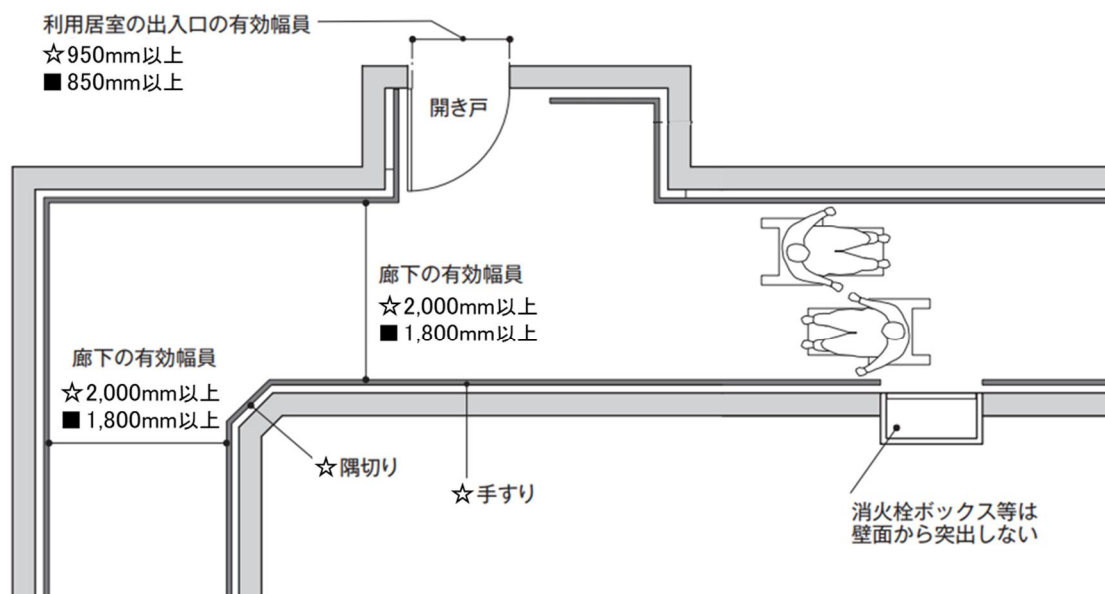
- ☆ 休憩用設備（ベンチ等）を、通行の妨げにならない適切な位置に設けることが望ましい。ベンチ等を設置する場合、人が座った際の足の出等に配慮して、有効幅員を確保することが望ましい。
- ☆ 休憩用ベンチ等の周辺には車いすが近づき、隣接して滞在できるよう1,500mm×1,500mm以上の水平面を確保することが望ましい。
- ☆ 特に利用者ニーズが高く、利用が集中する可能性がある箇所等においては、優先席表示を行い、高齢者、障がい者等が優先的に座れるようにすることが望ましい。

3.11.3 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者誘導用ブロック等については、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

3.11.4 手すり

- ☆ 高齢者、障がい者等の通行に配慮し、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 廊下等の整備例

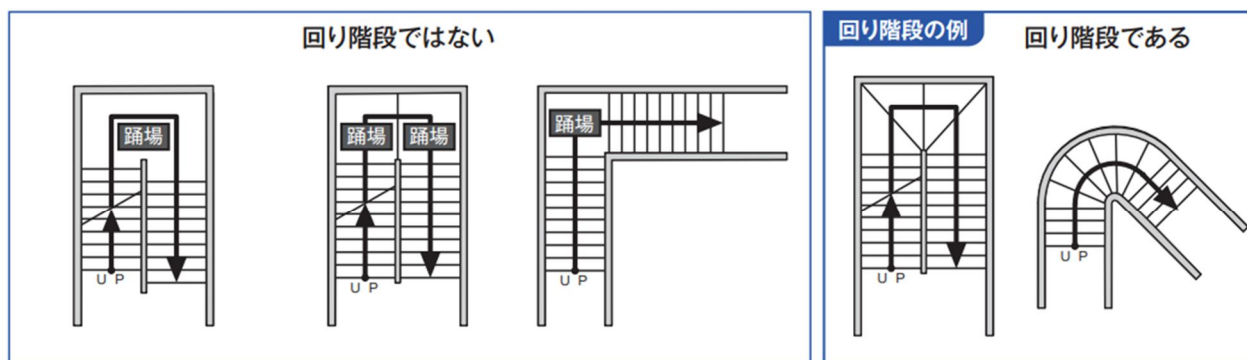
3.12 階段

階段は、高齢者、障がい者等を含む本博覧会を訪れる全ての人々（特に高齢者や杖使用者、視覚障がい者）の移動の負担の大きい箇所であることから、手すりの設置等により円滑な利用に配慮する必要がある。また、適切な蹴上げと踏面の構造、有効幅員を確保し、滑り止めを設置するなど安全対策にも留意する。

3.12.1 基本事項

(形式)

- 連続する階段の中では、蹴上げ、踏面の寸法を変えないこと。
- ☆ 主たる階段は、回り階段でないことが望ましい。回り階段は、段を踏みはずしてしまう危険があり、視覚障がい者も方向感覚を失いやすいため、好ましくない。



(出典) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編]

図 回り階段について

(蹴上げ高さ)

- ☆ 蹴上げ高さは 150mm 以下とすることが望ましい。
- 蹴上げ高さは少なくとも 160mm 以下とすること。

(踏面の幅)

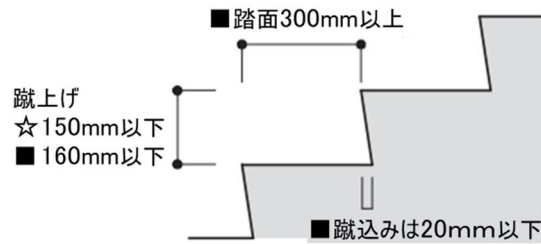
- 踏面は 300mm 以上とすること。なお、歩きやすい階段とするために、踏面の幅をあまり広げずに、蹴上げの寸法との組合せに配慮すること。

(段鼻)

- 段鼻には滑り止めを設けること。金属製の滑り止めは杖が滑るので避けること。
- 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

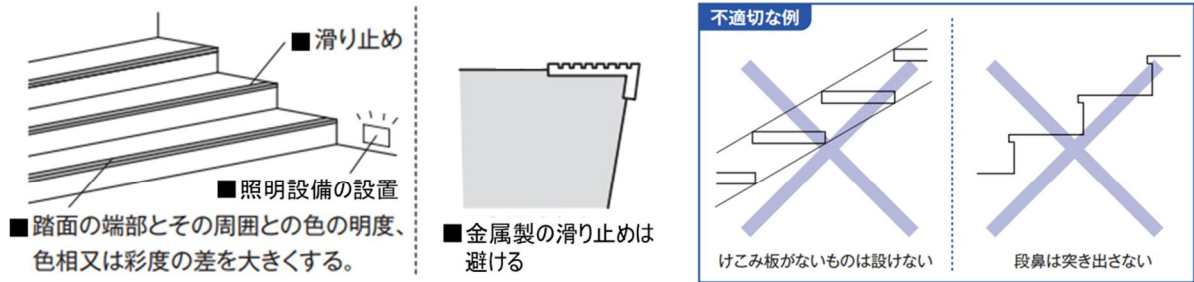
(蹴込み)

- 蹴込み板を設ける。蹴込みは 20mm 以下とすること。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 段の構造



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 段鼻・蹴込みの構造

(階段の有効幅員)

- 階段の有効幅員は、階段を利用する来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 階段の有効幅員は、1,300mm以上とすることが望ましい。
- 階段の有効幅員は、少なくとも1,200mm以上とすること。

(踏面)

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 踏面の端部(段鼻)とその周囲の部分(踏面等)との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。
- ☆ 段を容易に識別できるようにするため、全長にわたって、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保することが望ましい。

(階段下の安全対策)

- 階段下側の天井が低くなる部分に、歩行者がぶつからないように安全対策をすること。

(立ち上がり部の設置)

- ☆ 階段側面は両面とも壁であることが望ましい。壁がない場合には杖の先が落ち込まないように50mm以上の立ち上がり部を設けることが望ましい。

(照明)

- 夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。
- ☆ 路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。
- 光源が直接目に入らないよう配慮すること。

3.12.2 折返し部

(折返し部の衝突防止)

- ☆ 踊場の壁面には、鏡を設けること等により、衝突防止の配慮をすることが望ましい。

3.12.3 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者誘導用ブロック等の一般事項は、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

3.12.4 手すり

(設置位置)

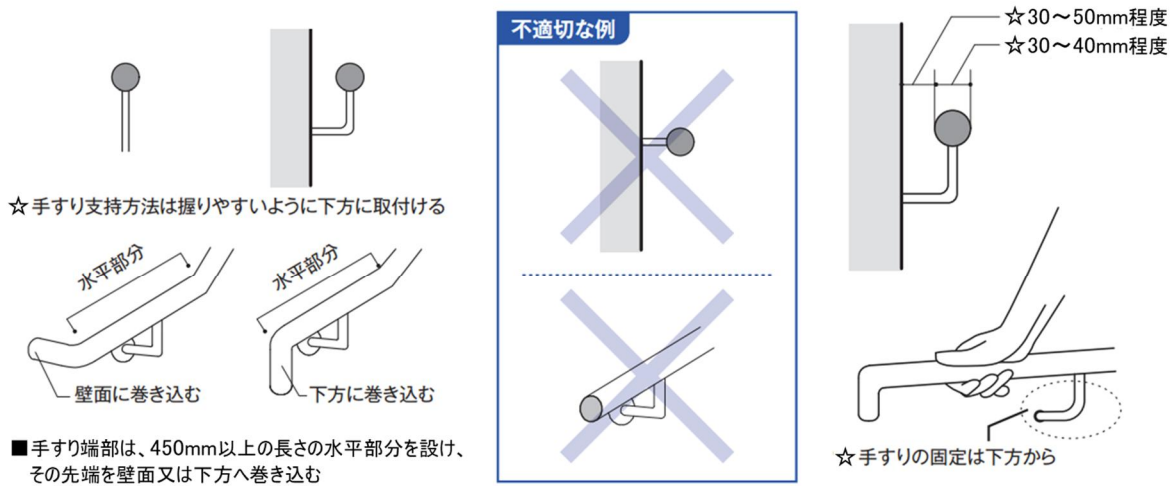
- 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
- 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合はこの限りではない。
- ☆ 高齢者や子どもに配慮し、両側に2段手すり（上段 800～850mm、下段 650mm）を設けることが望ましい。
- 両側に手すりを設けること。手すりを1本とする場合、傾斜部分の高さは、踏面の先端から750mm以上850mm以下とすること。水平部分の高さは、路面又は床面から750mm以上850mm以下とすること。
- 階段の手すりの端部は、歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用に配慮し、450mm以上の長さの水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(形状)

- ☆ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形とすることが望ましい。円形の場合は、原則として、断面の直径を30～40mm程度とし、壁面と手すりのあきは30～50mm程度とすることが望ましい。手すり支持方法は握りやすいように下方に取り付けることが望ましい。
- 手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合はこの限りではない。

(点字表示)

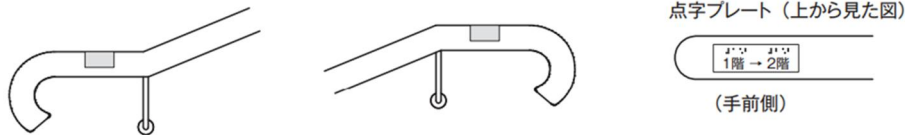
- 階段の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。



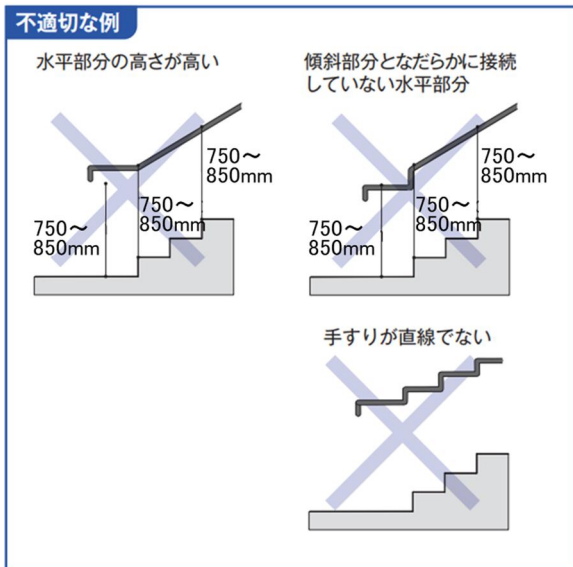
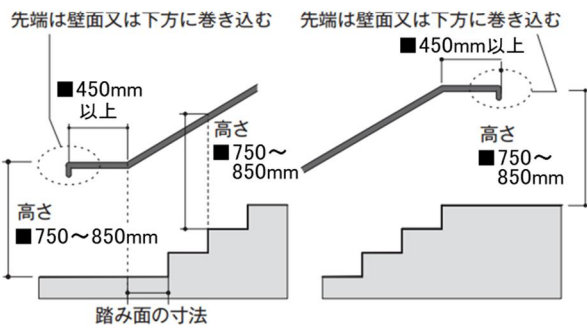
(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 手すりの形状、固定方法、端部納まり

階段手すりに設けられた点字表示

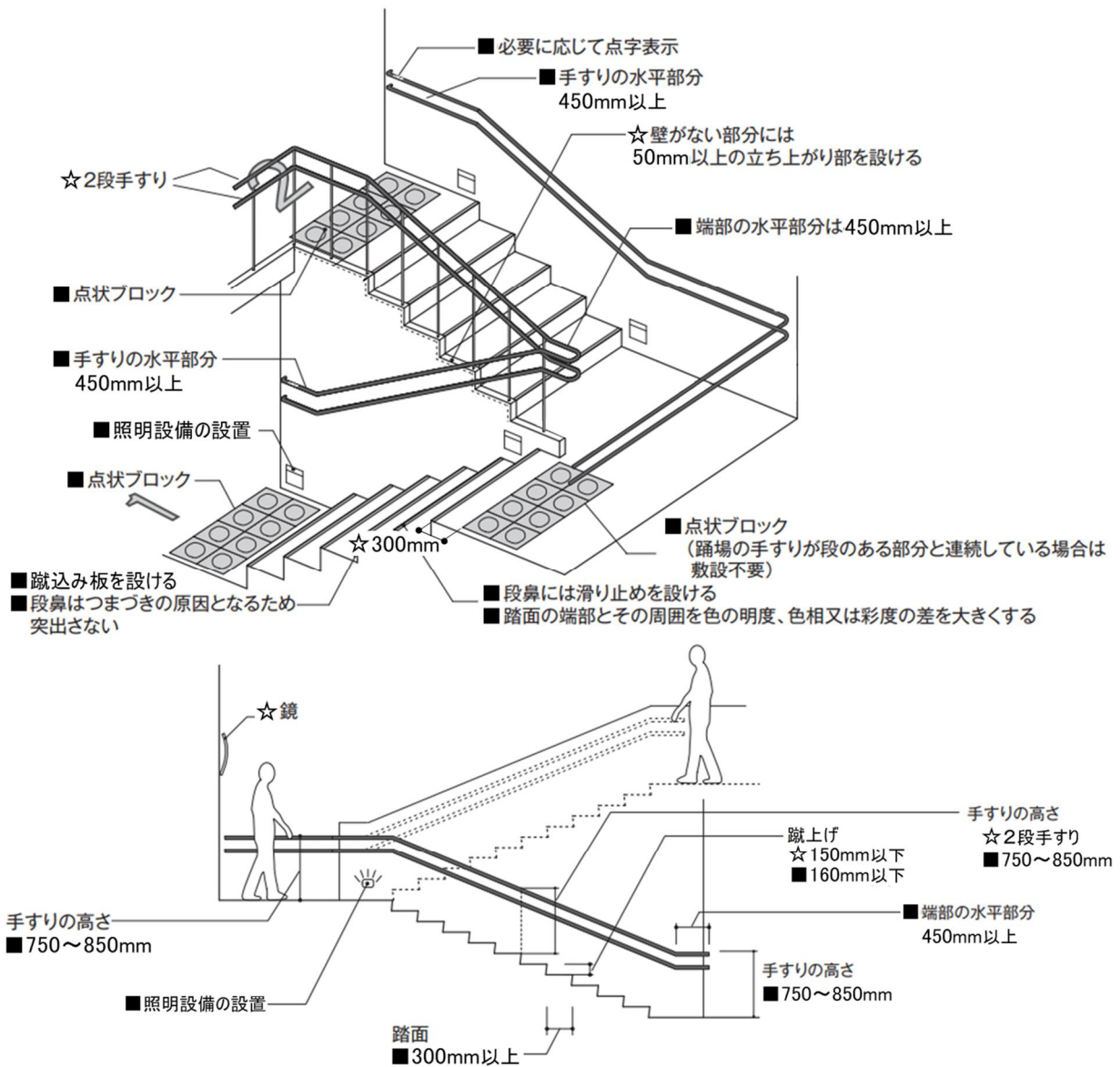


手すり始末端部の水平部



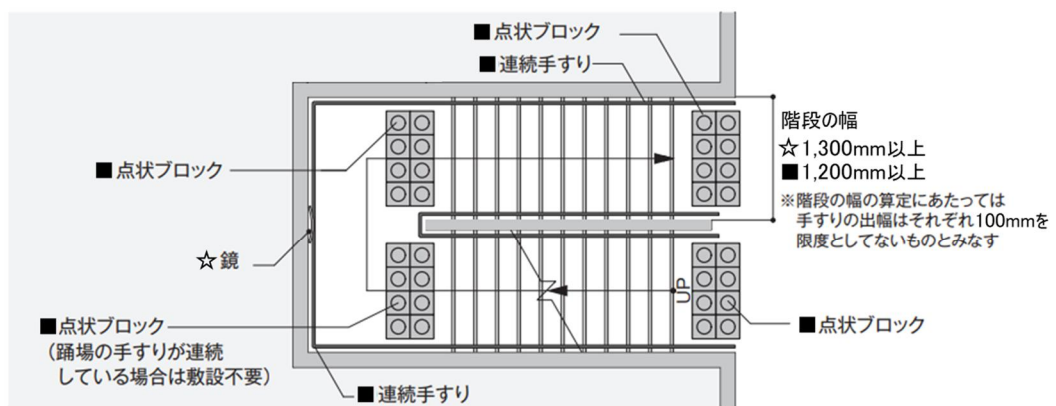
(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 手すりの構造 (始末端部の構造など)



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 階段の構造



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 踊場の構造

3.13 傾斜路

傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカー利用者の通行等にも有効である。安全かつ円滑に昇降できるよう、適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要がある。

3.13.1 基本事項

(有効幅員)

- ☆ 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、屋外及び屋内に限らず 2,000 mm以上かつ敷地内の通路及び廊下等の幅以上とすることが望ましい。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設するもの）とする場合は、1,400 mm以上とすることが望ましい。
- 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、屋外及び屋内に限らず少なくとも 1,800 mm以上かつ敷地内の通路及び廊下等の幅以上とすること。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設する）とする場合は、少なくとも 1,200 mm以上とすること。

(勾配)

- ☆ 車いすの通行を妨げないように、進行方向以外の側方へ傾斜させないことが望ましい。
- ☆ 勾配は、20 分の 1 以下が望ましい。
- 勾配は、少なくとも 12 分の 1 を超えないこと。

(側面の立ち上がり)

- 傾斜路の両側に、側壁又は 50mm 以上の立ち上がり部を設けること。

(路面)

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

3.13.2 踊場

(設置間隔)

- ☆ 踊場は、高低差 500mm 以内ごとに設けることが望ましい。
- 高低差が 750mm を超えるものにあつては、踊場は少なくとも高低差 750mm 以内ごとに設けること。

(踏幅)

- 踊場の踏幅は、1,500mm 以上とすること。ただし、折り返し、転回箇所における踊場の場合は、傾斜路の有効幅員と同じ幅を確保すること。

(照明)

- 夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設けること。
- ☆ 路面をより明確に示すため、標準的な照明方法に加え、目の高さより下に取り付ける照明設備も整備することが望ましい。
- 光源が直接目に入らないよう配慮すること。

3.13.3 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者誘導用ブロック等の一般事項は、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

- 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が 20 分の 1 を超えず、若しくは高さが 160mm を超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。

3.13.4 手すり

(設置方法)

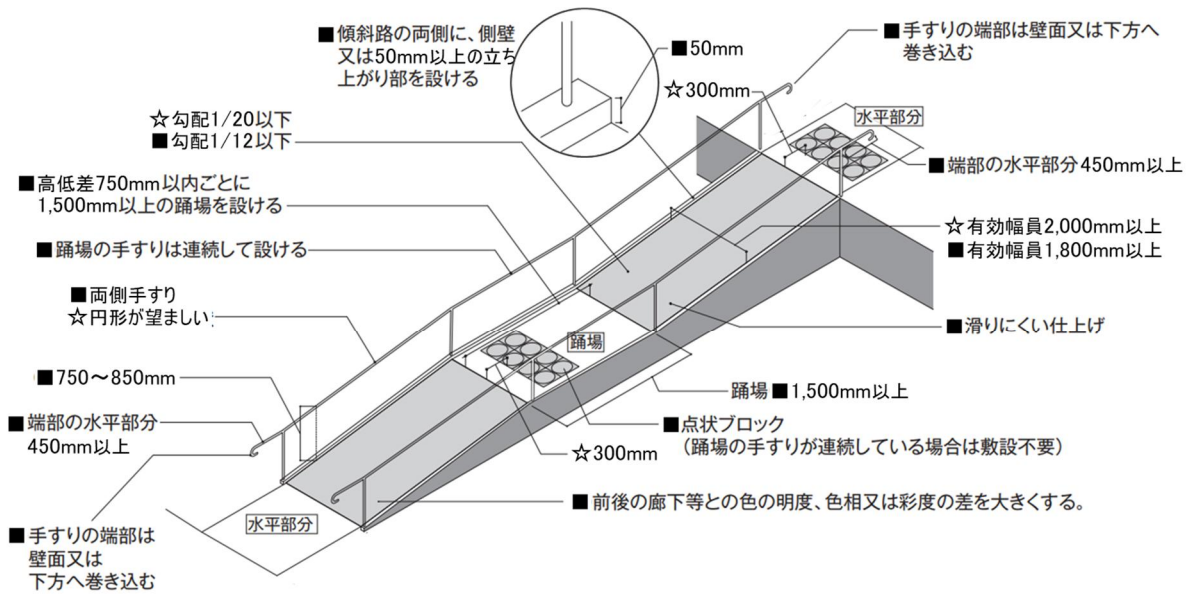
- 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 160mm を超える傾斜がある傾斜路には手すりを設けること。
- 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
- ☆ 高齢者や子どもに配慮し、両側に 2 段手すり（上段 800～850mm、下段 650mm）を設けることが望ましい。
- 両側に手すりを設けること。手すりを 1 本とする場合の高さは、750mm 以上 850mm 以下とすること。
- 傾斜路の手すりの端部は、歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用に配慮し、450mm 以上の長さの水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(形状)

- ☆ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形とすることが望ましい。円形の場合は、原則として、断面の直径を 30～40mm 程度とし、壁面と手すりのあきは 30～50mm 程度とすることが望ましい。手すり支持方法は握りやすいように下方に取り付けることが望ましい。
- 手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合はこの限りではない。

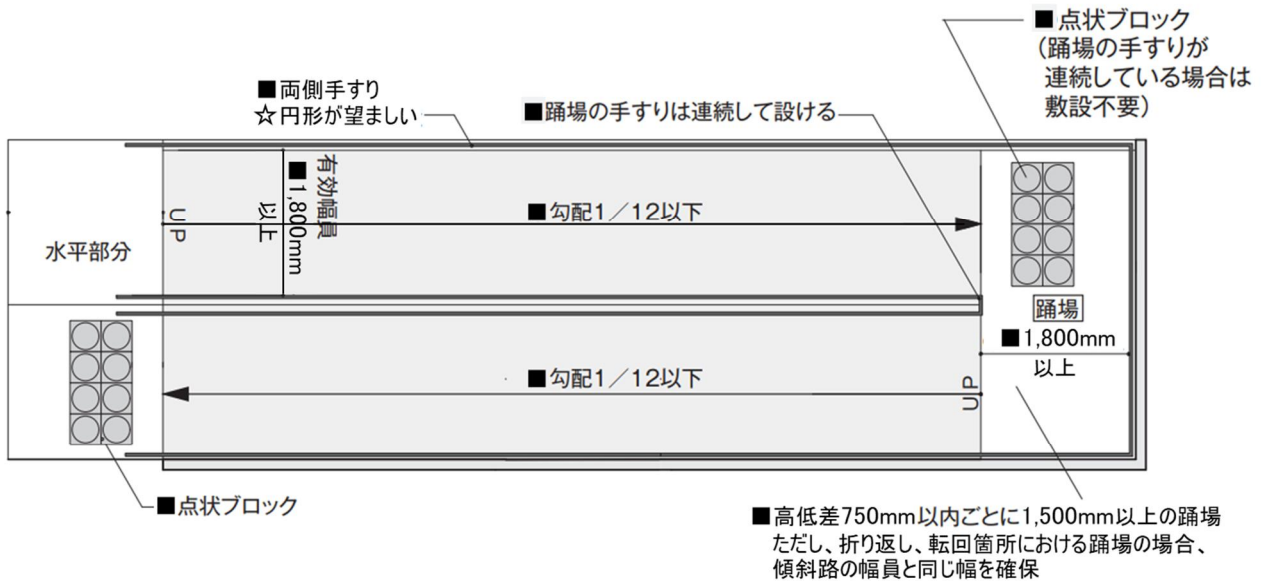
(点字表記)

- 傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 傾斜路の基本的な構造



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 折れ曲がる傾斜路の場合

3.14 エレベーター

エレベーターは、高齢者、障がい者等の垂直移動手段として有効なものである。エレベーター内だけでなく、乗降口ビーについても、円滑に操作できるボタンや音声案内など、高齢者、障がい者等に配慮した設備を設ける必要がある。

3.14.1 基本事項

(設置場所)

- エレベーターの設置場所については、主要な経路に隣接して設置すること。

(形式)

- ☆ 車いすがかご内で転回する必要のない(かごの前面と背面に設置した)2箇所のドアを用いた貫通型が望ましい。
- ☆ 複数のエレベーターを設置する場合は、同じ仕様とすることが望ましい。
- 車いす兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506B)・視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準(JEAS-515E)(ともに、(一社)日本エレベーター協会制定)によること。
- 停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設けること。

(停止階)

- かごは、利用居室、車いす使用者用便房がある階及び地上階に停止すること。

(庇)

- 出入口が屋外に面するエレベーターの場合、夏の日差しや雨等を考慮して、十分な広さの屋根又は庇を設けること。

3.14.2 戸

(有効幅員)

- ☆ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、900mm以上とすることが望ましい。
- かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、少なくとも800mm以上とすること。

(袖壁)

- ☆ かご及び昇降路の出入口の袖壁は片側のみ、又はなしとすることが望ましい。

(内外の視認性の確保)

- ☆ 非常時の安全確保のため、乗降口ビーに面するかごの戸にはガラス窓などを設置することが望ましい。

(安全装置)

- 戸は自動とし、引き戸式であること。閉じかけの戸が遮られると閉じる動作を停止し、再度開ける機能を持つ、戸の障害物検知装置が取り付けられているものとする。

3.14.3 かご

(大きさ)

- ☆ かごの大きさは、人の通行の多さ、展示施設等の規模を考慮し、幅 2,100mm×奥行き 1,500mm、又は同等水準のサイズ（JIS A 4301：幅 2,150mm×奥行き 1,600mm、又は幅 2,000mm×奥行き 1,750mm（24 人乗り））以上にすることや複数配置を考慮することが望ましい。
- かごの大きさは、少なくとも幅 1,700mm×奥行 1,500mm、又は同等水準のサイズ（JIS A 4301：幅 2,000mm×奥行き 1,350mm、又は幅 1,800mm×奥行き 1,500mm（17 人乗り））以上にすること。ただし、構造上やむを得ず規定のかごの大きさを設置できない場合は、複数台設置する等、来場者の円滑な利用に配慮したエレベーター計画とすること。

(明るさ)

- かご内の照明は、乗降ロビーや周辺通路の照明と同レベルで、ちらつきのない均一なものとする。

(手すり)

手すりの一般事項は、3.22 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）を参照。

- かご内の左右両面の側板には、手すりを設け、握りやすい形状にすること。
- ☆ 手すりは、正面壁にも設けることが望ましい。

(鏡の設置)

- かご内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認できるために、鏡を設けること。鏡は、戸の開閉状態等を確認できれば、凸面鏡でもよい。

3.14.4 乗り場ボタン・操作盤・案内装置

(設置位置)

- かご内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置（乗り場ボタン・操作盤）を設けること。
- かごの側壁に設置される車いす使用者対応操作盤の一番上にある階数ボタンの位置は、床面から 1,100mm を超えないものとする。
- 乗降ロビーの車いす対応乗り場ボタンは、床面から 1,000mm 程度の高さに設置すること。

(乗り場ボタン・操作盤ボタン)

- ☆ かご内の操作盤の階数ボタンは、操作しやすい大きさで、浮き出し又は触知できるものとするが望ましい。また、キャンセル機能付が望ましい。
- ☆ 開閉ボタンについては、三角の矢印を付ける等、開閉が認識しやすいよう配慮することが望ましい。

- ☆ 押された利用階が視覚で分かるようするとともに、操作盤のボタンの数字・文字を浮き出しにし、JIS T 0921 に基づいて点字を付加することにより、触知できるように配慮することが望ましい。
- ☆ ボタンを押したことが音響で分かるようにすることが望ましい。
- かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - （ア）点字
 - （イ）文字等の浮き彫り
 - （ウ）音による案内
 - （エ）その他これらに類するもの
- ☆ 押しボタンは弱視者（ロービジョン）にも見えやすい配色と浮き出し文字等の形状、分かりやすい点字表記を付けることが望ましい。

（案内装置）

- かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。装置を設ける場合は、到着する階を先に案内し、その後に戸の開閉を案内すること。
- かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- ☆ エレベーター到着時の音による案内は、上がるか下りるかの運転方向を聞き取りやすい音の高低差で表すことが望ましい。
- ☆ エレベーター内の音声案内情報は、聴覚障がい者に配慮して文字情報としても提供することが望ましい。

（満員時の注意喚起）

- ☆ 聴覚障がい者に配慮し、かご内の見やすい位置に過負荷であることを音声案内及び視覚的に表示することが望ましい。

（非常時の通信装置）

- ☆ 聴覚障がい者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置することが望ましい。
- エレベーターそれぞれに、緊急応答システムにつながる双方向の通信システムを備えているものとする。
- ☆ かご内に、緊急時に聴覚障がい者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障がい者であることが判別できる）ボタンやモニターを設置することが望ましい。
- ☆ かご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットを設置することが望ましい。設置する場合は、車いす使用者の利用上支障にならないよう配慮すること。

3.14.5 乗降ロビー

(広さ)

- エレベーターの乗降ロビーには車いす使用者の待機、車いす使用者の回転に支障がないように、1,500mm×1,500mm以上の水平な空間を設けること。当該水平空間は移動経路上に配置しない。

(かごとロビーの高低差)

- ☆ かごには、着床時のかごと乗降ロビー床との高低差が許容範囲の±10mmを超えないように保つことが望ましい。

(案内情報)

- 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- ☆ 障がい者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置することが望ましい。
- ☆ エレベーターの付近では、音による誘導が望ましい。

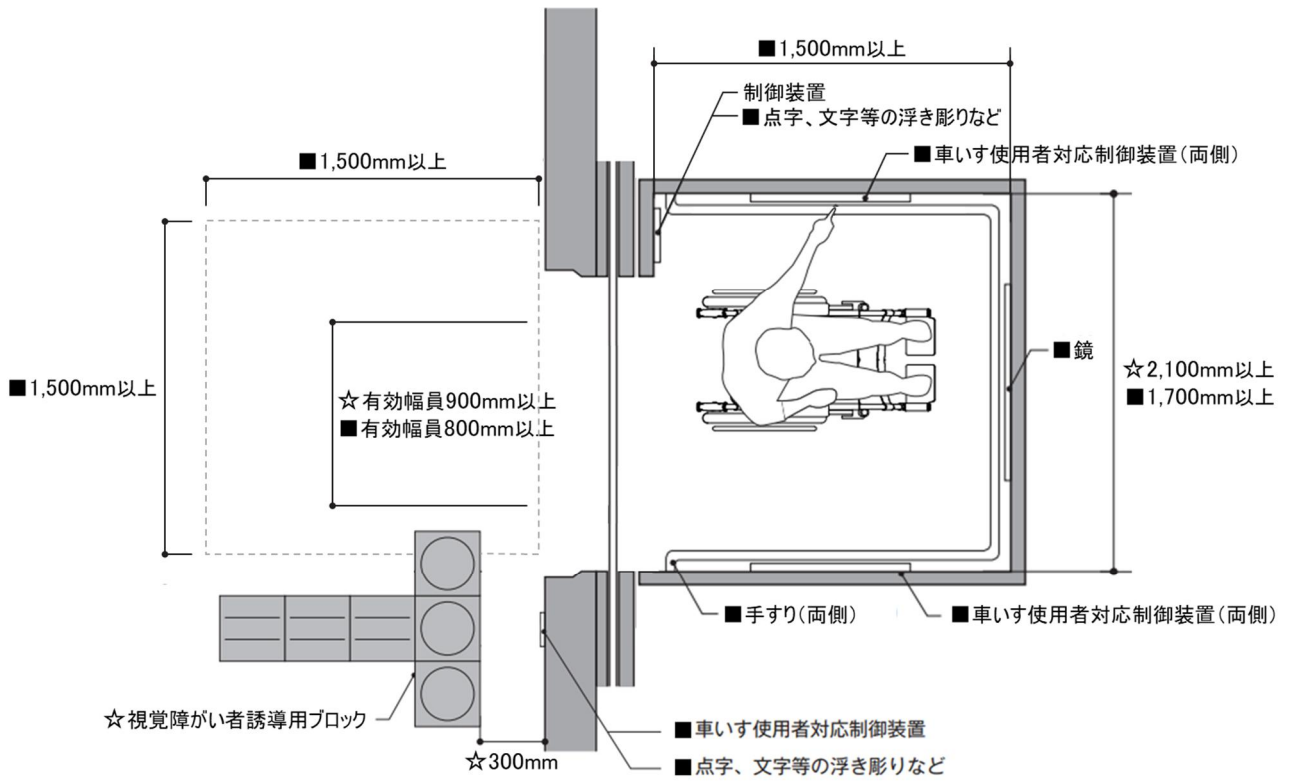
(車いすあたり)

- ☆ 乗降ロビーの周辺には、壁面や戸枠を守るために設ける車いすあたりを設け、床面から350mm程度の高さとするのが望ましい。

3.14.6 視覚障がい者誘導用ブロック等

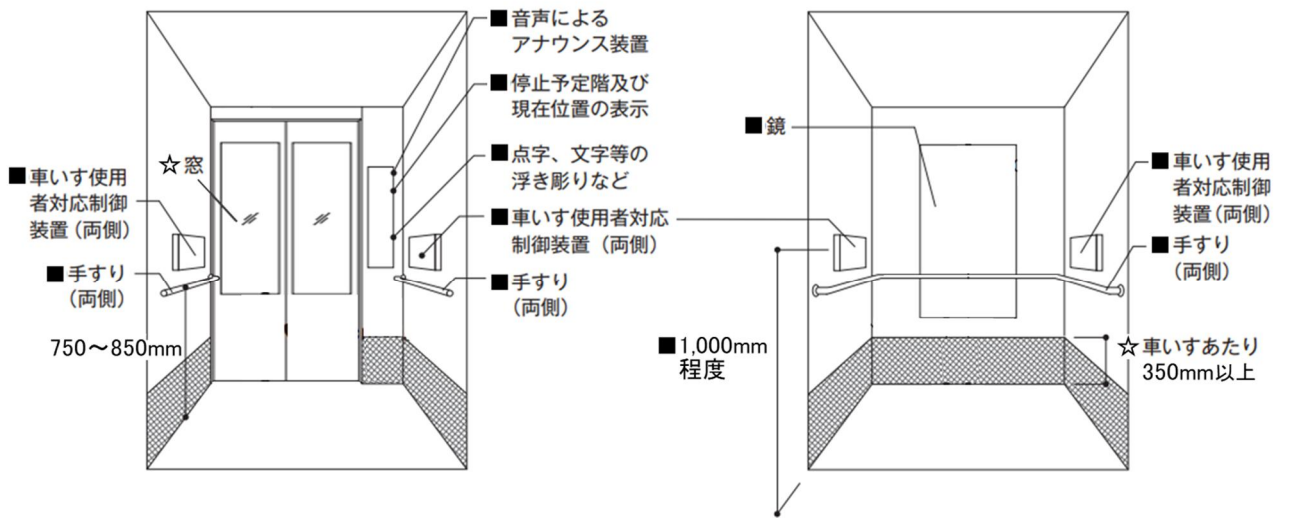
視覚障がい者誘導用ブロック等の一般事項は、3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等を参照。

- ☆ 乗降ロビーの制御装置(乗り場ボタン)の前には、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設することが望ましい。



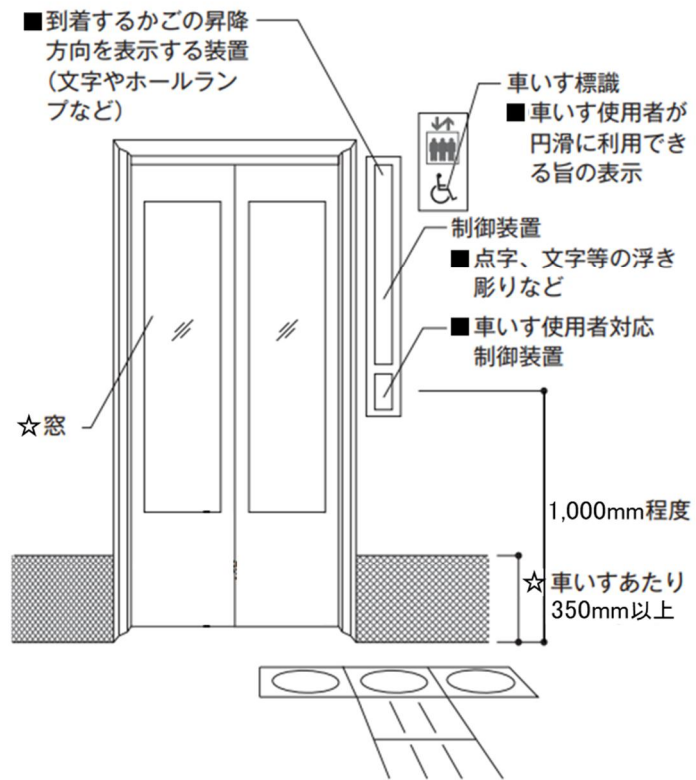
(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 エレベーターまわりの整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 エレベーターかご内の整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 乗降ロビーの整備例

3.15 エスカレーター

高齢者、障がい者等に配慮した垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となるが、健常者も含む多くの人の移動のためには、エスカレーターも有効な垂直移動の手段である。エスカレーターを設置するときは、高齢者、障がい者に配慮する必要がある。また、水平型エスカレーターにおいては、その施設にかかわる項目の一部を基準とする。

3.15.1 基本事項

(幅)

- ☆ エスカレーターを設ける場合は、幅は 1000 型（踏み段の内法有効幅員 1,000mm 程度）とすることが望ましい。

(踏み段境界の識別)

- くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、くし板と踏み段等との境界を容易に識別できるものとする。
- 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- ☆ 踏み段の端部だけでなく、四方に縁取り（例えば、踏み段段鼻は緑色、両端部は黄色にする等）を行う等により、踏み段相互の識別をしやすいようにすることが望ましい。

(踏み段の水平部分)

- ☆ 踏み段の水平部分は踏み段 3 枚程度とすることが望ましい。

(定常段差に達するまでの踏み段の数)

- ☆ 定常段差に達するまでは、緩やかに角度変化することが望ましい。
- ☆ 定常段差に達するまでの踏み段は 5 枚程度とすることが望ましい。

(移動手すりの構造)

- ☆ 移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏み段手前くし部分から 700mm 程度、降り口では踏み段後方くし部分から 700mm 程度の移動手すりをとることが望ましい。
- 移動手すりは、乗降口の踏み段の昇降開始部分から水平部分で 1,200mm 以上の長さとする。

(固定手すりの設置)

- ☆ エスカレーターの乗降口には、1,000mm 以上の固定手すりを設けることが望ましい。
- ☆ 移動手すりとは固定手すりの間に、身体が挟まらないような配慮をすることが望ましい。

(照明)

- 乗降口の足元は適宜照明を行うこと。

(その他)

- 上り下りのエスカレーターが並んで配置される場合は、向かって左側を進入方向に統一すること。

3.15.2 注意喚起対策

(表示・サイン)

- エスカレーター付近に、エスカレーターがあることを表示する表示・サインを設けること。
- ☆ はさまれ事故や転倒事故を防止するため、注意喚起用の表示・サインを設けることが望ましい。
- ☆ 表示・サインを設置する場合、移動手すりにマークを付けるなど弱視者（ロービジョン）に配慮して進行方向を分かりやすい表示とすることが望ましい。

(点状ブロック)

- 警告を標示する点状ブロックは、昇降口のランディングプレートの手前 300mm 程度の位置及び固定手すりの内側に敷設すること。

3.15.3 案内誘導対策

(音声案内装置)

- エスカレーターの行き先又は昇降方向（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向）を音声により知らせる設備を設けること。ただし、展示演出等に影響がある場合はこの限りではない。
- ☆ 音声案内装置の設置に当たっては、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置することが望ましい。

3.15.4 緊急時安全対策

(非常停止ボタン)

- 乗降口の近くの壁面又は柱面等に非常停止ボタンを設けること。

(逆進入防止センサー)

- 自動停止するエスカレーターの場合は、逆進入防止センサーを設けること。

3.16 段差解消機

高齢者、障がい者等に配慮した垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となるが、車いす使用者が2階程度に移動する場合は、階段横に設置する段差解消機も有効な垂直移動の手段である。段差解消機を設置するときは、車いす使用者に配慮したものとする。

段差解消機とは、車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15m/分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m²以下のものである。

3.16.1 基本事項

(寸法)

- 台の寸法は幅 900mm 以上、奥行き 1,500mm 以上とすること。

(周辺のスペース)

- 1,500mm 角以上を確保すること。

(呼出ボタンの高さ)

- 700~1,200mm 程度とすること。

(出入口)

- 幅は 900mm 以上とすること。
- 袖壁を設けること。

(手すり)

- ☆ 高さ 800~1,000mm 程度にある手すりを 2 箇所以上に設置することが望ましい。

(制御装置)

- ☆ ボタンは肘でも操作可能なものとする。
- ☆ 外部からも操作可能な制御装置を設けることが望ましい。

(移動高さ)

- 最大移動高さは、扉なしでは 2,000mm、扉ありの場合は 4,000mm とすること。
- 階段横に設置する段差解消機は、同一室内で複数の段差解消機を連続して設置しないこと。

3.17 便所

多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に、乳幼児用の設備を有する便房の設置などを適切に配置する必要がある。特定の便房に利用者が集中することを避けるため、各種設備・機能を会場全体に適切に分散して配置することが重要である。また、近年では男女共用の便房設置に関するニーズが高まっており、異性介助による便所利用の場合など、利用者の状況に配慮した便所・便房の設計が求められている。

各展示施設（建築物）において便所の設置義務はないが、施設内での滞在時間が長い施設や移動距離が長い施設、飲食用途を伴う施設については、来場者が利用可能な便所を本ガイドラインに沿って設けることとする。

なお、乳幼児用設備については、3.20 ベビーケアルーム参照。

3.17.1 基本事項

（車いす使用者用便房）

- 便所を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用することができる便房を一以上設けること。
- 車いす使用者用便房は、可能な限り一般便所と一体的に計画すること。
- 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- ☆ 車いす使用者用便房は、異性による介助・同伴利用等を考慮して一以上を、誰でも利用できる位置に設けることが望ましい。
- ☆ 男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便房には大きめのシート（大型ベッド）を設けることが望ましい。大型ベッドを設置する際には、広げた状態でも障がい者、介助者の動作に支障のない十分な広さを確保することが望ましい。

（オストメイト対応便房）

- 便所を設ける場合は、オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

（その他の便房）

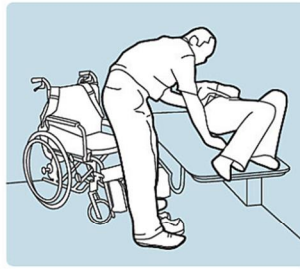
- ☆ 車いす使用者用便房以外にも、車いす使用者やベビーカー利用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した広めの便房を設けることが望ましい。

CHECK

おむつ交換や衣服の着脱のために大型ベッドを設置します。

介助が必要な方のおむつ交換や衣服の着脱、自立の車いす使用者の自己導尿などのためには大人が横になれる場所が必要です。大型ベッドの設置が進めば、障がい者や高齢者の外出の機会が広がります。

参考:「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(2016年度改正版)」では、「車いす使用者用便房や多機能便房を設置する場合には、そのうち1つ以上は大型ベッド付き便房とすること。」と記載されています。



長辺方向収納タイプ(収納式多目的シート)



短辺方向収納タイプ(パブリック用折りたたみシート)

(出典) TOTOバリアフリーブック パブリックトイレ編2021.2

図 大型ベッドの例

3.17.2 床

(床)

- 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

3.17.3 便所の出入口

(出入口)

- 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- 出入口の有効幅員は、800mm以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合はこの限りではない。
- 各便所の出入口には高低差を設けないこと。構造上やむを得ない場合は、傾斜路や安全上支障のない高さの踏み台を設けること。

3.17.4 車いす使用者用便房の出入口

(幅)

- ☆ 車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は、950~1,000mm以上とすることが望ましい。
- 車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は、850mm以上とすること。

(形式)

- ☆ 車いす使用者用便房の戸の開閉方向は、何らかの備品が取り付けられている内部に向かって開く、内開きにはせずに、手動式引き戸又は自動式引き戸とすることが望ましい。手動式引き戸は軽い力で開閉できるものとし、開いた状態で止まることが望ましい。
- 車いす使用者用便房の戸の横に幅 300mm 以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。
- ☆ 車いす使用者用便房の戸には、手がうまく使えない人でも扱えるよう、軽く動かして閉まるレバー等を取り付けることが望ましい。自動式引き戸の場合には、開閉を操作する押しボタン等も含む。

(戸の周辺)

- ☆ 車いす使用者用便房の戸の外側は、直径 1,500mm 以上のスペースを確保することが望ましい。

(戸の開閉ボタン)

- ☆ 自動式引き戸の場合の開閉ボタンは、袖壁から 700mm 程度離すことが望ましい。
- ☆ 自動式引き戸の場合の開閉ボタンは、袖壁部分に設置すると操作しづらいため、避けることが望ましい。また、開閉ボタンは操作の支障のない位置に設けるよう配慮することが望ましい。

(鍵)

- ☆ 戸の鍵は、子どもとの同室を想定し、通常的位置と子どもの手の届かない高い位置の 2 箇所を設置することが望ましい。
- ☆ 施錠を示す色は赤と青とし、明度・彩度にも配慮することが望ましい。
- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できる構造とすること。

(使用中か否か知らせる装置の設置)

- ☆ 使用中の表示は施錠と連動させ、大きく分かりやすいものとすることが望ましい。一般便房においては、使用していない時は常時戸が開いている状態に保つ等、使用可能であることを分かりやすくすることが望ましい。

3.17.5 車いす使用者用便房

(車いす使用者用便房の広さ)

- ☆ 車いす使用者用便房は、大型の電動車いす使用者等が回転できるよう、便房内の回転スペースは直径 1,800mm 以上、内法寸法は 2,200mm×2,200mm 以上とすることが望ましい。
- 便房内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間として、便房内の設備等と干渉しないよう、少なくとも直径 1,500mm 以上の円を確保すること。
- 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(車いす使用者用便房の便器へのアクセス)

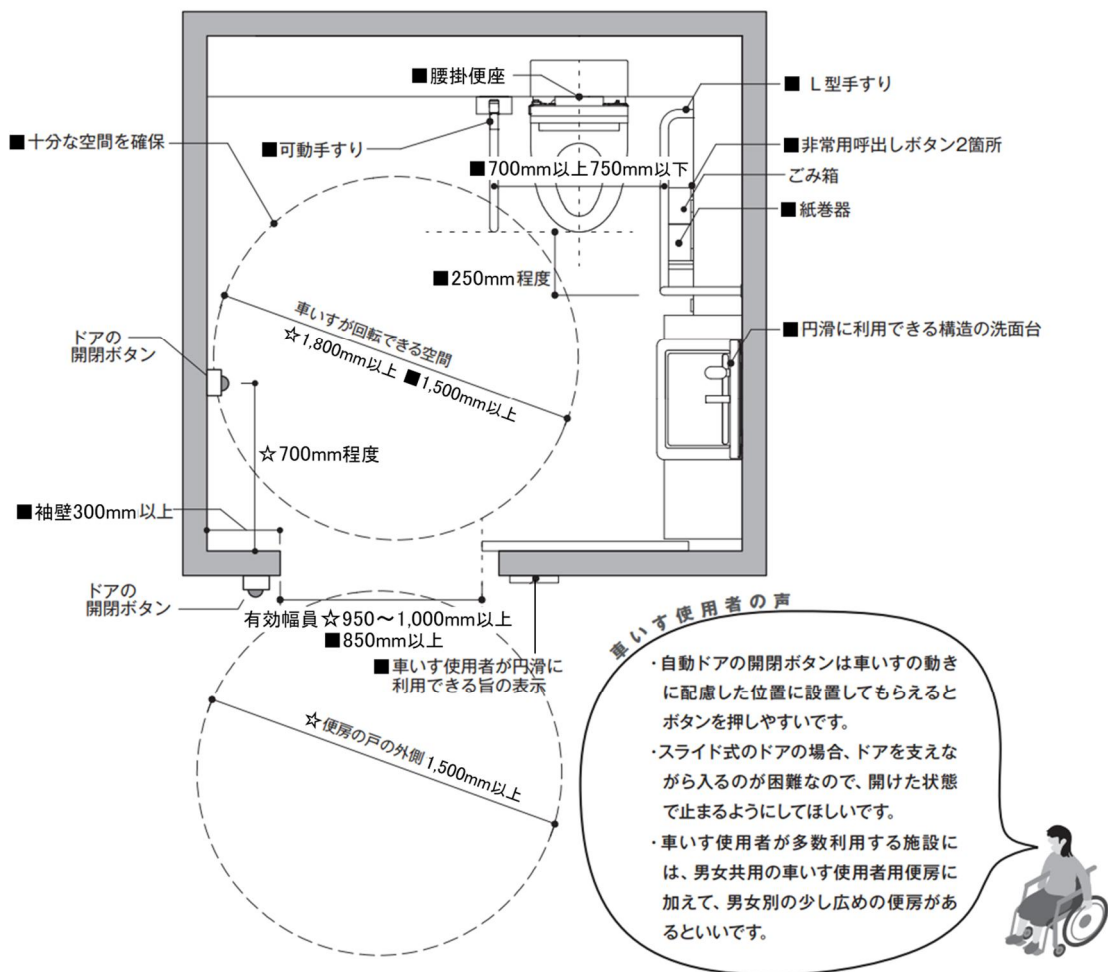
- 便器や洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車いすを寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置すること。
- 車いす使用者用便房を複数設置する場合、便器へのアクセスは左側と右側の2パターン可能な配置にすること。

(車いす使用者用便房内の便器横の移乗スペース)

- ☆ 車いす使用者用便房内は、800mm以上の便器移乗スペースを確保することが望ましい。
- 車いす使用者用便房内は、少なくとも750mm以上の便器移乗スペースを確保すること。

(車いす使用者用便房内の手すり)

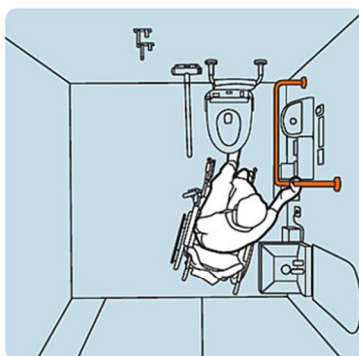
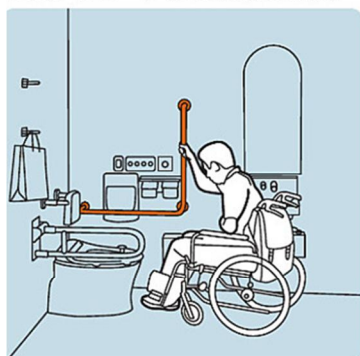
- 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。
- L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。
- L型手すりと可動式の手すりの間隔は、700mm以上750mm以下とすること。
- 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。
- L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から250mm程度とすること。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 車いす使用者便房の例

正面アプローチ(立位移乗の場合)

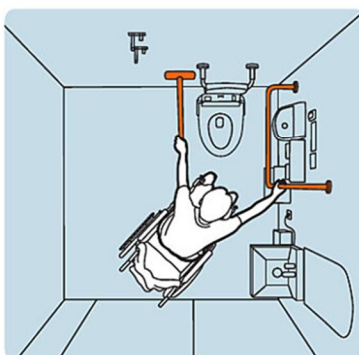


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

CHECK

便器の前方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。

斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)

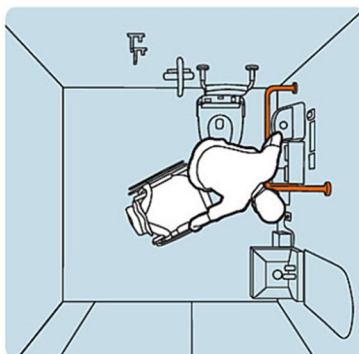
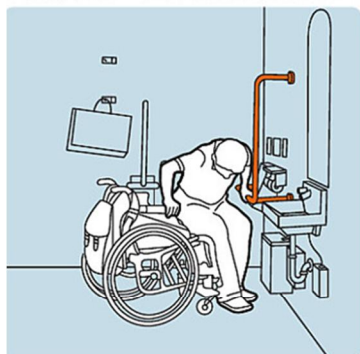


便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使っていったん立ち上がり、便器に移乗します。

CHECK

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。

直角アプローチ(座位移乗の場合)

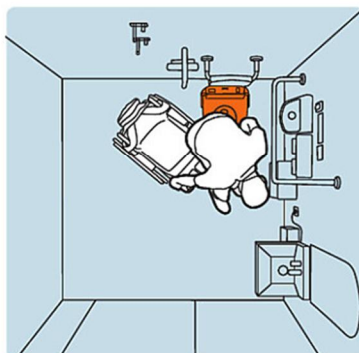


便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

CHECK

便器の側方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。
壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないように手すりとのスペースを確保します。

側方アプローチ(座位移乗の場合)



便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をつけて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

CHECK

便器の側方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。

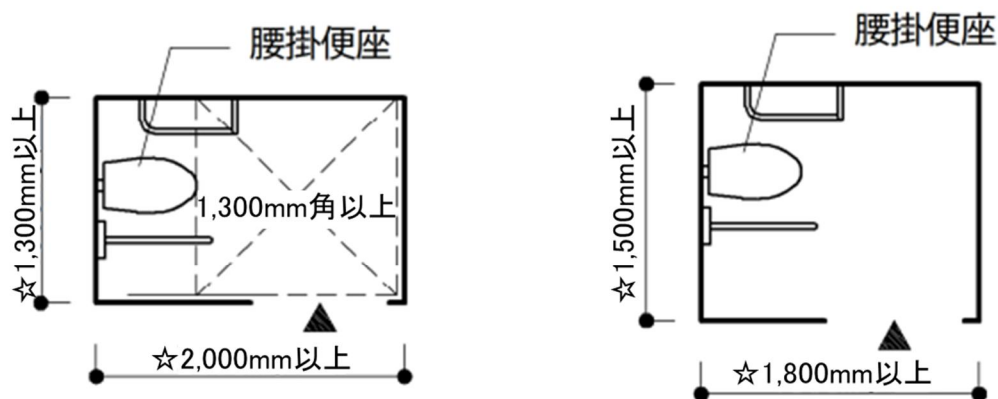
(出典) TOTOバリアフリーブック パブリックトイレ編2021.2

図 車いす使用者の便器へのアプローチ

3.17.6 車いす使用者用簡易型便房

(車いす使用者用簡易型便房の広さ)

- ☆ 車いす使用者用簡易型便房を設ける場合は、直進・側方進入の場合、2,000mm 以上×1,300mm 以上とすることが望ましい。
- ☆ 側方進入の場合、1,800mm 以上×1,500mm 以上とすることが望ましい。
- ☆ 出入口の有効幅員は 800mm 以上とすることが望ましい。



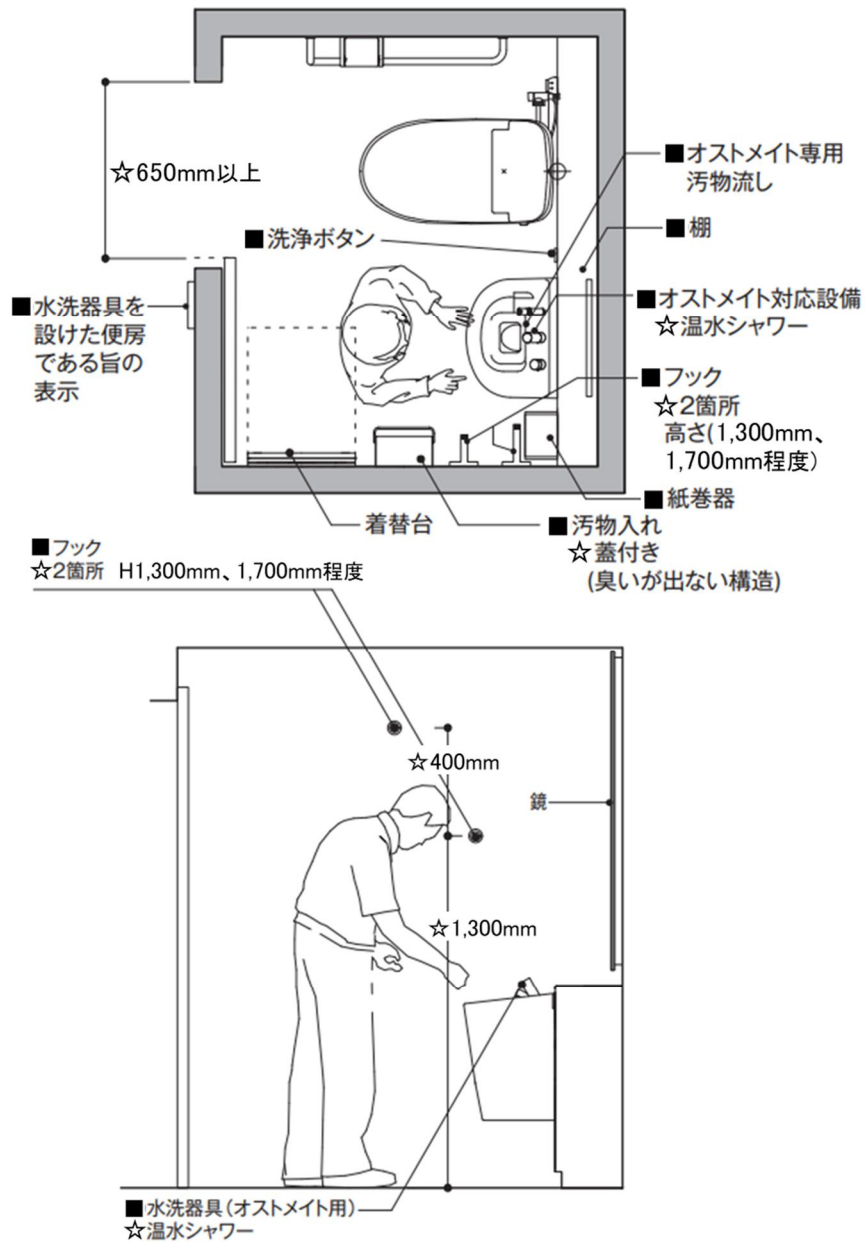
オストメイト簡易型設備を設置することも可能である。

(参考) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より作成

図 車いす使用者用簡易型便房例

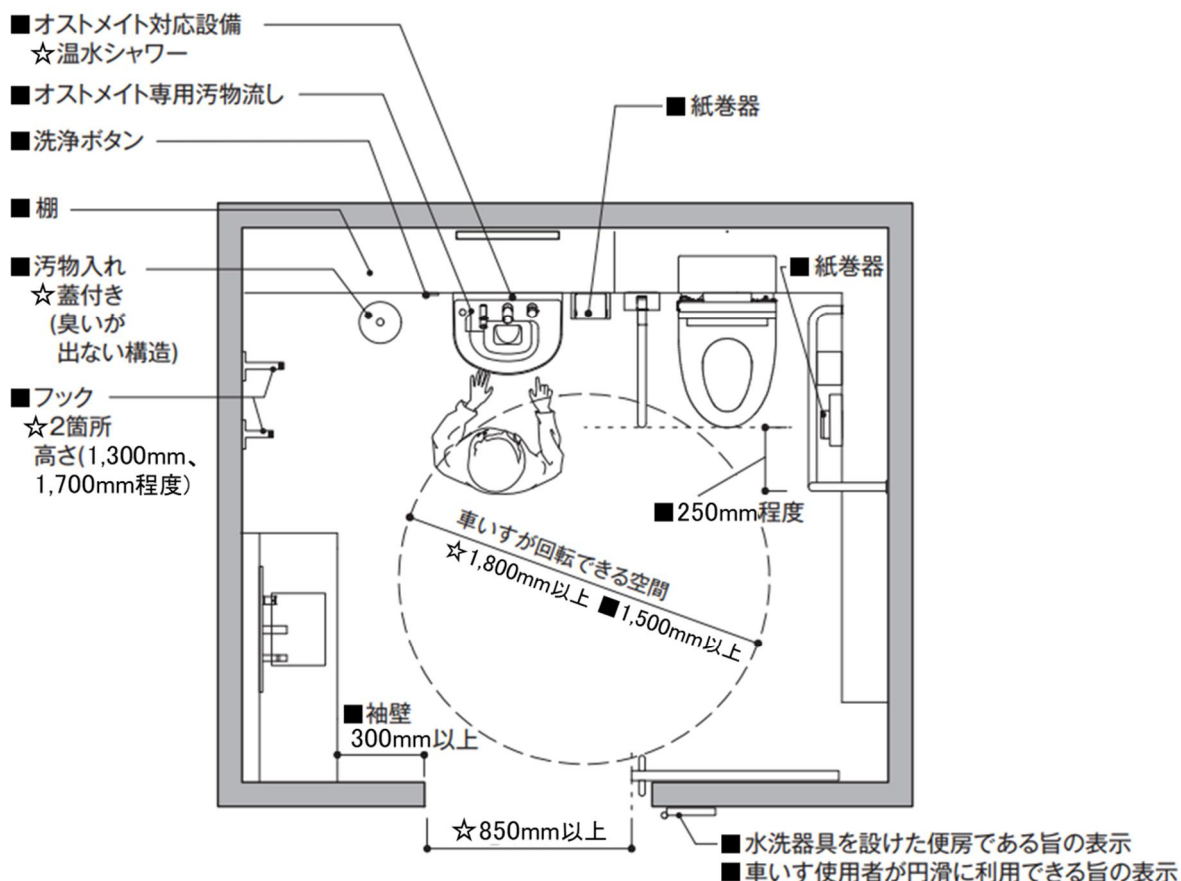
3.17.7 オストメイト対応設備等の対応

- オストメイト対応設備を設けた便房を設ける場合は、専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。
- ☆ 汚物入れは臭いの出ないように、蓋付きの構造とすることが望ましい。
- ☆ フックは2箇所に設置し、設置する高さは、1,300mm と 1,700mm 程度にすることが望ましい。
- ☆ オストメイト対応設備に、温水シャワーを設置することが望ましい。温水シャワーは、パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口(ストーマ)を洗うためのものである。
- ☆ 全身を映すことができる姿見鏡を設けることが望ましい。鏡はパウチがきちんと装着しているか、確認するためのものである。
- ☆ オストメイト対応設備を設けた便房には洗面台を設けることが望ましい。ただし一般便所内に設けられた便房で、便所全体で利用できる洗面台がある場合はこの限りではない。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 オストメイト対応設備を設けた整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

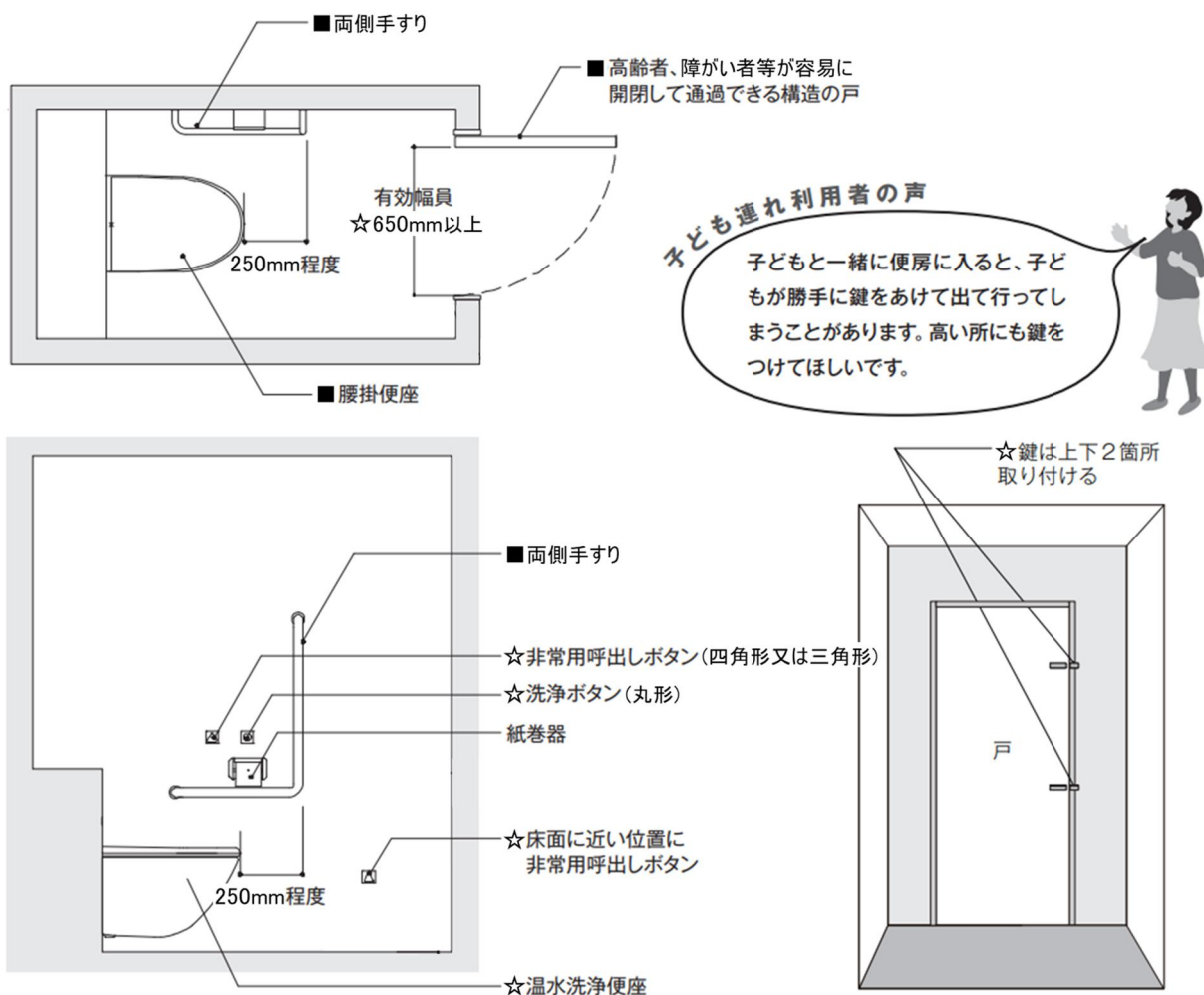
図 車いす使用者用便房にオストメイト対応設備を設けた整備例

3.17.8 車いす使用者用便房以外の便房での対応

車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。

- 手すりを設けること。手すりは両側に設けることとし、一方はL型手すりとする。
- 戸は、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- ☆ 出入口の有効幅員は 650mm 以上とすることが望ましい。車いす使用者や乳幼児連れ等の利用も考慮した広めの便房は、出入口の有効幅員は 800mm 以上とすることが望ましい。
- ☆ 開き戸より開閉しやすい引き戸とすることが望ましい。開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常時に戸が取り外せる構造(当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮)とすることが望ましい。
- ☆ 便房使用中に、外側から使用中であることが分かる構造とすることが望ましい。
- ☆ 非常用呼出ボタンを設けるほか、各設備の操作部の形状、色、配置及び器具の配置は、JIS S 0026 のとおりとすることが望ましい。
- ☆ 視覚障がい者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。

- ☆ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。
- ☆ 洗浄ボタンの形状は丸形（○）とする。非常用呼出ボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状（四角形（□）又は三角形（△））とすることが望ましい。
- ☆ 視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、全ての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便房内の扉等に表示することが望ましい。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 車いす使用者用便房以外の便房での対応例

3.17.9 乳幼児用設備等の対応

- 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、原則として乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子を設けること。
- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子は、便房内に設け、当該便房の出入口の戸に乳幼児

用おむつ交換台及び乳幼児用椅子がある便房であることを表示すること。なお、乳幼児用おむつ交換台を便房（個室）外に設置する場合には、他利用者からの視線に留意すること。

- ☆ 乳幼児用椅子は、戸の付近や壁との距離など、使用時の幼児の手ばさみ事故が生じないような設置位置とすることが望ましい。
- 乳幼児用椅子は、ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。
- ☆ 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子を設けた便房は、ベビーカーごと入れるようにすることが望ましい。乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子を利用している乳幼児が誤って鍵を開錠しないように、配置に配慮することが望ましい。
- ☆ 乳幼児用おむつ交換台が設置されている場合、床面高さ 800～850mm 程度、台下クリアランスは最小で 700～750mm、奥行き 500mm 程度とすることが望ましい。
- ☆ 乳幼児用おむつ交換台には、設置位置による手ばさみ事故防止や転落防止のための固定用ベルトを設けるなどの安全性に配慮し、必要に応じて、手ばさみや転落の危険がある旨の表示をすることが望ましい。
- ☆ 乳幼児用おむつ交換台の付近には、荷物置き場や乳幼児用椅子、汚物入れを併設することが望ましい。
- ☆ 乳幼児用おむつ交換台を複数設ける場合は、1 以上は車いす使用者でも利用可能な低めのものとする。
- ☆ 汚物入れは臭いの出ないように、蓋付きの構造とし、おむつ等の捨て方（リサイクルのためにおむつ以外のものを捨ててはいけない場合はそのことが分かるように）について分かりやすく記載することが望ましい。

3.17.10 便器

（形式）

- 便器は腰掛便座（洋風便器）を基本とすること。
- ☆ 手さばきが困難な人に配慮してシャワー機能付き便器を設置することが望ましい。設置する場合は、他の器具の配置を考慮して JIS S 0026 に基づいた使いやすい位置に操作装置を配置することが望ましい。

（車いす使用者用便房の便座の形式）

- 腰掛便座とすること。
- 車いす使用者用便房の便器には背もたれを設置すること。背もたれを設置する場合は、障がい者の利用に支障がないよう位置に配慮すること。

（車いす使用者用便房の便座の高さ）

- 便座の高さは仕上がり床面から 400～450mm 程度とすること。

（男子用小便器の設置）

- ☆ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げるものであることが望ましい。

- ・床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 350mm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
 - ・前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。
 - ・前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。
 - ・移動距離を最短にするため、便所の入口から最も近い小便器に手すりを設置すること。
 - ・前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。小便器の前の車いす使用者が円滑に利用できる空間として、車軸中央を中心として 90 度転換できる空間（1,350mm 角）を設けること。
- ※車いす使用者が小便器までに容易に到達できるように、1,200mm 以上の幅で経路を確保することが望ましい。
- ※小便器の前の車いす使用者が円滑に利用できる空間として、車いす使用者が回転できる空間（直径 1,500mm 以上の円）を設けることが望ましい。
- ※乳幼児用の小便器を設ける場合でも、車いす使用者が小便器まで寄り付くことができる空間を設けることが望ましい。

3.17.11 便房内の付属品

（操作設備等の配置）

- 便器洗浄ボタン、呼出ボタン、ペーパーホルダー（紙巻器）を横壁面に設置する場合は、JIS S 0026 に基づく配置を原則とし、周囲とのコントラストに配慮すること。

（洗浄装置）

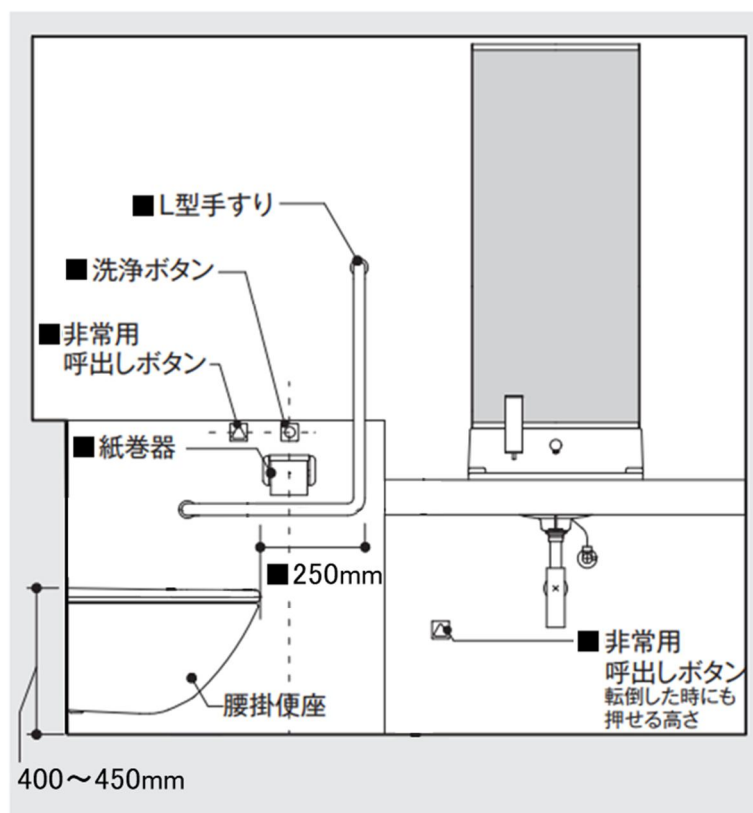
- 洗浄装置の基本はボタン式とし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の周りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置すること。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設すること。
- 洗浄装置等の操作系ボタンについては JIS S 0026 に基づき分かりやすく識別できることが必要であり、一般便房も含め、統一して適用すること。

（紙巻器）

- 紙巻器は、JIS S 0026 に基づき着座姿勢で楽に届く範囲内に取り付け、壁とコントラストを付けた色彩にすること。また、片手でも操作できるものとする。

（緊急事態の情報伝達設備）

- 非常用呼出ボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障がい者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。
- ☆ 自動火災報知設備を設置する施設の便所内には、聴覚障がい者をはじめとする全ての人が、火事等の非常時の情報が分かるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト、パトライト等の光警報装置を、全ての便房内から十分に認識できる位置に設置することが望ましい。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 操作設備等の配置

(荷物台・フック等の設置)

- 車いす使用者用便房には、手荷物等がかかるフック、手荷物置き場を設置する。

3.17.12 洗面台

(洗面台付属品の位置)

- 洗面台周りの付属品（石鹸容器、ペーパータオルディスペンサーなど）は、仕上がり床面から 800～1,000mm 程度の操作可能な高さで、洗面台中央から 750mm 程度の範囲内のところに設置する。
- ゴミ箱又はその他の備品は、付属品の利用やドアの開閉動作の妨げにならないよう設置する。
- ☆ 子どもの利用が多いと想定される便所では、標準タイプの外に、子ども等の利用に配慮し、高さ 650mm 程度、奥行き 450mm 程度で吐水口に手が届きやすいもの等、複数タイプの洗面台を設けることが望ましい。

(手すり)

- 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。

(洗面台下のクリアランス)

- 車いす使用者用便所の洗面器は、洗面器の下端の高さは、床面から 650mm 以上 700mm 以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。

(鏡の設置位置)

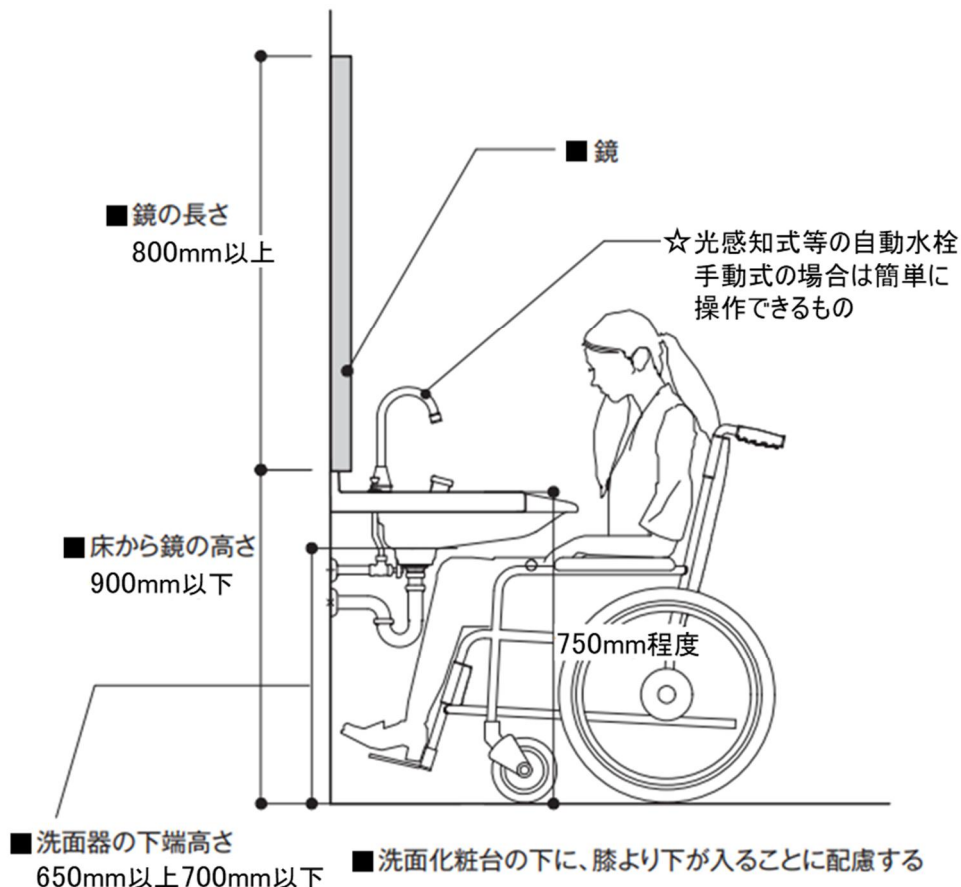
- 洗面台の鏡は、床面から 900mm 以下の位置から上方へ垂直に 800mm 以上の長さで設けること。ただし、子ども用のものの位置及び長さについては、この限りではない。

(水栓の形式)

- ☆ 水栓金具は光感知式等の自動水栓が望ましい。手動式の場合はシングルレバー式など簡単に操作できるものとするのが望ましい。

(ペーパータオルディスペンサー)

- ペーパータオルディスペンサーを設置する場合は、レバー操作タイプ又はハンズフリーとし、操作部及び取り出し部の高さが、床面から 800~1,000mm 程度、反対側の壁以外の洗面台から 750mm 程度の範囲に取り付けること。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例

3.17.13 表示・サイン

(設備・機能等の表示)

- 便所は、男女の区別又は男女共用であることがはっきり分かるように表示を工夫すること。
- 車いす使用者便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。
- オストメイト対応の水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。
- ☆ 触知案内図等は床面から中心までの高さが 1,400mm から 1,500mm となるようにすることが望ましい。戸がある場合は戸の上ではなくラッチ側の壁面に取り付けることが望ましい。このような設置場所は、触知案内図等を利用する視覚障がい者が開閉するドアと衝突する危険を減らすためである。戸がない場合、便所に向かって左側の壁に設置することを基本とし、レイアウトに応じて、分かりやすい位置に設置することが望ましい。
- ☆ 他の場所に個別機能を備えた便房がある場合は、その位置を便房の付近に表示することが望ましい。
- ☆ 各便房に設置される設備・機能等については表示を設け、戸が開いている状態でも見えることが望ましい。
- ☆ 標準化されたピクトグラム (JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの) を用いることが望ましい。触知できる表示・サイン内には浮き出しの文字又はピクトグラムも含めるのが望ましい。

(便所出入口における案内)

- ☆ 便所出入口には、音声案内等の整備及び便所内部の配置を表示することが望ましい。さらに視覚障がい者の利用に配慮して、点字等による表示や触知案内図を配置することが望ましい。
- ☆ 各便所の出入口は、音による誘導を行うことが望ましい。
- 音による誘導を行う場合、音声で男性用・女性用・男女共用について知らせること。
- ☆ 便所の触知案内図には、個別機能を備えた各便房の機能、位置等を表示することが望ましい。
- ☆ 触知案内図を設ける場合、触知案内図の位置を知らせる音声誘導装置を設けることが望ましい。
- 便所の触知案内図の前の床面に点状ブロックを 2 枚敷設すること (音声誘導装置を設けた場合はこの限りではない)。
- 便所までの経路に視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導を行う場合、車いす使用者用便房以外の便所に誘導すること。

3.18 客席

高齢者、障がい者等が利用しやすい客席（車いす使用者用の客席の確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖口から舞台上に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要がある。

また、車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対し、視線の確保が重要になる。展示施設（建築物）の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・客席の配置を検討することが求められる。

その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要である。

3.18.1 基本事項

- 客席、ステージに通じる経路は、バックステージも含めて円滑に移動できること。
- とりわけ、客席は、出入口、ロビー、客席までの経路、便所、休憩ゾーン、ステージ等を一体的かつ連続的に設計すること。

3.18.2 車いす使用者用の客席

（設置数/比率、設置場所）

- ☆ 総客席数が 100 を超え 200 席までの場合には、車いす使用者用客席を 2 パーセント以上設けることが望ましい。
- ☆ 総客席数が 200 を超え 2,000 席までの場合には、車いす使用者用客席を 1 パーセント + 2 席以上を設けることが望ましい。
- ☆ 自由に選択できるよう、車いす使用者用客席を複数箇所設けることが望ましい。複数箇所設ける場合は、異なる階数、異なる水平位置に分散を図ることが望ましい。
- ☆ 多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の客席・観覧席を整備し、必要な際に、車いす使用者用客席・観覧席とすることが望ましい。
- 車いす使用者用の客席を、観覧しやすい位置に少なくとも 2 以上、かつ、当該座席数の 0.5% 以上を設けること。
- ☆ 車いす使用者用客席を必要数確保するとともに、車いすでのグループ等の利用や、複数の場所の選択を可能とするような客席空間の配置をすることが望ましい。
- ☆ 車いす使用者用の固定位置客席スペース以外に可動式の客席スペースを設けることが望ましい。

（アクセス性の確保）

- 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。
- ☆ 車いす使用者用客席の前後には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けることが望ましい。
- 段又は勾配が 12 分の 1 を超える傾斜路を設けないこと。
- 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- ☆ 出入口から車いす使用者用客席、車いす使用者用客席から車いす使用者用便房までは容易

に到達できることが望ましい。

(同伴者の座席等の配置数と幅)

- 同伴者用座席は、車いす使用者用客席と同じ割合で、車いす用区画の後ろではなく、横に準備すること。簡単に移動できるいすを用いれば、同伴者は車いす使用者と並んで座ることができ、車いす使用者が2人かそれ以上の場合は、車いすを横に並べられるよう、椅子を素早く取り去ることも可能である。
- 同伴者が2名以上の場合も、前席などすぐ近くの席に座れるように配慮すること。

(広さ)

- 車いす使用者用客席は、1席当たり幅900mm以上、奥行き1,500mm以上とすること。
- ☆ 客席内の通路は、区画50m以内ごとに1,500mm以上の回転スペースを設けることが望ましい。

(床)

- 客席の床は水平とし、表面は滑りにくい仕上げとすること。
- ☆ 車いす使用者用客席が他の客席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設けることが望ましい。

(コンセントの設置)

- ☆ 電動車いす等の充電のために、屋内の車いす使用者用客席にコンセントを1箇所以上設けることが望ましい。コンセントは、手が届きやすい位置に設置するよう配慮すること。

(車いす使用者用客席のサイトライン)

- 車いす使用者用客席と前席の床の高さの差は、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン等へのサイトライン（可視線）を確保したものとすること。
- ☆ 柵、手すりやその他の障害物が、車いす使用者用客席の利用者の視線を遮らないようにすることが望ましい。利用者の視界を遮らない柵、手すり等の高さについては、800mm以下とすることが望ましい。併せて車いすに座った人が後列の観客の視界を遮らないよう配慮することが望ましい。

3.18.3 一般客席

(ひじ掛けの形式)

- ☆ 通路側のひじ掛けを設ける場合は、通路側の肘掛けは、車いす使用者の移乗も想定し、はねあげ式や水平回転式等とすることが望ましい。

(座席番号の表示)

- ☆ 座席はエリアごとに色分けなどで明確に区分することが望ましい。座席番号、行、列等は分かりやすく読みやすいように大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮することが望ましい。

- ☆ 座席番号を付す場合は、点字を併記することが望ましい。

(付加アメニティ座席（スペース）の設置)

- ☆ 付加（エンハンスト）アメニティ座席として、車いすを使用していないが歩行が困難な人や、補助犬ユーザー、足腰が悪い・長身・横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席を設置することが望ましい。
- ☆ 車いす使用者と同伴者用の座席スペースに加え、会場総座席数の少なくとも 1%の付加アメニティ座席を用意することが望ましい。これら座席についても、様々なエリアに分散させ、エリア内では列の端で、できるだけ階段の上り下りの少ないところに配置することが望ましい。
- ☆ 付加アメニティ座席は、設置前方と片側のスペースを通常より広く確保することが望ましい。

(乳幼児連れ利用者や聴覚障がい者、視覚障がい者等への配慮)

- ☆ 乳幼児連れ、知的・精神・発達障がいを含む障がい者等の利用者が周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設けることが望ましい。椅子が利用できない乳幼児にも配慮したスペースであることが望ましい。
- ☆ 聴覚や視覚による情報が得にくい人等、多様な人々がそれぞれに適した方法で種々の演出を楽しめるよう、4章サービスで定めるガイドラインに対応するうえで必要な設備（ヒアリンググループなど）やスペースを用意することが望ましい。
- 情報保障設備が設置されていることの表示を設けること。

3.18.4 座席の階段付近

(階段部の安全対策)

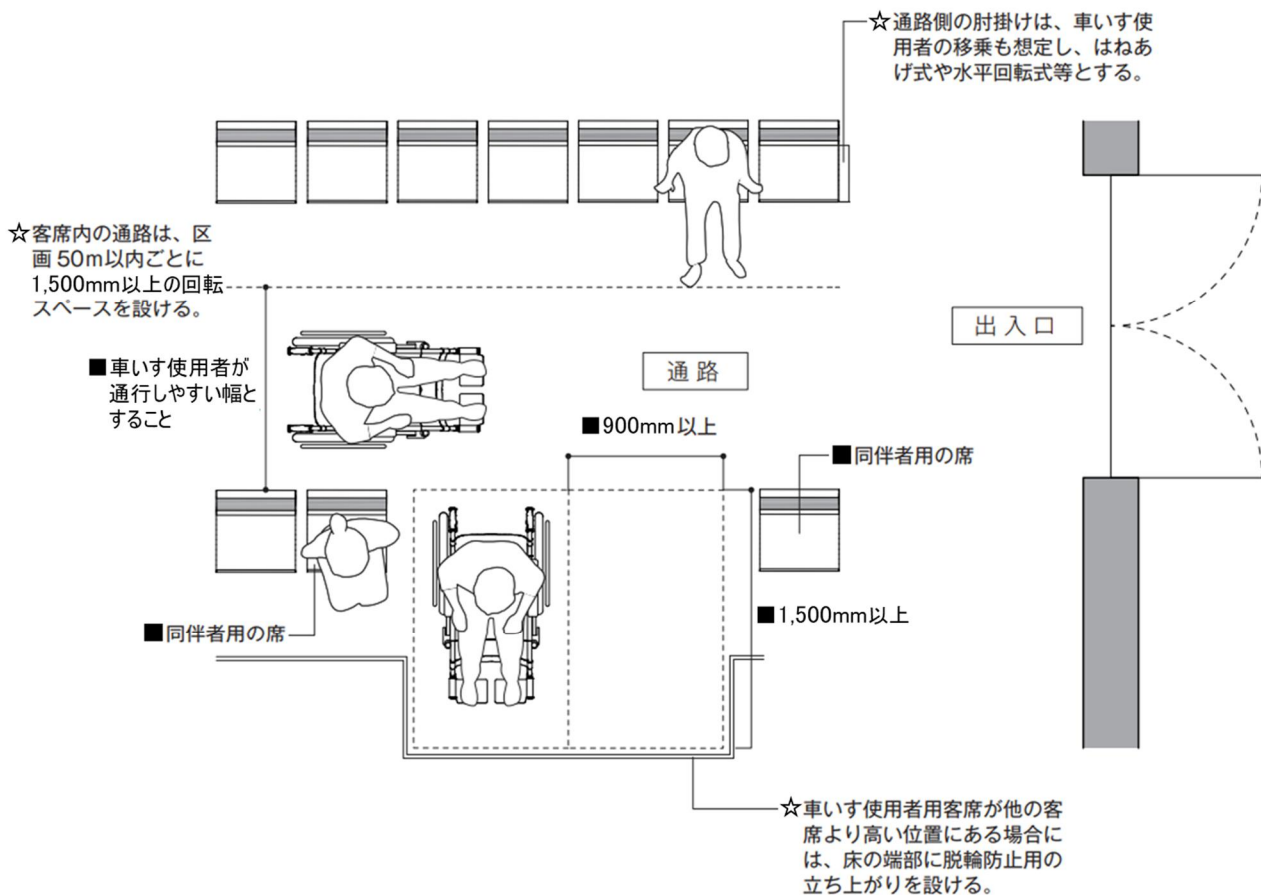
- 座席エリアの階段部は、危険防止のため階段降り口に点状ブロックを設置すること。点状ブロックは、階段幅にあわせ段鼻から 300mm 程度離して設置し、奥行きは 600mm 程度が望ましい。通路部の通行に支障がある場合は、少なくとも奥行き 300mm 以上確保すること。
- ☆ 通路の段は同一寸法による構成とし、十分な寸法の踊場を確保することが望ましい。また、明度、色相及び彩度に差を設け、段鼻と踏面や蹴上げを容易に識別ができるようにすることが望ましい。
- ☆ フットライトを設置することが望ましい。
- ☆ 段について、必要な箇所に転倒・転落防止のための手すりを設けることが望ましい。

3.18.5 その他

- ☆ 上映時間以外は客席の照度を十分確保することが望ましい。
- ☆ 水飲み場・自動販売機等を設置する場合は、分かりやすい位置に設けることが望ましい。
- ☆ 施設全体の構成、座席の位置、エレベーター、車いす利用者用便房、休憩スペース、及び避難経路等を示した表示・サインを設置することが望ましい。
- ☆ ベビーカーを利用する子どもが客席を利用する（保護者と同席で利用することも含む）こ

とを想定し、客席付近又は客席を設ける施設の出入口付近にベビーカー置き場を設けることが望ましい。

- ☆ ベビーカー置き場は、ベビーカーを畳まずに置いておくことのできる広さ（奥行き 1,000mm 程度以上）を確保することが望ましい。
- ☆ ベビーカー置き場を設ける場合は、盗難等の不安を軽減するため、人の目が届く位置に配置することが望ましい。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 車いす使用者用客席周りの整備例

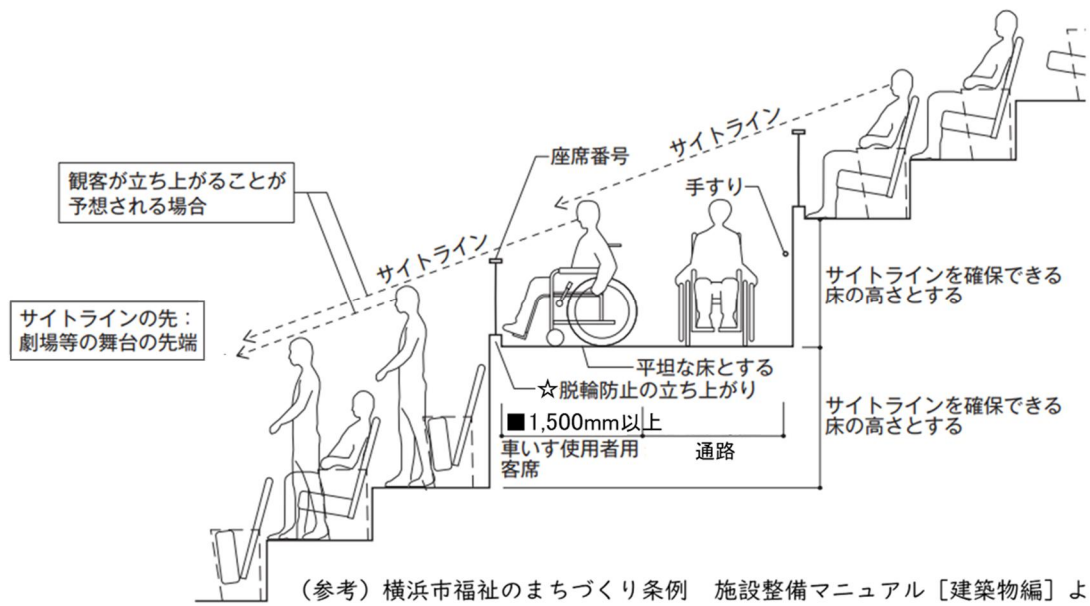


図 車いす使用者客席・観覧席からのサイトラインを確保できる整備例

3.19 飲食・物販エリア（カフェテリア、レストラン、物販店等）

施設内に、カフェテリアやレストランといった飲食物等を販売するエリアや土産物等を販売する物販エリアがある場合、高齢者や障がい者等全ての人が安全、円滑に利用するための配慮が必要となる。ここでは、飲食・物販エリア内の移動、着席、買い物、コミュニケーション、支払い等が円滑に行えるように、店舗エリアの出入口、エリア内の通路、カウンター、座席について配慮事項を示す。

3.19.1 出入口

出入口の一般事項は、3.10 出入口を参照。

（有効幅員）

- ☆ 出入口の有効幅員は、950mm 以上とすることが望ましい。
- 出入口の有効幅員は、少なくとも 850mm 以上とすること。

（戸）

- 店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。開場時間中において常に戸が開放されている場合やスタッフにより戸の開閉が行われる場合などは開き戸等であっても支障ない。

（庇等の設置）

- ☆ 屋外に設置する又は屋外に接客部分がある小型店舗等には、庇や日よけ等を設置することが望ましい。

3.19.2 エリア内の通路

（有効幅員）

- ☆ 人の流れ等を考慮し、通路の有効幅員を 1,800mm 以上とすることが望ましい。
- 通路の有効幅員は最小 1,000mm とし、展示物や商品を並べたりしないこと。

（段差）

- 店舗エリア内は原則として段を設けないものとし、やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設すること。（傾斜路は 3.13 傾斜路を参照。）
- ☆ やむを得ず段を設ける場合は、段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするのが望ましい。

（テーブル間の通路有効幅員）

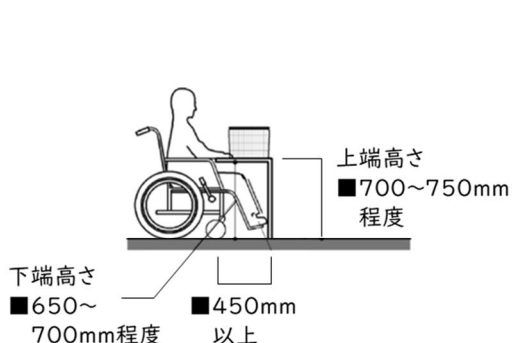
- 主要な通路は最低有効幅員 1,500mm とし、テーブルの間の通路は少なくとも有効幅員 1,000mm 以上確保する。テーブル及び椅子をできる限り可動式のものとする事でテーブル間の通行ができるようにすること。

- 通路には車いすの転回に支障のない 1,400mm 角以上の場所を適切に設けること。

3.19.3 サッカー台

(サッカー台の高さ)

- 車いす使用者をはじめ、高齢者、障がい者等が利用できるサッカー台（購入済みの商品を袋に詰めるための台）を設ける場合は、車いす使用者が利用できるサッカー台の下端の高さは 650～700mm 程度、上端の高さは 700～750mm 程度、カウンター下部スペースの奥行きは 450mm 以上とする。



<設計例>



・サッカー台
(上端高さ:720mm、下端高さ:680mm)

(参考) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 3 年 3 月）より作成

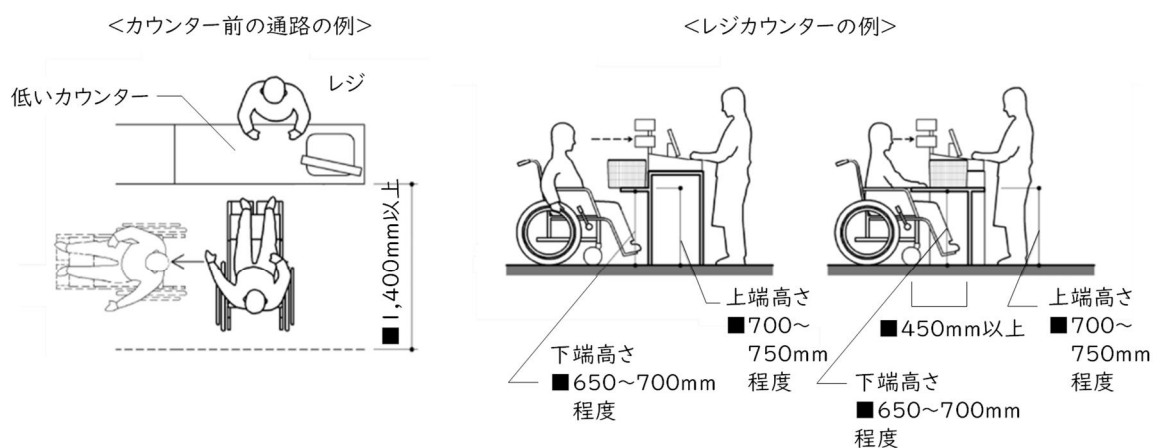
図 サッカー台の例

3.19.4 トレー移動カウンター

- トレー移動カウンターは、床面からの高さ 700～800mm 程度、奥行きが少なくとも 250mm、カウンター下の膝下クリアランスは床面から高さ 650～750mm 程度で、トレーを取るスタート地点から、最後の精算地点まで連続していること。

3.19.5 レジカウンター・サービスローカウンター

- ☆ 物販店舗で、複数のレジカウンターがある場合、又は無人レジ（セルフレジ：顧客が自分で商品バーコードをスキャンして会計をするレジ）のみの店舗の場合には、立位で使用するレジカウンターの他に、高齢者、障がい者等が利用できるローカウンターを一以上設けることが望ましい。
- 車いす使用者が店員と対面で取引を完了するため、レジカウンター/サービスローカウンターの高さは 700～750mm 程度、膝下クリアランスは、高さ 650～700mm 程度、幅 750mm、奥行き 450mm を標準とする。
- レジカウンター/サービスローカウンターの前やショーケースの前等、スタッフと来場者が正対する通路の幅は、1,400mm 以上とすること。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合であっても、少なくとも 1,200mm 以上とすること。



(参考) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)より作成

図 レジカウンターの例

3.19.6 調味料カウンター

- カウンター上面の高さ 700~750mm 程度、カウンター前端からの到達範囲(奥行き)は最大 600mm とすること。膝下クリアランスは、高さ 650~700mm 程度、幅 750mm、奥行き 450mm を標準とする。
- ☆ 味付け等を調整する台として、最低幅 300mm×奥行き 200mm 以上の空きスペースを設けることが望ましい。

3.19.7 テーブル・座席・商品棚・ベビーカー置き場

仕切られた固定ブース席は一般的に、車いす利用者にはアクセスしにくいだけでなく、歩行困難者や高齢者にとっても使いにくい。固定ブース席を採用する場合、車いす利用者や高齢者、乳幼児連れの人でも利用できる一般的なテーブルも配置する。

(配置)

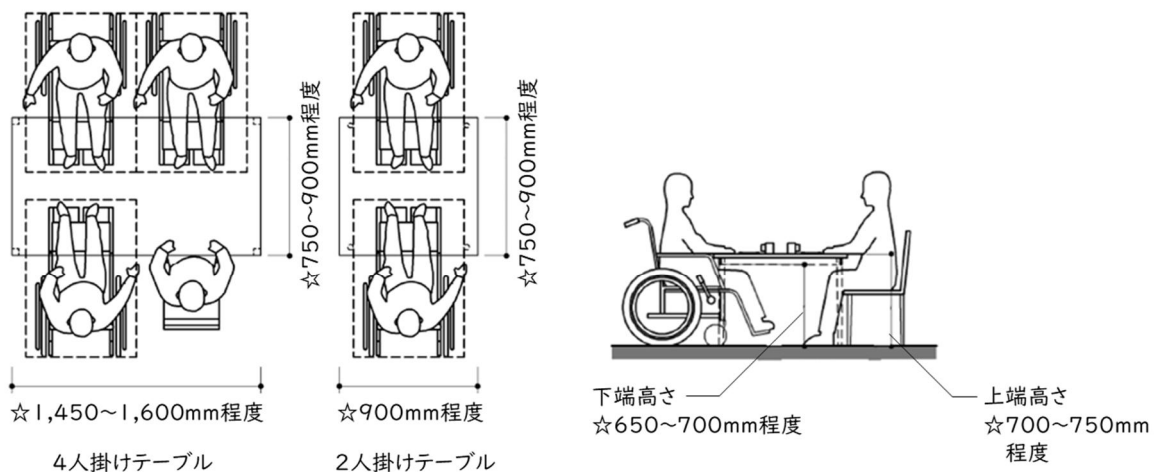
- テーブルといすをレイアウトする場合には、車いす利用者が利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行うこと。
- ☆ 固定ブース席のように仕切られているスペースだけではなく、可動できるスペースを設けることが望ましく、席の選択ができるように店内全体に分散させることが望ましい。

(テーブルの形状・寸法)

- ☆ 車いす利用者の利用に配慮したテーブルの寸法・形状は、下記のとおりとするのが望ましい。
 4人掛け：幅 1,450~1,600mm 程度×奥行き 750~900mm 程度
 2人掛け：幅 900mm 程度×奥行き 750~900mm 程度
 いずれもテーブル下端高さ：650~700mm 程度 上端高さ：700~750mm 程度
- ☆ 車いす利用者に配慮し、原則として可動式のテーブルとすることが望ましい。
- ☆ レストランのテーブルは四隅に脚のあるテーブルで椅子と別になったものとするのが望

ましい。

- ☆ レストランで中央に支柱のある丸テーブルの場合は、テーブル先端から支柱基部まで 500mm 程度とすることが望ましい。
- ☆ 子ども等の安全に配慮し、テーブル、椅子は角が丸いものとし、鋭利にならないようにすることが望ましい。
- バー仕様のカウンター席を設ける場合は、それぞれのカウンターに、車いす使用者や座面の高いスツールが使えない人のために 2 席分の低いカウンターを設ける。このカウンターの寸法は高さ 700~800mm 程度、幅最低 1,600mm、カウンター下全幅に、床からの膝下クリアランス高さ 650~750mm 程度とすること。



(参考) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)より作成

図 テーブルの寸法例

(座席数)

- 店舗エリア内の座席について、車いす使用者、ベビーカー利用者等に対応した座席を必要な数設置すること。その際、配置については、介助者、同伴者の席、2人以上の車いす使用者の利用にも配慮し、複数箇所に設置すること。

(椅子の形状)

- ☆ 車いす使用者に配慮し、原則として可動式の椅子とすることが望ましい。ただし、ソファース席が利用しやすい乳幼児連れなども想定されることから、想定される来場者の状況に応じて柔軟に検討することが望ましい。
- 固定式の椅子を設ける場合であっても、可動式の椅子は客席総数の半分以上とすること。
- ☆ 座席には、肘掛椅子と肘なし椅子を取り混ぜて配置することが望ましい。歩行困難者を援助するため、肘なし椅子 5 脚につき最低 1 脚 (20%) を肘掛椅子とすることが望ましい。
- ☆ ベンチタイプの座席は、しっかりした背もたれつきで、ベンチ下の最小蹴込みスペースは座面奥行き $\frac{1}{3}$ 以上に相当することが望ましい。

☆ いずれの座席も、椅子の支柱や対角材が、蹴込みの邪魔にならないようにすることが望ましい。

(商品棚等)

☆ 商品棚等は、車いす使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい。

(ベビーカー置き場)

☆ ベビーカーを利用する子どもが飲食時に一般の座席（子ども用椅子の利用を含む）を利用することを想定し、飲食エリアにはベビーカー置き場を設けることが望ましい。

☆ ベビーカー置き場は、ベビーカーを畳まずに置いておくことのできる広さ（奥行き 1000mm 程度以上）を確保することが望ましい。

☆ ベビーカー置き場を設ける場合は、盗難等の不安を軽減するため、人の目が届く位置に配置することが望ましい。

3.20 ベビーケアルーム

乳幼児連れの来場者が利用しやすい環境とするためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう、乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子を便所(3.17 便所を参照)に設けるとともに、授乳・離乳食・おむつ交換等の用途で利用できる、乳幼児のケアのための場所(ベビーケアルーム)を設けることが必要である。

3.20.1 配置の原則

- ☆ 施設の用途、使い方等によって授乳・おむつ交換等ができるベビーケアルームを設置することが望ましい。
- 授乳・おむつ交換ができる場所を設ける場合は、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。
- 授乳・おむつ交換ができる場所を設ける場合は、当該建築物の出入口から当該箇所までの経路をアクセシブルなルートとする(3.11 廊下等(屋内)を参照)。
- ☆ 乳幼児用おむつ交換台や授乳用の椅子等は、ベビーカー利用者等の通行の妨げにならないよう、親子で利用しやすい位置に適切に配置することが望ましい。

3.20.2 出入口

出入口の一般事項は、3.10 出入口を参照。

(形式)

- ベビーカーの利用に配慮した幅、形式とすること。

(出入口・戸周辺)

- 通過する際に支障となる段を設けないこと。

(表示・サインの設置)

- 出入口付近には、乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台を設置している等、内部の設備配置等の状況を表示するとともに点字表示をすること。
- ☆ 表示は、戸が開いている状態でも見えるように設置することが望ましい。

3.20.3 授乳のためのスペース

(授乳スペースのプライバシーの確保)

- 母乳による授乳に配慮して、区切られた空間とすること。カーテン、ついたて、内側から鍵のかかる戸(表示錠付き)等によりプライバシーを確保すること。
- ☆ 男女にかかわらず利用できるスペースを設ける(ミルクや離乳食を与えるためのスペース、乳幼児用おむつ交換台等)ことが望ましい。

(内装)

- 弱視者（ロービジョン）に配慮した、見えやすい色使いの内装にすること。

(設備)

- 授乳用の椅子、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台及び汚物入れを設けること。
- ☆ 荷物置場、調乳のための給湯設備、洗面器又は流し台を設けることが望ましい。
- ☆ 戸の付近に設備を配置する場合、幼児が手を挟まないように戸袋を設けるなどの工夫をすることが望ましい。
- ☆ 室内で身づくろいができるように、姿見鏡を設けることが望ましい。

3.20.4 乳幼児用おむつ交換台

- ☆ 乳幼児用おむつ交換台を複数設ける場合は、1 以上は車いす使用者でも利用可能な低めのものとするのが望ましい。
- ☆ 乳幼児用おむつ交換台から近い位置に汚物入れを配置することが望ましい。
- ☆ 汚物入れは臭いの出ないように、蓋付きの構造とし、おむつ等の捨て方（リサイクルのためにおむつ以外のものを捨ててはいけない場合はそのことが分かるように）について分かりやすく記載することが望ましい。

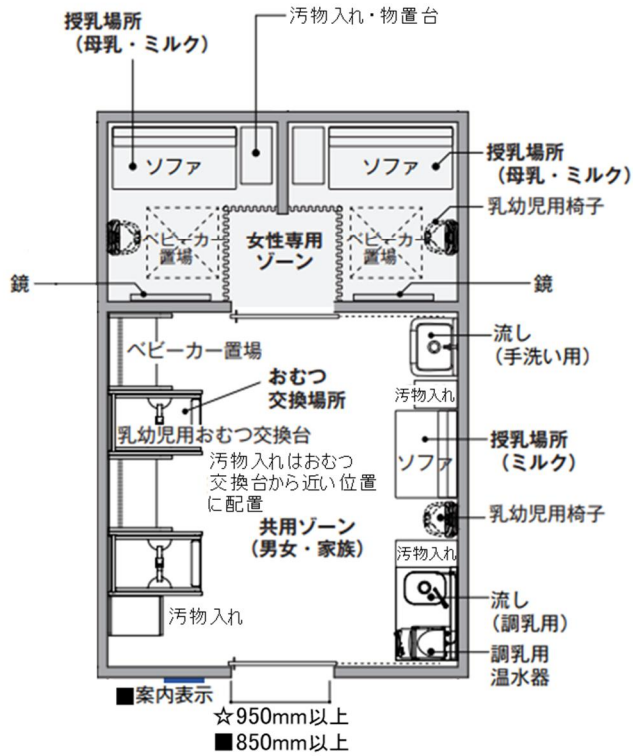
乳幼児用おむつ交換台の構造については 3.17 便所（乳幼児用設備等の対応）参照。

3.20.5 付属施設

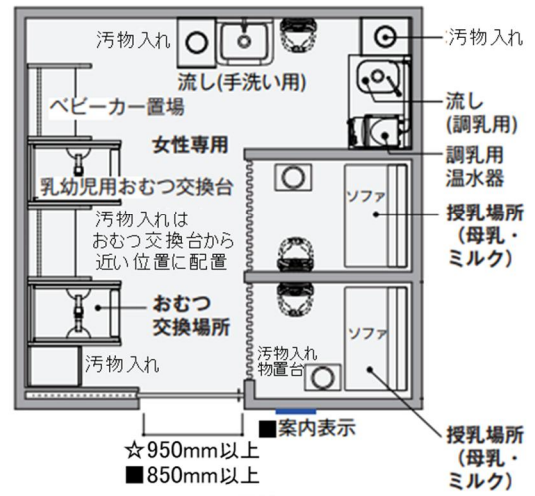
(緊急事態の情報伝達設備)

- 自動火災報知設備を設置する施設のベビーケアルームには、聴覚障がい者をはじめ全ての人が、火事等の非常時の情報が分かるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト、パトライト等の光警報装置を設置すること。

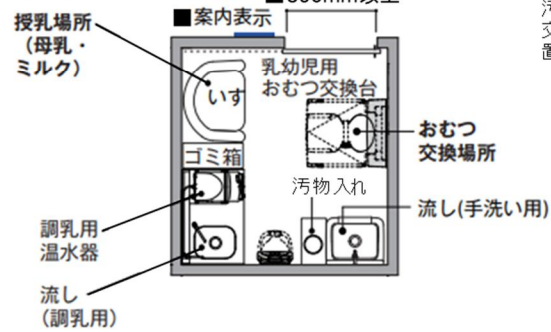
《授乳室・おむつ交換場所一体型》



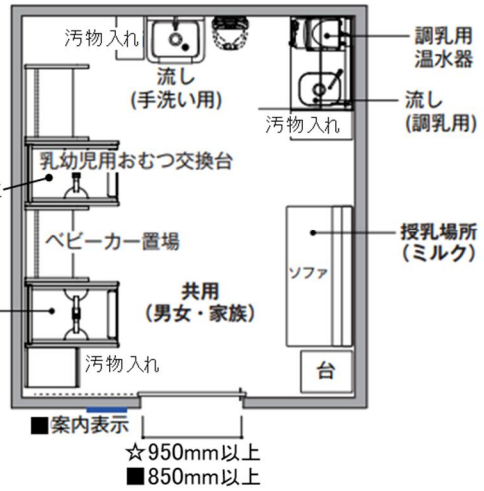
《女性専用型》



《個室型》



《共用（男女・家族）型》



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 授乳室・おむつ交換場所 (ベビーケアルーム) の例

3.21 祈祷室

博覧会会場には様々な宗教・文化の人々が来場するため、それらの人々にも対応できるような施設を配置することが望ましい。ここでは、祈り、祈祷、黙祷、瞑想、思索、物思いなど、静謐な環境の下での精神活動を行う場所となる祈祷室と、礼拝前に身体を清めるための小浄施設について示す。施設を整備する際には、誰もが利用しやすいようアクセシブルな配慮をすること。

(出入口)

出入口の一般事項は、3.10 出入口を参照。

- 礼拝室を設置する場合、出入口には障害物のないエリアを設け、靴を脱ぐスペースを確保して、脱いだ靴が出入口の通路を塞がないようにすること。
- 靴を脱ぐスペースには、座って靴を脱ぐための椅子を設置すること。

(祈祷スペース)

- ひざまずいて祈ることができない人のために、祈祷スペース内にも椅子を設けること。
- ☆ 祈祷スペースは男女別に使えることも想定し複数設けることが望ましい。

(小浄施設)

- ☆ 身体を清めるための小浄施設を設置する場合は、出入口に近い場所に配置することが望ましい。
- ☆ 小浄施設の壁面には、水平手すりを高さ 700～800mm に取り付けることが望ましい。
- ☆ 小浄施設には石鹸置き場及びペーパーディスペンサーを高さ 700～1,200mm に取り付けることが望ましい。
- ☆ 洗浄設備の手前に幅 1,200mm のフリースペースを設けることが望ましい。

3.22 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）

屋内外の細かな造作設備は、利用者の利便性・快適性の確保において重要な施設であり、誰もが使いやすい設備としての整備を行う必要がある。

3.22.1 手すり

手すりは、高齢者、障がい者等にとって、転倒防止、立ち上がり補助、移動補助、視覚障がい者等の誘導のために必要な設備である。施設用途、設置場所、必要性等に応じ適切な配置、形状及び寸法とする。

各施設に共通する基準は以下のとおりとする。各施設における個別の基準については、3.12 階段、3.13 傾斜路、3.14 エレベーター、3.15 エスカレーター、3.17 便所を参照。

（設置高さ）

- ☆ 手すりを2段とする場合は、上段800～850mm及び下段650mmとすることが望ましい。
- 手すりの設置高さは、1本の場合は750～850mmとすること。

（連続性等）

- 手すりは起点から終点まで連続して設けること。階段、傾斜路の勾配を感知できるように、勾配に合わせて設置すること。

（壁との距離）

- ☆ 壁面と手すりのあきは30～50mm程度とすることが望ましい。手すり支持方法は握りやすいように下方に取り付けることが望ましい。

（形状）

- ☆ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形が望ましい。円形の場合は、原則として、断面の直径を30～40mm程度とすることが望ましい。
- 手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合はこの限りではない。

（端部の設え）

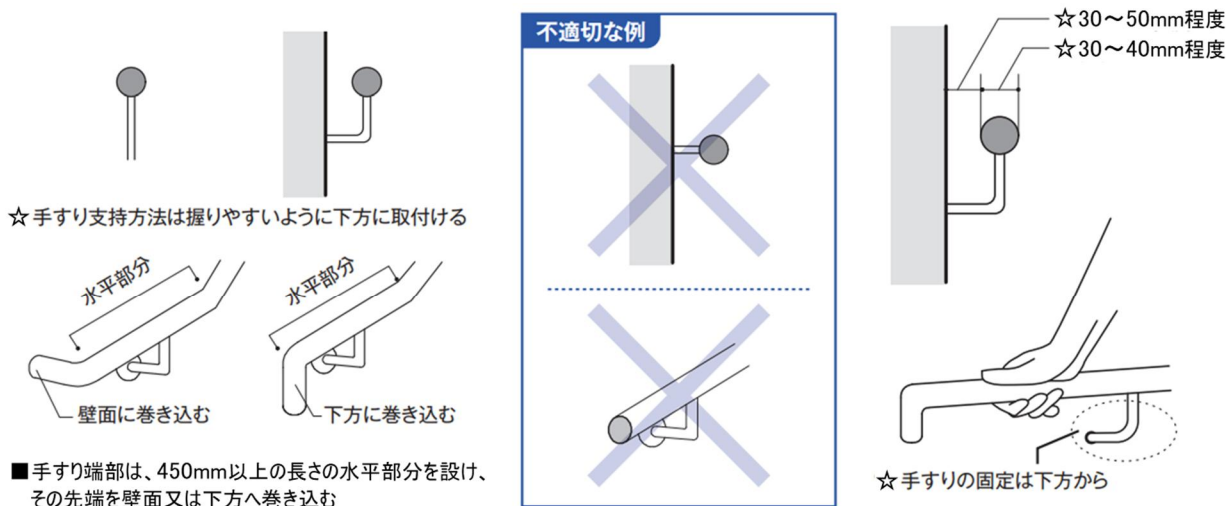
- 手すりの端部は、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

（材質・色彩）

- 肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、維持管理の容易なものとし、手すりの位置が発見しやすい色彩とすること。

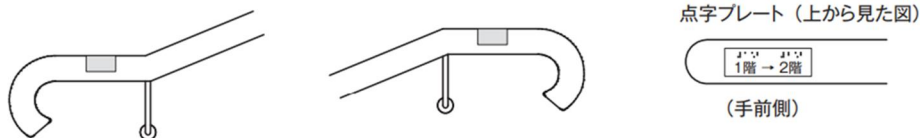
（点字表示）

- 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。

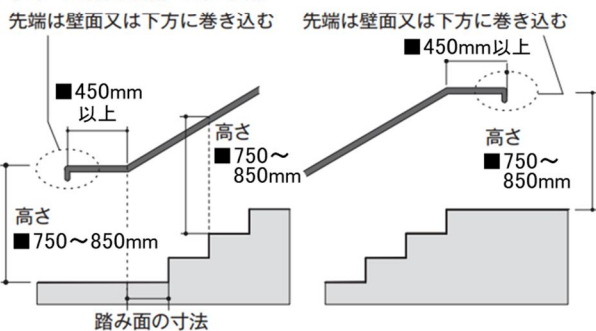


(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成
 図 手すりの形状、固定方法、端部納まり

階段手すりに設けられた点字表示



手すり始末端部の水平部



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例
 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

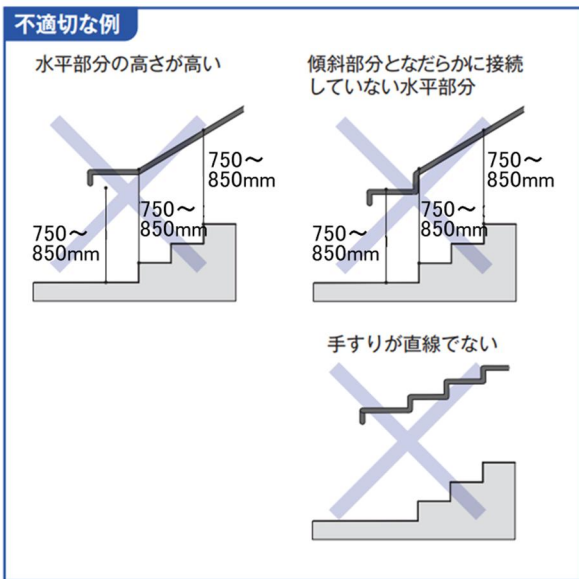


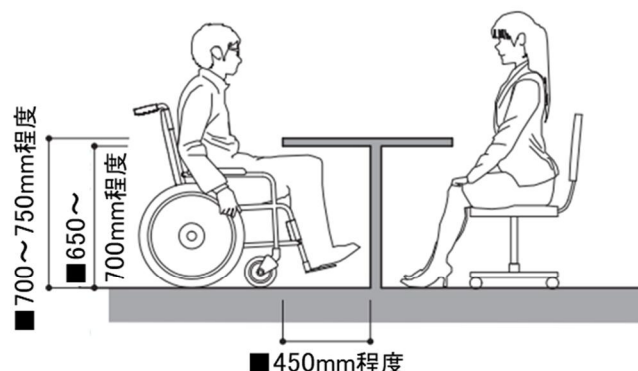
図 手すりの構造 (始末端部の構造など)

3.22.2 カウンター

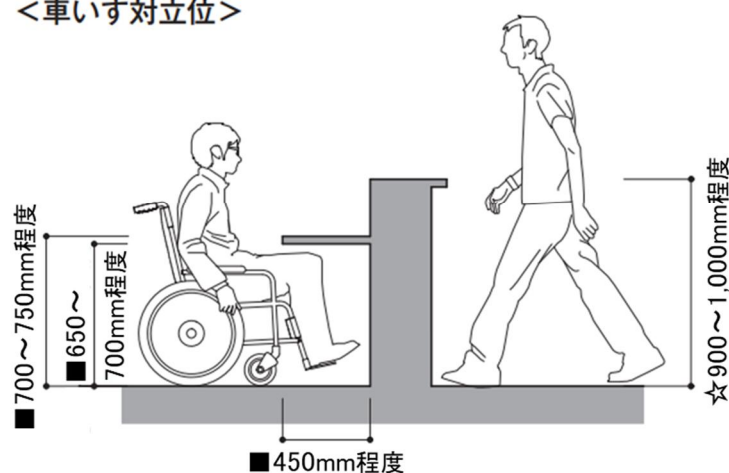
(基本事項)

- カウンター、記載台、公衆電話台等の寸法は、下部に車いすのフットサポート及び膝が入るよう、下端 650～700mm 程度、上端 700～750mm 程度、奥行き 450mm 程度とすること。
- ☆ 杖や傘を立てかけることのできるくぼみ、又は杖ホルダー等の備品を設けることが望ましい。

<車いす対座位>



<車いす対立位>



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 カウンター及び記載台の基本寸法

(車いす使用者カウンター)

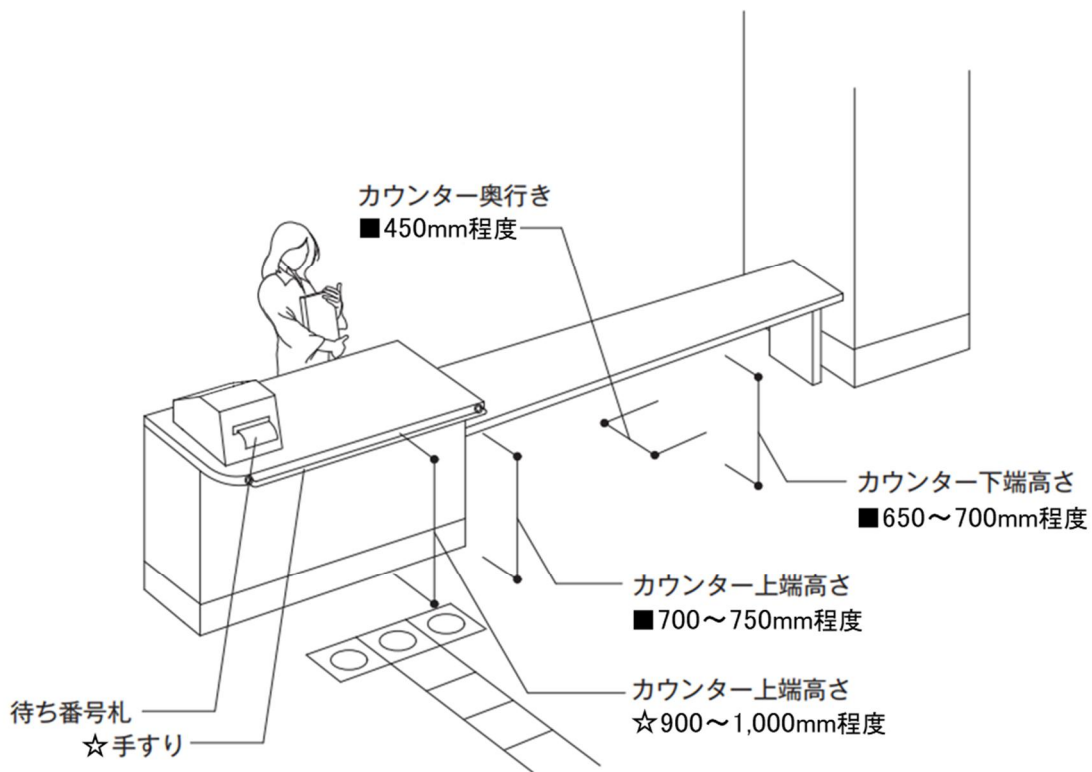
- ☆ 車いす使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車いす使用者が回転できる十分なスペース (1,500mm×1,500mm 以上) を確保することが望ましい。

(座位カウンター)

- ☆ 座位カウンターの椅子は、400~460mm の座面高さで、ひじ掛け付きのものを用意することが望ましい。

(立位カウンター)

- ☆ 立位カウンターの高さは 900~1,000mm とすることが望ましい。
- 立位で使用するカウンター等を設ける場合は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設けること。
- ☆ 立ち上がる時等に手を掛けることができるような横手すり等を設けることが望ましい。



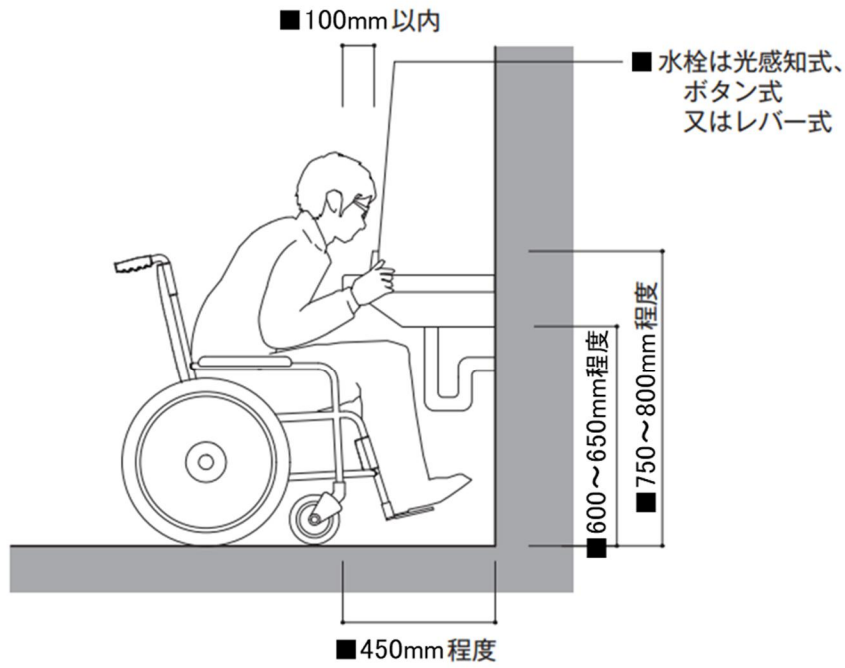
(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 カウンターの整備例

3.22.3 水飲み

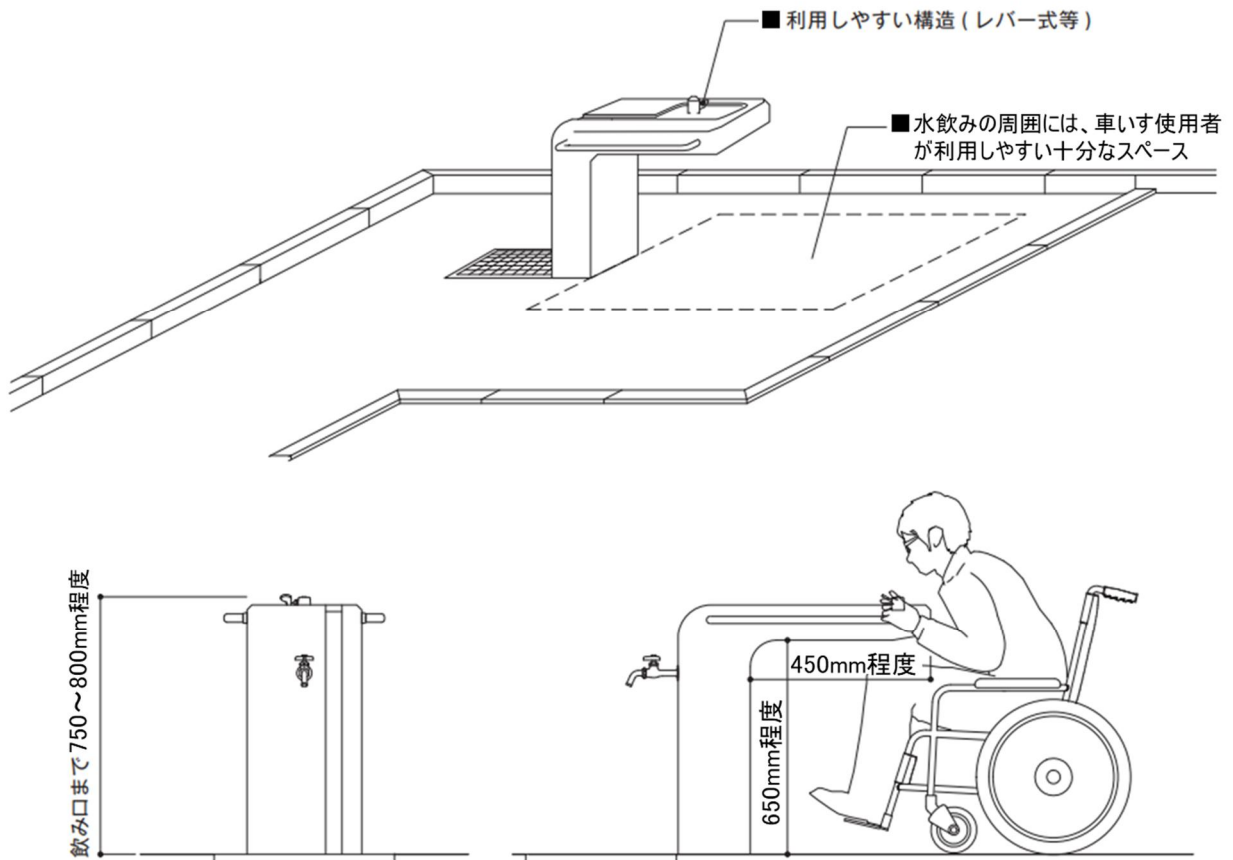
(設置)

- 水飲みを設ける場合は、車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。
- 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。
- 水飲みの寸法は、下部に車いすのフットサポート及び膝が入るよう、下端600～650mm程度、奥行450mm程度とすること。
- 車いす使用者が接近できる水平部分を確保すること。
- 飲み口は、高さ750～800mm程度とし、車いす使用者が利用できる位置として、おおむね縁から100mm以内に取り付けること。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 水飲みの基本寸法



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

図 水飲み場の整備例 (屋外)

3.22.4 自動販売機・券売機等

(機器の位置、高さ)

- 自動販売機、券売機を設ける場合には、前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。
- 自動販売機、券売機の操作ボタン、現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口、及び取出口等の高さは床面から 400mm～1,100mm 程度の範囲に設置すること。

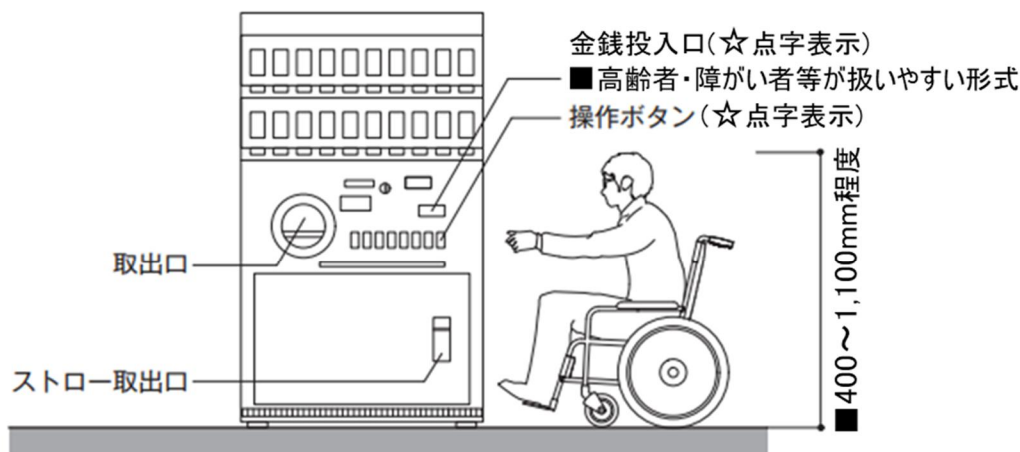
(機器の仕様)

- 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるような構造とすること。

(点字表記・音声案内)

- ☆ 自動販売機、券売機の操作ボタンには品目、金額等を点字で表示することが望ましい。現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口等についても点字で表示することが望ましい。操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設けることが望ましい。

☆ 操作内容及び状況を音声で知らせる



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 自動販売機の基本寸法と整備例

3.22.5 ゴミ箱、コンセント

(配置の原則)

- ゴミ箱を設置する場合は、全ての人々がアクセスできるスペースに設置すること。
- ☆ ゴミ箱は、便所、自動販売機コーナー、休憩ベンチ横、授乳スペース横、おむつ交換台横に配置することが望ましい。
- 戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはゴミ箱等を設けない。

(高さ)

- ゴミ箱の開口部の高さは 900mm 程度 (最大 1,200mm) とすること。

(分かりやすさ)

- ゴミ箱は分かりやすい形状、色とし、分別表示を分かりやすく行うこと。

(蓋の操作方法)

- ☆ ゴミ箱の蓋は、手や足で操作することが困難であることに配慮することが望ましい (足踏み式は避ける)。

(コンセントの設置)

- ☆ 休憩室、休憩所、案内所に来場者が利用できるコンセントを設置することが望ましい。コンセントは、車いす使用者も含む全ての人の手が届きやすい位置に設置するよう配慮すること。

3.22.6 入退場ゲート

(方式)

- 回転式は避けること。

(有効幅員)

- ☆ ゲート又は入退場を制限する装置 (例えば金属探知器) が設置されている場合、900mm 以上の広幅員ゲートを一以上設置することが望ましい。
- 少なくとも 850mm 以上の有効幅員を確保すること。

(ゲートが開く方向)

- ☆ ゲート装置が設置されている場合、ゲートは利用者とは反対側に (すなわち進行方向に) 向かって開くものとするのが望ましい。

(車いす使用者への配慮)

- 一般的に車いすでは利用できないターンスタイル、又はその他のチケットコントロール装置が設置されている場合、車いすでアクセスできるゲート又は出入口を隣接して設置する。

3.22.7 窓

(ハンドルの形式)

- ☆ 開閉するときに手首を回す必要がないもので、腕や肘で操作できるもの、又は自動等操作が簡単なものとするのが望ましい。

(設置高さ)

- ☆ 床から 900mm 程度に設置することが望ましい。転倒・転落を防ぐために、1,200mm 以下に窓がある場合は転落防止に配慮することが望ましい。

3.23 内装等（内装・備品・その他の配慮）

3.23.1 居室

ここで示す事項は、建物内において 3.11 廊下等及び 3.17 便所、3.18 客席、3.19 飲食・物販エリア、3.20 ベビーケアルーム、3.21 祈祷室を除く居室などに共通するものである。

（床面の仕上げ）

- 室内には段を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を設置すること。（傾斜路は 3.13 参照。）
- ☆ やむを得ず段を設ける場合は、段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするのが望ましい。

（車いすの転回スペース）

- 各利用居室内において、車いす（電動含む）が転回できる場所として、1,400mm×1,400mm 以上の場所を 1 箇所以上確保すること。

3.23.2 ロッカー

（設置高さ）

- 車いす使用者や低身長の人が見やすいような高さが床面から 600～1,200mm 程度のロッカーを全体の半数以上設置すること。

（番号の表示）

- ☆ ロッカー番号は分かりやすいように表示し、点字表記、かつ浮彫文字で表記することが望ましい。

（操作盤等）

- ☆ タッチパネル式は視覚障がい者が使いにくいいため、タッチパネル式を設置する場合にも一部はタッチパネル式以外（鍵付きなど）を設置することが望ましい。

3.23.3 バルコニー

（出入口）

- 出入口は水平とすること。
- 出入口の有効幅員は 900mm 以上とすること。
- 出入口は可能な限り床面と同じ高さに設置すること。

（広さ）

- バルコニーは連続させ、車いす使用者が通行可能な有効幅員を確保すること。
- 広さは 1,500mm 角以上とすること。

(床面の仕上げ)

- 床面の表面は、粗面とし又は滑りにくく、杖、車いす、足などの引っかかりが少ない材料で仕上げることを。

3.23.4 ベビーカー置き場

飲食エリアや客席利用の他、乳幼児連れの利用者が施設内で遊んだり、各種体験等に参加する場合には、一時的にベビーカーから離れる場面が発生する。そのため、安心してベビーカーを置いておくことができるスペースの確保が必要となる。

(配置)

- ☆ ベビーカー置き場を設ける場合は、盗難等の不安を軽減するため、人の目が届く位置に配置することが望ましい。

(広さ)

- ☆ ベビーカー置き場は、ベビーカーを畳まずに置いておくことのできる広さ（奥行き 1,000mm 程度以上）を確保することが望ましい。

3.24 避難設備等

災害時における高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人々の避難を円滑にするためには、利用者特性、建築物の用途、非常時の対応方法等に鑑み、展示施設ごとに、全ての人にとって安全かつ迅速に避難できる避難経路の設定と必要な情報案内のために、下記の事項に配慮した計画・設計上の工夫を施す必要がある。

- ・火災や地震等の災害等の非常事態発生を高齢者、障がい者等に速やかにかつ適切に伝達すること。
- ・視覚障がい者や聴覚障がい者等に情報提供を行うために配慮すること。
- ・高齢者、障がい者等の円滑な避難のためには、避難経路の動線計画を分かりやすいものし、避難方向等を分かりやすく情報提供すること。
- ・施設用途や規模等によっては、車いす利用者等の避難に時間や支援を必要とするが、一時的に避難する空間とそこに至るの経路を確保し適切に誘導すること。

3.24.1 避難経路

(動線計画)

- 出展施設や催事施設ごとに、全ての人にとって安全かつ迅速に避難できる避難経路を設定すること。
- 避難経路には段を設けないこと。

(避難指示設備の設置)

- ☆ 避難経路には、天井に非常口誘導灯や光点滅走行式避難誘導システム、蓄光性のある誘導タイル等を併設することが望ましい。
- 災害時の避難指示が分かるように、音に加えて文字や光でも異常事態を知らせる設備や仕組みを取り入れること。

3.24.2 一時待避スペース

(配置の原則)

- ☆ 階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段の付室及び廊下等において、避難動線の妨げにならない位置に、非常時に待避できる安全な一時待避スペースを確保することが望ましい。

(必要とされる機能等)

- 一時待避スペースを設ける場合、車いす使用者が待避するのに十分な空間となるよう、1人当たり最低900mm×1,300mmのスペースを確保すること。
- 一時待避スペースの構造は、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。
- 一時待避スペースには、助けを求めたり、状況を伝えたりすることができるインターホン等の通信設備を、操作ボタンの中心が床面から1,000mm程度の高さになるよう設置すること。

(表示)

- 一時待避スペースであることが分かるように、分かりやすく表示すること。階段室や付室に設ける場合は、その出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示すること。

3.24.3 情報伝達方法

- ☆ 視覚障がい者、聴覚障がい者をはじめとして高齢者、外国人、知的障がい者などにも配慮した分かりやすい情報伝達が可能な設備を設置することが望ましい。

3.24.4 自動火災報知器・非常警報設備・消火器

(設置場所)

- 自動火災報知設備の発信機、非常警報設備及び消火器は、車いす使用者及びその他の人々がアクセスできるスペースに設置すること。
- 自動火災報知設備の発信機及び非常警報設備は、最大操作高 1,100mm の障害物がない壁面に直接取り付けること。

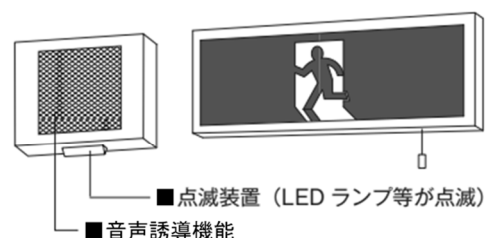
(機能)

- 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点灯型誘導灯を設けること。
- 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けること。
- ☆ 警報設備は、館内に一斉放送できる設備を設けることが望ましい。
- 自動火災報知設備を設置する建築物に設ける避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものとする。
- ☆ 点滅型誘導灯には、出入口の位置等を音声により誘導する設備を設けることが望ましい。
- 避難口から誘導する方向に設けられている自動火災報知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅・音声誘導機能が停止すること。

<誘導音付点滅型誘導灯の例>



<既存誘導灯に追加取付した例>

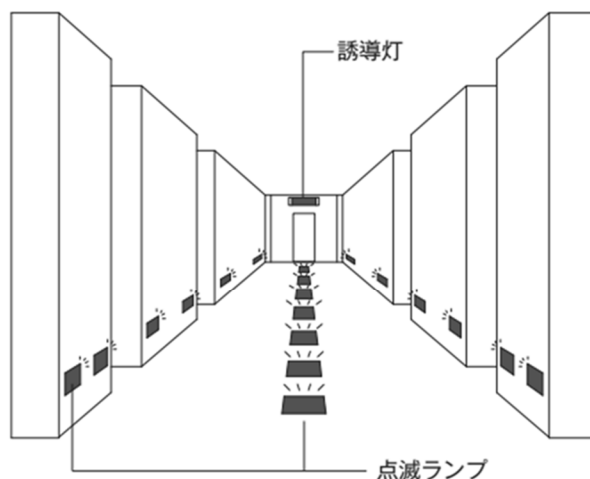


(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 音響装置による警報設備及び点滅型誘導灯の例

3.24.5 その他

- 警報発動中でも、自動ドアの開放装置が機能しつづけること。
- 警報発動中でも、警報発動エリアからの避難経路が見つけられるような照明を設置すること。
- ☆ 火災信号を受けると、床や壁に埋設された緑色のランプが、避難する方向に向かって点滅走行し、避難の方向を示す装置（光点滅走行式避難誘導システム）を設けることが望ましい。設置に当たっては、消防上の誘導基準との整合性も必要とするため、設置の方法については消防局と協議を行うこと。



（出典）横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編]

図 光点滅走行式避難誘導システムの例

- ☆ 非常時には、聴覚障がい者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字により知らせる装置（デジタルサイネージ等）を設けることが望ましい。

横浜市庁舎



（出典）横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編]

図 非常用文字表示装置の例

共通

3.25 表示・サイン

会場内にアクセシビリティに配慮したエレベーターや便所がある場合、誰にでも分かりやすい標識で明示することが重要である。原則として、JIS Z 8210 に定められているピクトグラムを使用し、JIS Z 8210 に定めがない場合は、国際標準等を参考とし、子ども、外国人を含め、全ての人に分かりやすいデザインとする。

案内板及び標識による情報提供は、高齢者、障がい者等を含む全ての利用者が分かりやすい表示内容及び表示方法とする必要がある。会場全体の施設の配置や経路を表示した案内板を設ける場合は、出入口付近の近づきやすい位置に設置し、見やすい高さ等の構造に十分配慮することが重要である。

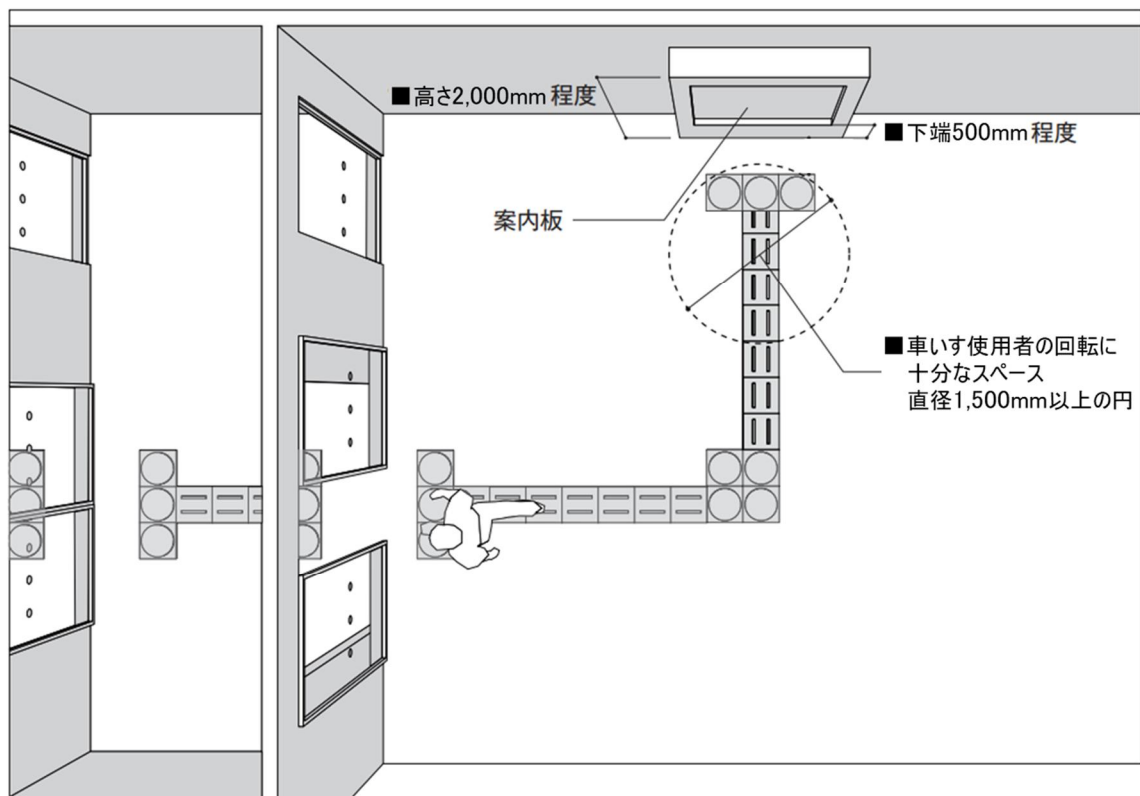
3.25.1 基本事項

(設置場所)

- 高齢者、障がい者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- 案内板は、主要な出入口や利用者が集まる場所等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障がい者等の利用に配慮して設置すること。
- 標識は、主要な出入口や園路の分岐点等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障がい者等の利用に配慮して設置すること。
- 案内板の前面には、車いす使用者の回転に支障がないように水平な空間を設けること。(直径 1,500mm 以上の円)

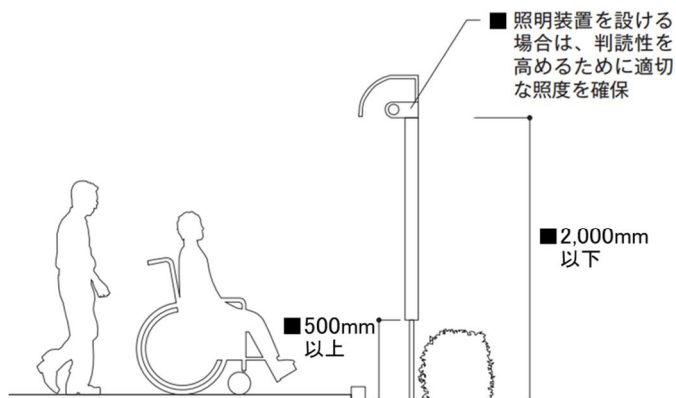
(設置高さ)

- 高齢者、障がい者等の見やすい位置に設けること。
 - 案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より 500～2,000mm 程度の範囲とすること。この基準は利用者が板面から 1,000mm 程度の距離から見ることを想定している。
 - 標識が園路上に突き出す場合は、視覚障がい者等の通行の支障とならないよう、下端が地上 2,000mm 以上の高さに設置すること。
- ☆ 便所等の特定のエリアを強調する標識は、人混みの中でも視線が届きやすいよう、床面から 2,500mm の高さで出入口のドア上に取り付けることが望ましい。加えて、弱視者（ロービジョン）に配慮し、床面から 1,400～1,600mm の高さの壁面にも取り付けることが望ましい。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 案内板の設置例 (屋内)



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

図 案内板の整備例 (屋外)

(案内板の仕様)

- 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- 標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの (当該内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの) であること。
- ☆ ユニバーサルデザインフォント等を採用し、表示内容が容易に読み取れるような文字の大

きさ、明度、色相又は彩度とすることが望ましい。

☆ 難しい表現を避け、平易な言葉で表現することが望ましい。

☆ ひらがな（ふりがな）、ピクトグラム、英語等による表示を併用し、ピクトグラムは JIS Z 8210 に示された図記号等を基本とする。JIS Z 8210 に定められていない図記号（ピクトグラム）については、「標準案内用図記号ガイドライン 2021（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）」によることや、標準化された図記号（ピクトグラム）を用いること。独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等に認識してもらえるよう、分かりやすいデザインについて聴取するなどにより検討することが望ましい。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 ピクトグラムの例

(表示内容)

- アクセシビリティに配慮したエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した標識を設けること。
- 便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、大きめのシート（大型ベッド）、オストメイト対応設備、乳幼児用椅子又は乳幼児用おむつ交換台があることを表示すること。

(ピクトグラム・文字の大きさ)

- 文字の幅高比は3対5から1対1にすること。

☆ ピクトグラムのはきは、下表のとおり、視距離にんじたものとすることが望ましい。

視距離	ピクトグラムのはきは
L < 7m	60mm × 60mm
7 m < L < 18m	110mm × 110mm
L > 18m	200mm × 200mm

☆ 文字のはきは、下表のとおり視距離にんじたものとすることが望ましい。

視距離	和文文字高	英文文字高
30m	120mm 以上	90mm 以上
20m	80mm 以上	60mm 以上
10m	40mm 以上	30mm 以上
4~5m	20mm 以上	15mm 以上
1~2m	9mm 以上	7mm 以上

(国際シンボルマーク)

■ 国際シンボルマークの表示の色は、濃いブルーと白、又は黒と白にすること。

☆ 国際シンボルマークは 100mm 角以上 450mm 角以下とすることが望ましい。

(照度)

■ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。

☆ 必要にんじ、夜間利用にんじた照明設備を設置することが望ましい。

(触知案内図)

☆ 総合案内板には、視覚障がい者のための点字表示や触知案内図を設けることが望ましい。総合案内板は点字が読みやすい角度と高さに配慮し、会場出入口等から連続した視覚障がい者誘導用ブロックを設置することが望ましい。案内所等には、当該会場の概要が点字及び触って判別できる図面で記された説明書を備えることが望ましい。

3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等

視覚障がい者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障がい者を誘導する経路を整備する必要がある。危険防止のため、通行の妨げとなるものを経路上に置かないようにする等の配慮が必要である。

また、視覚障がい者の安全・安心かつ円滑な利用のために、視覚障がい者誘導用ブロックの構造に対する配慮が必要である。注意喚起のために、必要な箇所には、音声装置や点字案内などの適切な設備を配置することが必要である。

3.26.1 視覚障がい者の誘導を行う経路（案内設備までの経路）

（誘導設備の設置）

- 会場外から会場出入口に至る経路及び共用空間の主要な園路には視覚障がい者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）を敷設すること。
- ☆ 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声等による誘導、又はスタッフ等による人的誘導を行うことが望ましい。
- 建築物・庭園敷地の出入口から案内設備・案内所等までの視覚障がい者の誘導を行うために、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。
- 触知案内図がある場合は、案内板の点字・文字等の浮き彫りの正面に向かって、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。
- ☆ 必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障がい者誘導用ブロック、又は同等の効果のある床材を敷設することが望ましい。
- 建築物・庭園又はその敷地には、当該建築物・庭園又はその敷地内のアクセシビリティに配慮したエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障がい者に示すための設備を設ける。ただし、案内所を設ける場合はこの限りではない。
 - ア 点字
 - イ 文字等の浮き彫り
 - ウ 音による案内
 - エ その他これらに類するもの
- ☆ 表示とあわせ、音声案内（言葉での説明で状況や設備内容等を伝えるもの）や音響案内（電子音や鳥の鳴き声等で場所や方向を伝えるもの）を設置することが望ましい。案内については、できる限り音声干渉しないよう配慮し、施設スタッフが常駐する場所に誘導できる内容が含まれることが望ましい。
- 視覚障がい者への誘導対応を点字、文字等の浮き彫りで対応する場合、図上の文字には点字を併記し、線は浮き彫りで表現すること。

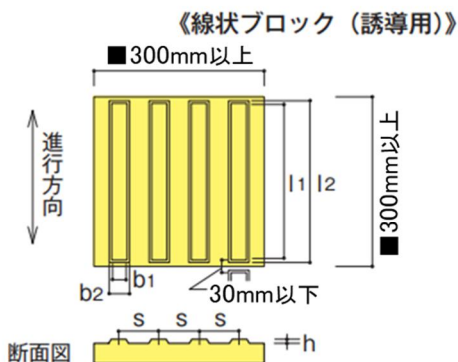
3.26.2 視覚障がい者誘導用ブロック

(配置の仕方)

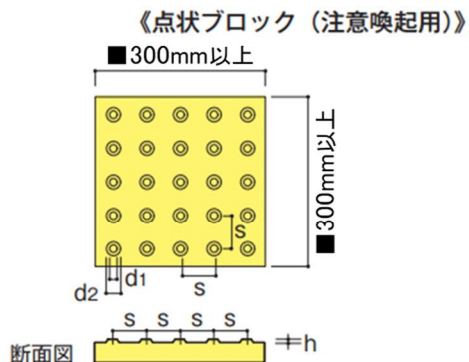
- ☆ 視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置することが望ましい。
- ☆ 視覚障がい者誘導用ブロック等は、遠回りにならないように主動線上の歩行ルートに敷設することが望ましい。
- ☆ 敷地内の通路上の柵蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等が途切れないことが望ましい。
- ☆ 視覚障がい者誘導用ブロックを通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に敷設し、かつ壁面に近づきすぎず、視覚障がい者の通行の支障とならない距離を確保することが望ましい。
- 建物出入口から施設内部にかけて視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、風除室内も連続して敷設すること。風除室は中で進行方向を変えないことが望ましい。

(ブロックの形状・大きさ)

- ☆ ブロック形状、寸法、配列は JIS T 9251 とすることが望ましい。
- 大きさは、縦横 300mm 以上とすること。
- 突起の形状は、視覚障がい者が認識しやすいものとする。
- 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。
- 視覚障がい者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。



記号	寸法	許容差
b1	17mm	+1.5mm 0
b2	b1+10mm	
s	75mm	
h	5mm	+1mm
l1	270mm以上	
l2	l1+10mm	



記号	寸法	許容差
d1	12mm	+1.5mm 0
d2	d1+10mm	
s	55~60mm	
h	5mm	+1mm

(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 線状ブロック・点状ブロックの構造

(色)

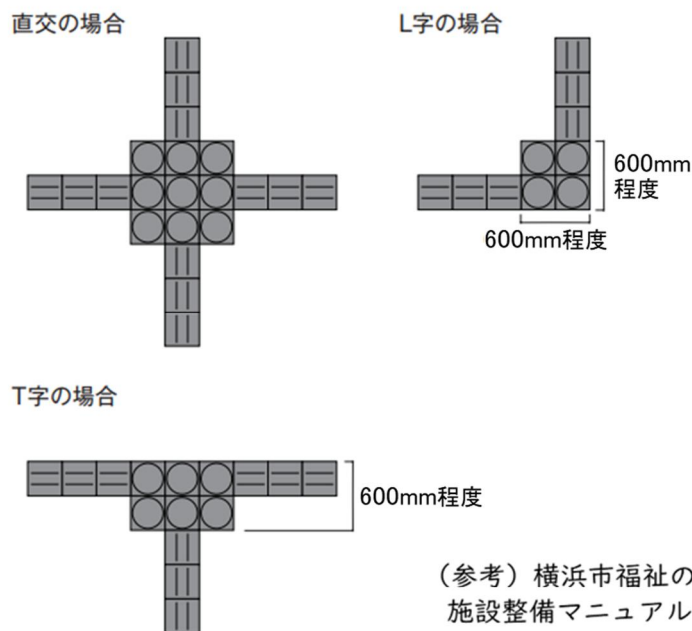
- 色は、原則として黄色とし、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。

(材質)

- 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。
- 鋳製は弱視者（ロービジョン）への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しないこと。

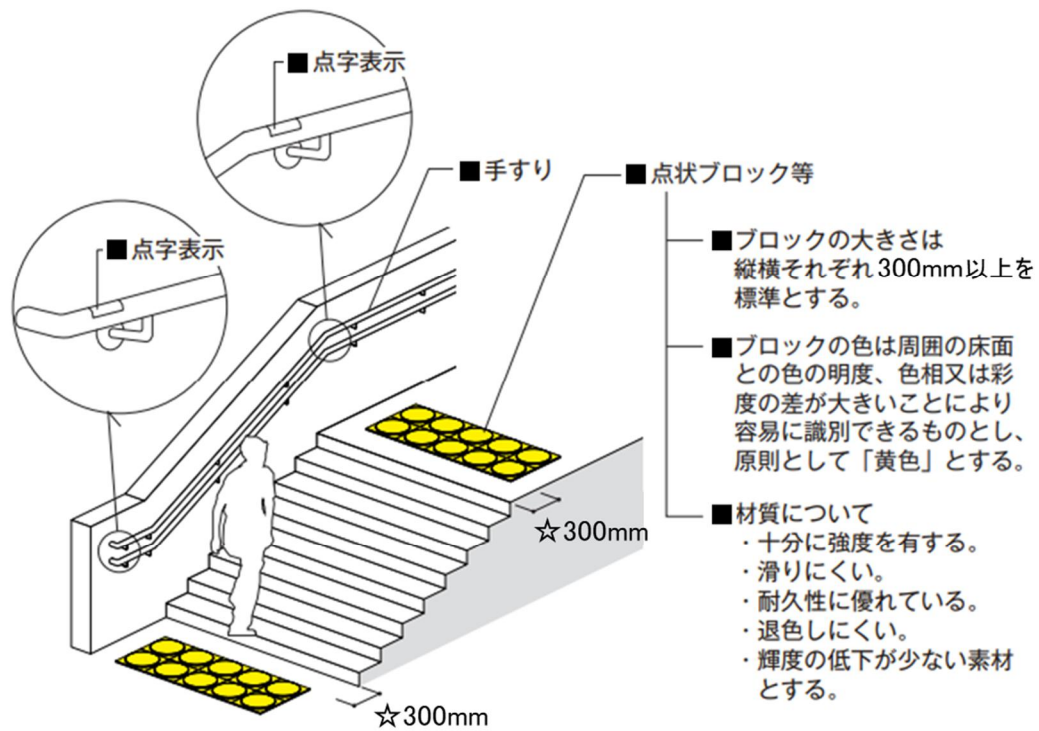
(敷設位置)

- 傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が 20 分の 1 を超えず、若しくは高さが 160mm を超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。
- 次に掲げる部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
 - (ア) 段の上端及び下端に近接する部分
 - (イ) 車路に近接する部分
- ☆ 段の上端及び下端に近接する部分にあつては、踏み越すおそれのないように点状ブロックを敷設する（600mm 程度）ことが望ましい。
- ☆ 点状ブロックは、段の上端から 300mm 離して設置することが望ましい。
- 点状ブロックは、危険の可能性を予告するため、傾斜路や階段・段の付近に敷設するほか、歩行方向の変更の必要性を予告する必要がある箇所にも設置すること。
- 線状ブロックの線状の突起を、視覚障がい者を誘導する方向と平行に敷設すること。



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

図 階段まわりの整備例

(高齢者や車いす使用者への配慮)

- ☆ 視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する際に、高齢者や車いす使用者が通れる幅を残す等の配慮をすることが望ましい。
- ☆ 建物内の場合は、線状ブロック・点状ブロックに代わる誘導設備として、誘導マットを利用することも考えられる。

上記のほか、単位空間ごとの敷設方法については、3.1 会場内園路、3.2 階段、3.3 傾斜路、3.6 園路、3.10 出入口、3.11 廊下等、3.12 階段、3.13 傾斜路、3.14 エレベーター、3.15 エスカレーター、3.16 段差解消機、3.17 便所を参照のこと。

3.27 カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペース等

障がい特性によっては人混み、音や光等、環境の状況によって不安や恐怖等を感じ、パニックを起こす場合がある。カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペースは、それらの人々が安心して本博覧会を楽しむために必要な施設である。そのため、当該施設が下記の目的を有する施設であることに配慮した計画・設計を行うことが望ましい。

- ・各人のペースや好む方法で展示等を楽しめる機能
- ・パニックの予防及びパニックが生じた時に気持ちを落ち着かせるための機能

(配置)

- ☆ 大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るすぎない照度と、遮音が施され、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間（センサリースペース）を設けることが望ましい。
- 大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、気持ちを落ち着かせることができるカームダウン・クールダウンスペース（個室又はスペース）を設けること。
- ☆ カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペースの設置位置については、来場者の動線、行動プロセスに考慮し、当事者の意見を聞いて検討を行うことが望ましい。

(必要とされる機能・設備)

- カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペースは、以下の機能を有すること。
 - ・遮光性、遮音性を確保すること
 - ・壁は柔らかい素材とすること（衝突への緩衝機能を備えること）
 - ・照明は照度調整、配光機能を備えること
 - ・防犯（施錠、緊急連絡ブザー等）に十分に備えること
- ☆ 時間を伝える設備、落ち着いて座れる椅子、給水設備や自動販売機を設置することが望ましい。
- ☆ カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペースの他、多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できることが望ましい。
- ☆ 混雑時に備えて、可動式で吸音のあるカームダウン・クールダウンスペースを準備しておくことが望ましい。
- ☆ カームダウン・クールダウンスペースを必要とする人の同伴者も一緒に利用できる大きさとすることが望ましい。
- ☆ カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペースの内装について、壁は柔らかいものとし、色については寒色系や暖色系等を採用して利用者が安心して過ごせるようにする。

3.28 待ち行列エリア

会場出入口や各展示施設等において待ち行列が発生する場合、高齢者、障がい者等、全ての人々が安全かつ円滑に並ぶことができるような移動・待ちスペースの環境整備に配慮することが必要となる。待ち行列が生じる通路の有効幅員、暑さを軽減する緑陰の配置、屋根や休憩ベンチの設置等の配慮に加え、人との間の距離を適切に確保する工夫、身体的・心理的に長時間待つことが困難な人への配慮のために、待ち時間を短縮する等の優先入場口を設けることが望ましい。

(優先入場口の設置)

☆ 障がい者等のための優先入場口を設けることが望ましい。

(施設に入る予定時間の案内)

■ 施設に入るまでの予定時間を音声と文字表示で行うこと。

(列当たりの有効幅員)

■ 待ち行列エリアにおける列あたりの有効幅員は 1,500mm 程度とすること。

(勾配)

☆ 行列エリアの床面は、水平、又は傾斜がついていても 1/50 (2パーセント) を超えないようにすることが望ましい。

(休憩用設備・日よけ)

■ 立った状態での待ち行列の場合、高齢者、乳幼児連れ、子ども、障がい者等が身体的、心理的負担を軽減できるように、行列の形態に応じて適切にベンチ等の休憩用設備を設置すること。

例えば、

・ 予想される行列の長さが 50m 以上の場合は 50m に 1 箇所設置。

・ 列に折り返しがある場合、待っている人の移動に支障のない位置 (折り返し付近等) に設置。

☆ 休憩用ベンチ等の周辺には車いすが近づき、隣接して滞在できるよう 1,500mm×1,500mm 以上の水平面を確保することが望ましい。

☆ 特に利用者ニーズが高く、利用が集中する可能性がある箇所等においては、優先席表示を行い、高齢者、障がい者等が優先的に座れるようにすることが望ましい。

☆ 待ち行列エリアでは、日よけを設置することが望ましい。

(識別性の確保)

■ 待ち行列エリアでパーテーションポール等を使用する場合は、周囲とはっきりコントラストをなす色彩を用い、待ち行列エリアとそれ以外の周辺環境を明確に区別すること。

3.29 補助犬トイレ

補助犬のトイレの利用実態は、車いす使用者用便房等や、屋外の補助犬が排泄できるトイレスペース、室内の専用の補助犬用のトイレを利用する場合など様々である。

車いす使用者用便房等の他のトイレでの運用に加え、補助犬用のトイレを設置することが望ましい。

(設備)

☆ 補助犬用のトイレを設置することが望ましい。

☆ 補助犬用のトイレを設置する場合は、夏の日差しや雨天を考慮した仕様とすることが望ましい。